堤防改修	荒川筋深川區西元町一番地先護岸板柵修繕工事	一〇、七〇	七、〇六六	一六三、五六〇	十四、三、一六 十四、三、二三	
	築地川筋京橋區築地一丁目自十二至十四番地先混凝土塊護岸改築工事	割當 二一、五九三	三九、七七二	二、二四八、一八〇	十四、三、一四 繰越	出來形金越 一、七五三圓八〇越
	間當四一圓七一七餘	七〇八、三〇	—	二九、四七三、五〇〇		
	深川區洲崎辨天町自一丁目七至二丁目一六番地先、堤防修繕工事	二七〇、三〇	—	八、七三五、二一〇	十三、六、二四 十三、八、三〇	請負（江口忠一）
	京橋區月島東河岸通二丁目七番地、一丁目一番地先堤防改築工事	三七一、二〇	高 三尺	二一、五九三、七三〇 四、九二〇、五六〇	十三、八、二八 十四、一、一四	〃（〃）
	同上 同上工事	三七七、四〇	高三尺七寸	二、三二九、〇〇〇 七九三、四六〇	〃	
	月島川筋京橋區自月島通六丁目七至同東仲通六丁目八番地先外三ヶ所堤防改修工事	六三、〇〇	三、〇〇〇	二、〇五八、一〇〇 一七四、五五〇	十三、一二、二〇 十四、三、二〇	
土捨場	當坪一〇圓六七三餘	八六六、〇〇	七七四、一五六	八、九四四、七二〇		
	深川區越中島地先第七號埋立地東面假土留柵修繕工事	三三七、〇〇	二〇九、九六〇	三、〇六一、五五〇	十三、五、二八 十三、七、二四	
	深川區越中島地先第七號埋立地南北西面假土留柵修繕工事	六二一、〇〇	三六四、一五七	三、八八三、五六〇	十三、一〇、九 十四、三、八	
浚渫	坪當六圓三二九餘	—	立坪 四、四七七、二九三	二八、三五八、〇四〇		
	大正十三年度枝川浚渫土檢收	—	—	七六二、五六〇	十三、四、一 十四、三、三一	
	同　繼續震災復舊、汐留川筋外四ヶ川機械浚渫	四、四七七、二九三坪	—	二七、三五八、四八〇	十三、四、一 十四、三、三一	
河川障碍物除卸		—	—	三、〇四九、七二〇		
	市內各枝川第一項川中障碍物除卸工事	—	—	—	十三、七、二四 十四、三、三一	
新造船	平均八四六圓三一一	三三隻	—	二七、九六八、二七〇		
	測量用木製荷足船建造工事	二隻	—	五八八、六七〇	十三、六、四 十三、七、一七	請負（岡田市太郎）工務用
	木製巡視船一隻建造工事	一隻	—	一、三四五、一〇〇	十三、六、一三 十三、八、一一	同（同人）
	木製掃除船小型外二種八隻建造工事	八隻	—	四、六五七、〇〇〇	十三、八、三〇 十三、一〇、一八	請負（金坂金一郎）
	第三次浚渫土運用木製傳馬船七隻建造工事	七隻	—	九、九三〇、〇〇〇	十三、九、二四 十三、一一、七	〃
	曳船用木製石油發動機船一隻建造工事	一隻	—	三、七四〇、〇〇〇	十三、一〇、二 十三、一二、三	〃（渡邊亮平）
	木製小型及大型掃除船七隻建造工事	七隻	—	三、〇七八、〇〇〇	十三、一〇、六 十三、一一、二〇	〃（金坂金一郎）
	木製荷足船二艘建造工事	二隻	—	三二〇、〇〇〇	十三、一一、一〇 十三、一二、九	〃
	河川巡視船一隻建造工事	一隻	—	二、一〇〇、〇〇〇	十三、一二、一一 十四、一、二一	〃（隅田川造船）
	木製ベカ船三隻建造工事	三隻	—	四四九、九三〇	十四、二、一 十四、三、三一	經理直營
	巡視用端艇一隻建造工事	一隻	—	二九八、六七〇	十四、二、四 十四、三、二二	〃
	船用瓦素倫發動機一臺	—	—	四九五、〇〇〇		
船舶並附屬品修繕		—	—	三三、七五九、〇八〇		
	ブリストマン式浚渫船第三千代田修繕工事	（一隻）	—	二、一三五、三〇〇	十三、五、一六 十三、八、九	
	鋼製土運船第十號外一隻修理工事	（二隻）	—	五、六五〇、〇〇〇	十三、六、三 十三、七、一一	請負（山田竹次郎）
	浚渫船第三千代田ヒストン外三點修理工事		—	七七、七〇〇	十三、七	請負、石井德次郎）
	鋼製土運船第四號修理工事	（一隻）	—	四、〇〇〇、〇〇〇	十三、八、二三 十三、九、二二	請負（山田竹次郎）
	鋼製土運船第十五號外一隻修理工事	（二隻）	—	一、七三七、五七〇	十三、一一、九 十三、一二、八	

	木製土運船第四號外八隻並錨揚傳馬船二隻修理工事	（十一隻）	—	—	三、四〇五、三二〇	十三、一二、九 十四、二、八	
	鋼製土運船第十二號修理工事	（一隻）	—	—	二、八七〇、〇〇〇	十三、一一、一六 十三、一二、一七	請負（山田竹次郎）
	鋼製土運船第六號修理工事	（一隻）	—	—	四、一三三、〇〇〇	十四、二、二 十四、三、一三	請負（金坂金一郎）
驗潮設備	平均一ヶ所二、〇九五〇圓九五	三ヶ所	—	—	六、二八五、二九〇		
	築地川筋京橋區明石河岸地先外二ヶ所驗潮舍設備	（三棟）	—	—	—	十三、九、二九 十三、一一、一七	
	北十川筋本所區柳島元町一七一番地先十間橋際、驗潮舍浮標管及導水管取付工事	—	—	—	—	十四、一、一〇 十四、二、八	請負（高野金太郎）
	築地川筋明石河岸明石橋際驗潮導水管据付工事	—	—	—	—	〃	〃
差蓋設備	一ヶ所三四六圓八七五	八ヶ所	—	—	二、七七五、〇〇〇		
	京橋區新佃島月島及深川區洲崎辨天町地先堤防用差蓋小屋及差蓋復舊工事	—	—	—	二、七七五、〇〇〇	十三、六、八 十三、七、一三	請負（坂本和吉）
測量費		—	—	—	四、七七五、四二〇		
機械器具		—	—	—	三、四九三、二六〇		
設計並監督費		—	—	—	一四、三二七、〇四〇		

九　施療病院建設

施療病院は、海軍軍醫學校に附設する所、敷地中央卸賣市場建設地となるを以て、他に移轉し、鐵筋混凝土三階建又平家建に建設するものにして、豫算金百二十八萬一千圓を以て、大正十三年度より十五年に至る三箇年繼續事業として執行し、入院患者三百名、外來患者四百名の診療に應ずる豫定なり、敷地は初め小石川區大塚辻町舊養育院跡を撰びしも、中央市場敷地の關係上未だ決定するに至らず、大正十三年度は豫算金四十二萬七千圓中、設備初度調辨費二萬七千九十九圓八十二錢を支出す。

十　電氣軌道事業復舊

大正十二年第九十四號市會決議に依る震災復舊施設は、大正十二年度內に、

費目	豫算	決算	殘額
震災復舊施設費	五、四九六、〇〇〇・〇〇〇円	二、三三一、四六二・〇七〇円	三、一六四、五三七・九三〇円
内 車輛	四、九六六、六〇〇・〇〇〇	二、〇三五、一四三・九六〇	—
一、低床ボギー車	四、九三〇、〇〇〇・〇〇〇（二〇〇臺）	二、〇〇二、三〇〇・〇〇〇（一〇〇臺）	—
二、自動車	六、五六八・五九三（一〇臺）	三二、八四三・九六〇（五臺）	—
機械器具	五二九、四〇〇・〇〇〇	二九六、三一九・一一〇	—
一、工場設備機械	三〇〇、〇〇〇・〇〇〇	五六、七五九・四九〇	—
二、被服工場設備機械	一九、四〇〇・〇〇〇	二〇、五五六・三六〇	—
三、印刷工場設備機械	二一〇、〇〇〇・〇〇〇	二一九、〇〇三・二六〇	—

即ち豫算五百四十九萬六千圓中二百三十三萬一千四百六十二圓の事業を擧げ、十三年五月二十五日第百二十二號市參事會決議を以て、二十三萬五千六十八圓を十三年度に繰越し、二十萬九千九百三十四圓六錢を以て全事業を擧ぐ。

費目	豫算	決算	殘額
震災復舊施設費	二三五、二六八・〇〇〇円	二〇九、九三四・〇六〇円	二五、三三三・九四〇円
機械器具	二三五、二六八・〇〇〇	二〇九、九三四・〇六〇（殘餘ヲ生セシハ豫定迄ノ支出ヲ要セサリシニ由ル）	

十一　上水道復舊

大正十三年第四十六號市會決議の上水道震災復舊事業は、十三年度內に豫定の量水器復舊、淨水場電動喞筒復舊を擧げ、玉川上水路護岸修繕工事の一部を除し、豫算額四十八萬五千七十三圓中三十八萬二千六百二十五圓五十二錢を支出したりき、即ち左の如し。

費目	豫算	決算	殘額
震災復舊費	四八五、〇七三・〇〇〇円	三八二、六二五・五二〇円	一〇二、四四七・四八〇円
一、量水器費	二九一、五四三・〇〇〇	二二四、〇七九・一〇〇	六七、四六三・九〇〇
1、量水器	二九一、五四三・〇〇〇（一五、〇一九箇）	一八五、二一七・三五〇（一一、四八三箇）	豫定箇數要セス且單價低クシテ殘餘ヲ生ス
2、修繕用材料	—	三八、八六一・七五〇	震火災ニ罹リシ量水器修繕ヲ要シ新ニ支出ス
二、淨水場費	一六一、四三〇・〇〇〇	一三一、六三七・八二〇	
1、電動喞筒	一六一、四三〇・〇〇〇	一三一、六三七・八二〇	豫定迄ヲ要セス且價額低クシテ殘餘ヲ生ス
三、玉川上水費	三二、一〇〇・〇〇〇	二六、九〇八・六〇〇	
1、水路護岸修繕	三二、〇六〇・〇〇〇	二六、九〇八・六〇〇	工事未了及豫定迄ヲ要セス殘餘ヲ生ス
イ、板柵（二七二坪）	一一、〇四〇・〇〇〇	九、八六八・八五〇（四三三坪）	
ロ、丸石垣（三二七間）	一三、〇六〇・〇〇〇	一一、二六五・〇九〇（三九〇間）	
ハ、小修繕	七、九六〇・〇〇〇	五、七七四・六六〇	

十二　養育院復舊

養育院の震災復舊事業は、大正十三年第五十一號市會決議、第百十號市參事會決議に基くものにして、豫定の如く竣成す。

費目	豫算	決算	殘額
震災復舊費	七九、六六二・〇〇〇円	七四、九三四・九七〇円	—
一、安房分院復舊費	五〇、〇〇〇・〇〇〇	四九、三九〇・二九〇	六〇九・七一〇円
イ、工事費	四六、〇〇〇・〇〇〇	四五、三九七・六九〇（寮舍、擁土留其他俸給雜費）	
ロ、臨時調辨費	四、〇〇〇・〇〇〇	三、九九二・六〇〇（備品）	
二、板橋本院並谷中墓地復舊費	二九、六六二・〇〇〇	二五、五四四・六八〇	四、一一七・三二〇

イ、工事費　二八、三八五・〇〇〇　二八、三八五・四五〇(板橋本院、谷中墓地)
ロ、雜費　一、二七・〇〇〇　一、一六〇・三三〇

〔附記〕　市民の復興

（一）

大正十三年十一月末までに於ける東京市民の復興狀態を見るに次の如し。

一、電燈　市營電燈ハ、大正十三年六月末ニ於テ殆ド全部復舊シテ震災前ニ比シ、却テ一萬六千四百二十一燈ヲ增加シ、共數六十一萬四千八百七十六燈ト爲リ、十二月十日ニハ「次表ノ如ク更ニ四萬六千八百六十燈增加シ、結局災八月ノ燈數ニ比シ、六萬三千二百八十一燈ヲ增加シ、即チ六十六萬一千七百三十六燈ト爲レリ、之ヲ災前ノ五十九萬八千四百五十五燈ニ比シ、一割餘ノ增加ナリ。

東京電燈ニ在リテモ同シク次第ニ復舊シ、十三年六月末百四萬七千百十一燈、十二月十八日現狀百七十萬五千四百五十二燈ノ復舊ヲ示ス、之ヲ災前ノ二百十九萬五千七百四十一燈ニ比スル、實ニ七割七分ノ回復ナリ、左ニ各月ノ復舊狀況ヲ擧ク。

送電完成期	市電	東電
大正十二年八月末燈數	五九八、四五五	二、一九五、七八四
九月末〃	四七五、二一三	六、八九八
十月末〃	五〇三、一〇六	一三四、五九一
十一月末〃	五二一、一二七	二四六、二七四
十二月末〃	五四九、三五四	三八一、〇三三
大正十三年一月末〃	五六二、一〇九	四四三、一二四
大正十三年二月末燈數	五七〇、七二五	五一四、八二六
三月末〃	五八三、五八一	五八八、三九六
四月末〃	五九五、六五四	六五二、九七五
五月末〃	六〇四、七九五	七一九、二四九
六月末〃	六一四、八七六	一、〇四七、一一一
七月末〃	六一九、一八一	一、四六三、七一九
八月末〃	六二五、〇二七	一、五〇八、五九〇
九月末〃	六三五、七六二	一、五五三、七〇三
十月末〃	六四六、八九四	一、六一八、八一五
十一月末〃	六五七、七六〇	一、六七一、〇七二
十二月末〃	六六一、七三六	一、七〇五、四五二

備考　十二月ハ市電ハ、十日現在、東電ハ十八日現在ノ數ナリ。

二、電車　市營電車運轉ノ狀況ハ、着々舊ニ復シ、大正十三年六月末ニ車輛一千六百四十五臺、運轉哩數百六十四哩餘トナリシガ十一月末ニ於ケル車輛ハ一千七百五十一臺、運轉哩數百八十五哩餘トナレリ、之ヲ災前八月末車輛一千九百五臺運轉哩數百八十二哩餘ニ比レスバ、車輛九割一分餘、運轉哩數十割一分餘ニ當ル、今各月ニ於ケル復舊狀況ヲ示セバ左ノ如シ。

年月次	車輛總數			運轉車輛			運轉哩數
	單車	ボギー車	計	單車	ボギー車	計	
大正十二年八月末	七七三	一、一三二	一、九〇五	三八七	八三三	一、二二〇	一八二、一九六哩
〃　九月末	五〇三	六四三	一、一四六	一七三	二四三	四一六	五三、六六六
〃　十月末	三七五	六五七	一、〇三二	二〇九	二七七	四八六	七〇、九九四
〃　十一月末	三七五	六七七	一、〇五二	二五五	三六七	六二二	八五、九三一
〃　十二月末	三七五	七一七	一、〇九二	二九四	五一九	八一三	一三六、六一三
大正十三年一月末	三七五	八一七	一、一九二	二九四	五五七	八五一	一三六、九二九
〃　二月末	三七五	八四六	一、二二一	二〇八	六一二	八二〇	一三六、八一八
〃　三月末	四二三	九二六	一、三四九	二九五	六九八	九九三	一五〇、二六五
〃　四月末	四三五	一、〇四四	一、四七九	三〇三	七四〇	一、〇四三	一六〇、三〇四
〃　五月末	四四五	一、一一九	一、五六四	三〇六	七八四	一、〇九〇	一六四、九五九
〃　六月末	四六五	一、一八一	一、六四六	二八九	七九九	一、〇八八	一六四、四七九
〃　七月末	四六五	一、二三七	一、七〇三	二八三	七九三	一、〇七六	一六四、三〇三
〃　八月末	四七五	一、二四六	一、七二一	二九八	八三三	一、一三一	一七四、〇三一
〃　九月末	四八五	一、二四六	一、七三一	三〇七	九〇一	一、二〇八	一八一、三七一
〃　十月末	五〇五	一、二四六	一、七五一	三三一	九〇六	一、二三七	一九二、四六五
〃　十一月末	五〇五	一、二四六	一、七五一	三三五	九五四	一、二八九	一八五、五九二

電車運轉ノ回復ニ伴ヒ、乘車人員自ラ增加シ、料金ノ收入亦增大ス、即チ次ノ如シ。

月次	乘車人員	乘車料金	通行稅
大正十二年八月	三六、四〇四、一五一	二、三九九、九二一・二八円	一三四、〇三九・五三円
〃　九月	九、六五七、九〇七	四五七、四四八・五〇	四三、三九三・七六
〃　十月	二七、七〇五、〇六六	一、二四四、〇〇五・七三	一〇六、〇三二・九八
〃　十一月	三四、八四一、六〇三	一、五六五、三三三・七六	一三六、九八三・五三
〃　十二月	四三、〇九四、四一八	一、八八一、三三七・四九	一五〇、六三五・五七
大正十三年一月	四四、〇三七、四九五	一、九七七、八二一・八九	一五七、二六一・四九
〃　二月	四三、六五一、〇二四	一、九一四、六六四・八八	一四五、一五四・九九
〃　三月	四七、四三八、四二八	二、一三〇、九三三・七〇	一六九、一七三・八三
〃　四月	五三、二四三、一〇一	二、三九〇、三二九・七七	一九四、二二一・五六
〃　五月	四三、〇三六、〇五五	二、七七〇、六三八・一五	一五〇、八二三・三七
〃　六月	四一、一二八、八八八	二、七一七、五八七・八七	一四一、六八一・五一
〃　七月	四〇、五〇四、七六八	二、六七七、四三〇・一〇	一四六、〇五三・五八
〃　八月	三六、〇三三、四七一	二、三八三、九〇四・五九	一三四、三八三・二八
〃　九月	四一、二三六、四〇六	二、七〇六、四八八・一八	一四五、八七五・六三
〃　十月	四三、五三〇、四四六	二、八七二、九三一・九三	一五三、二七八・一七
大正十三年十一月	四一、八五四、四〇〇	二、七七七、八五九・五〇	一四七、四五九・九二

右ニ依レバ、十三年十一月ノ乘車人員ハ四千百八十五萬四千四百人ニシテ、災前即チ十二年八月ノ乘車人員三千六百四十萬四千百五十一人ニ比シ、五百四十五萬二百四十九人、一割二分餘ノ增加ナリ、又料金ハ、十三年十一月ニ於テ二百七十七萬七千八百五十九圓五十錢、災前八月ニ於テハ二百三十九萬九千九百二十一圓二十八錢ニシテ、增加セルコト三十七萬七千九百三十八圓二十二錢即チ一割四分ナリ。

而シテ十三年一月乃至十一月間ノ平均乘車人員ハ、一ケ月四千三百五萬九千四百五人餘、平均乘車料金ハ一ケ月二百四十八萬一千八百六十九圓十四錢餘ニシテ、災前八月ニ比シ、增加スルコト人員六百六十五萬五千二百五十四人、料金八萬一千九百四十七圓八十六錢ナリ。

三、瓦斯　災後漸次供給範圍ヲ擴張シ、大正十二年十月三十日燒殘區域全部ニ供給シ得ルニ至リシガ、燒失區域ニ對スル供給モ次第ニ復舊シ、供給戶數竝ニ供給量次ノ如クナレリ。

月別	使用戶數	供給量
大正十二年十月	八二、九三八戶	一三〇、一八六、〇〇〇立方呎
〃　十一月	八三、六二〇〃	二八四、七九二、〇〇〇〃
〃　十二月	八七、四一五〃	三六四、七五一、〇〇〇〃
大正十三年一月	九一、二〇六〃	四七八、七三八、〇〇〇〃
〃　二月	九五、七七〇〃	五一六、〇九三、〇〇〇〃
〃　三月	九九、一八〇〃	四九八、三二六、〇〇〇〃
〃　四月	一〇四、一〇四〃	四六六、三三九、〇〇〇〃
〃　五月	一〇九、九〇一〃	四三五、三五五、〇〇〇〃
〃　六月	一七四、九七七〃	四三九、六〇八、〇〇〇〃

大正十三年七月	一八一、五七二戸	四二七、四三八、〇〇〇立方呎
〃　八月	一八七、六九六〃	四三九、七〇四、〇〇〇〃
〃　九月	一九三、〇七一〃	四五三、六一〇、〇〇〇〃
〃　十月	一九八、三四〇〃	四六二、六九八、〇〇〇〃
〃　十一月	二〇三、九八八〃	五三九、八九三、〇〇〇〃

是ニ由テ之ヲ觀レバ、十二年十月末ノ使用戸數八萬二千九百三十八戸、供給量一億三千十八萬六千立方尺ニ比シ、十三年十一月末ノ現狀ハ、戸數ニ於テ十二萬一千五十戸増加シテ二十萬三千九百八十八戸トナリ、五億三千九百八十九萬三千立方尺トナレルヲ知ル、ソノ増加ノ割合戸數ニアリテ十四割五分餘、供給量ニアリテハ三十一割四分餘ナリ。

四、水道　ハ、

年月日	送水量 數量	送水量 一日平均	濾過水量 數量	濾過水量 一日平均
十二年八月	三三七、四五〇、〇〇〇立方尺	一〇、八八五、四八三	三四六、七二四、九四八	一一、一八四、六七九立方尺
〃　九月	二五五、〇三〇、〇〇〇	八、五〇一、〇〇〇	二五八、一〇三、七五八	八、六〇三、四五八
〃　十月	三八二、一四〇、〇〇〇	一二、三二七、〇九六	三八九、三七七、六五〇	一二、五六〇、五六九
〃　十一月	三六一、四三〇、〇〇〇	一二、〇四七、六六六	三六七、七三四、五四六	一二、二五七、八一八
〃　十二月	三五六、六〇〇、〇〇〇	一一、五〇三、二二五	三六三、三四四、三四六	一一、七二〇、七八五
十三年一月	三四七、四二〇、〇〇〇	一一、二〇七、〇九六	三五四、一八二、三七六	一一、四二五、二三八
十三年二月	三一九、六〇〇、〇〇〇	一一、〇二〇、六八九	三三六、四〇三、七八七	一一、六〇〇、一三〇
〃　三月	三二二、四二〇、〇〇〇	一〇、四〇〇、六四五	三三二、六七三、三六九	一〇、七三一、三九九
〃　四月	三〇四、八三〇、〇〇〇	一〇、一六一、〇〇〇	三一三、一六三、六二一	一〇、四三八、七八七
〃　五月	二九〇、一五〇、〇〇〇	九、三五九、六七七	二九九、六八一、三七一	九、六六七、一四一
〃　六月	三三九、九八〇、〇一八	一一、三三二、六六七	三四七、六三六、八三八	一一、五八七、八九四
〃　七月	三六九、四二三、一〇五	一一、九一六、八七四	三七九、七三三、三六三	一二、二四九、一六〇
〃　八月	三五八、二六四、三六〇	一一、五五六、九一三	三六六、九五〇、一三五	一一、八三七、一〇一
〃　九月	三四三、七一二、〇一三	一一、四五七、〇七三	三五一、六七九、六〇八	一一、七二二、六五三
〃　十月	三四〇、三三四、八八四	一〇、九七八、五四四	三四八、八八七、八〇八	一一、二五四、四五六
〃　十一月	三二〇、五五五、七〇〇	一〇、六八五、一九〇	三二八、五七一、九六四	一〇、九五二、三九八

ニシテ、災前十二年八月ノ送水量三億三千七百四十五萬立方尺ナリシモノ、災害ノ結果九月ハ二億五千五百三萬立方尺ニ減少シ、十月十一月ハ災前ノ八月ヨリモ増加シ、其他ノ各月亦災前ノ量ヲ去ルコト遠カラズ、十三年一月ヨリ十一月マデノ間ハ、送水量平均三億三千二百八十一萬七千二百七十二立方尺餘ニシテ、災前ノ九割八分餘ニ相當ス、給水能力ノ始ド恢復セルヲ見ル可シ、而シテ各月ノ送水量ニ現ハレタル多少ノ増減原因ハ、之ヲ使用ノ方面ニ求ムベシ。

給水栓ノ復舊ハ、十三年十一月末現在栓數二十萬七千八百三十二栓ナリ、災前ノ二十四萬一千四百七十五栓ニ比シ、約八割六分ニ當ル、此外郡部ニ於ケルモノ、十三年十一月末百八栓復舊ス。

大正十三年十一月末水道給水栓狀況

區名	專用栓	舊專用栓	共用栓 公設	共用栓 私設	特別栓	私設消火栓	計	十一年八月末給水栓數	災前八月末ト十三年十一月トノ比 %
麹町	四、四九九	二、九九七	二六	一三五	五〇〇	一六三	八、三二〇	八、五三八	九七・四五
神田	三、九五二	九、〇五四	三	九〇	六六	四	一三、一六九	一九、五六七	六七・三〇
日本橋	四、八三一	九、六六八	—	二	一四六	一	一四、六四八	一九、一二九	七六・六九
京橋	三、八四九	一〇、〇〇四	四	一六〇	二一〇	一〇七	一四、三五四	一七、八六八	八〇・五一
芝	九、六七四	一〇、八四二	八三	六五九	四六〇	一三三	二一、八二〇	二三、四五八	九三・〇五
麻布	九、五一三	一、〇〇六	七〇	二五三	二四三	三五	一一、三八七	一〇、七五三	一〇五・八九
赤坂	七、二四六	一、三三五	三	一〇一	二五四	二九	九、〇七七	八、四九〇	一〇六・九一
四谷	七、四二七	七八	四四	一七六	一一三	一〇	七、八五八	七、二六〇	一〇七・九五
牛込	一三、三六八	一、三八四	七〇	六四〇	一九二	四三	一四、九二六	一四、二四五	一〇四・九八
小石川	一一、五一〇	一、七九三	八六	六二九	二一〇	七二	一三、〇六九	一二、九七一	一〇〇・六九
本郷	一〇、三六八	五、二四七	四五	二九一	一二四	四六	一六、二四九	一六、〇七五	一〇一・〇八
下谷	五、六三三	八、〇〇六	三三	三五八	八五	三六	一四、一五八	一八、三五一	七七・一五
浅草	五、一四五	一六、三三八	一〇	三二一	三五	一五〇	二一、九一七	二七、四四八	七九・八四
本所	七、八三一	七、六四四	四	九五	六六	九二	一五、七三三	二三、四八九	六六・九〇
深川	五、一五八	四、八〇七	—	三六	七三	九二	一〇、一六八	一五、六三三	六五・〇三
合計	一〇九、二〇五	八七、八五三	四七六	四、四三九	二、八一三	一、〇四八	二〇七、八三三	二四一、四七五	八六・〇八

五、學校　十三年十一月末ノ現在左ノ如シ。

學校種別	震災前校數	罹災學校數 全燒	罹災學校數 全潰	罹災學校數 半燒半潰	罹災學校數 計	震災後(十三年三月末) 廢校	震災後(十三年三月末) 休校	震災後(十三年三月末) 市外ヘ移轉	震災後(十三年三月末) 現在數	大正十三年十一月末 新設	大正十三年十一月末 休校中開校	大正十三年十一月末 現在數
小學校	二三一	一三九	—	—	一三九	六	六	一	二一八	—	—	二一八
小學校ニ類スル各種學校	四九	二七	—	—	二七	一	一	一	四六	—	—	四六
中學校	三〇	一一	一	二	一四	—	—	一	二九	二	—	三一
高等女學校	三六	一二	二	—	一四	—	—	一	三五	三	—	三八
實業學校	二四	一七	—	—	一七	—	—	—	二四	一	—	二五
實業補習學校	六七	四四	—	—	四四	—	一	—	六六	一	一	六八
師範學校	二	—	—	一	—	—	—	—	二	—	—	二
高等師範學校	二	一	—	—	一	—	—	—	二	—	—	二
臨時教員養成所	三	一	—	—	一	—	—	—	三	—	—	三
實業教員養成所	三	二	—	—	二	—	—	—	三	—	—	三

高等學校	一	|	|	一	一	|	|	|	一	|	|	一
專門學校	三九	一九	|	|	一九	|	一	二	三六	二	一	三九
大學	一一	六	|	一	七	|	|	|	一一	|	|	一一
盲及聾啞學校	二	|	|	|	|	|	|	|	二	二	|	四
計	五〇〇	二七九	三	四	二八六	七	九	六	四七八	一一	二	四九一

備考　私立學校令ニ依ル文部大臣ノ認可ヲ得ザルモノヲ含マズ。

即チ小學校及其ノ類似學校以外ノ各種學校數ハ、十三年十一月末ニ於テ、何レモ震災ノ數ニ同シキカ若クハ其レ以上ニ達スルヲ見ル、小學校ノ二百十八校ハ、災前ノ二百三十一校ニ比シ九割四分餘、小學校類似學校ノ四十六校ハ、災前ノ四十九校ニ比シ、九割三分餘ニ相當ス。

六、工場法適用工場　ハ、其數災前四千七十九ナリシモノ、災後九月末ニハ二千五百九ニ減シ、其後漸次復舊シテ、十三年九月末及十月末ニハ左ノ數ヲ見ルニ至レリ。

工場別	災前工場數	十二年九月末工場數	災前トノ比較 %	十三年九月末工場數	災前トノ比較 %	十三年十月末工場數	災前トノ比較 %
染織工場	六七八	五六三	八三・〇四	六四八	九五・五七	六五六	九六・七五
機械工場	一、九〇二	一、〇二〇	五三・六二	一、九四三	一〇二・一五	一、九六九	一〇三・五二
化學工場	六九三	四九四	七一・二六	六六四	九五・八一	六八〇	九八・一二
飲食物工場	一一四	七一	六二・二八	一〇四	九一・二三	一〇三	九〇・三五
雜工場	六七〇	三四八	五一・九四	六三二	九四・三三	六五二	九七・三一
特別工場	二二	一三	五九・〇九	二一	九五・四五	二二	一〇〇・〇〇
計	四、〇七九	二、五〇九	六一・五一	四、〇一二	九八・三五	四、〇八二	一〇〇・〇七

即チ十三年九月末ノ工場數ハ四千十二ニシテ、災前ノ四千七十九ニ對シ、其ノ九割八分餘ニ達シ、十月末ニ於ケル工場數ハ四千八十二ニシテ、災前ノ十割以上ト爲レリ、工場別ニ就テ言ヘハ、機械工場數ヲ最多トシ、特別工場之ニ次キ、何レモ災前ノ數ニ達シ若クハ其以上ニ達ス。

職工數ハ、災前男女合シテ十七萬一千一百三十六人ナリシモノ、災後九月末ハ十一萬六千八百三十二人ニ減シ、其ヨリ十三年九月末ニ十五萬六千一人、十月末ニ十五萬九千六百四十人ニ增加ス、前者ハ實ニ災前ノ九割一分餘、後者ハ九割三分餘なり、即チ次表ノ如シ。

工場別		災前職工數	十二年九月末職工數	災前トノ比較 %	十三年九月末職工數	災前トノ比較 %	十三年十月末職工數	災前トノ比較 %
染織工場	男	一五、〇八九	一二、六二一	八三・六四	一一、四六二	七五・九六	一二、六二三	八三・六六
	女	四〇、二一五	三五、五四五	八八・三八	三二、五六九	八〇・九八	三三、七〇四	八三・八一
	計	五五、三〇四	四八、一六六	八七・〇九	四五、〇三一	八一・四二	四五、三二六	八一・九五
機械工場	男	四九、四七五	二八、九一〇	五八・四三	四五、五六七	九一・七〇	四六、六一五	九四・二一
	女	四、六七九	三、四九二	七四・六三	五、〇〇五	一〇六・九六	五、〇四六	一〇七・八四
	計	五四、一五四	三二、四〇二	五九・八三	五〇、三七二	九三・〇一	五一、六六一	九五・三九
化學工場	男	一六、一四七	一一、七二四	七二・五四	一七、四〇九	一〇七・八一	一七、五七一	一〇八・八一
	女	七、二一〇	四、七九三	六六・四七	七、三五三	一〇一・九八	七、五〇四	一〇四・〇七
	計	二三、三五七	一六、五〇七	七〇・六七	二四、七六二	一〇六・〇一	二五、〇七五	一〇七・三五
飲食物工場	男	六、〇一一	二、六〇三	四三・三八	三、九〇〇	六四・八八	三、七四四	六二・二八
	女	二、六五九	一、七六七	六六・四五	二、四七三	九三・〇〇	二、五四〇	九五・五三
	計	八、六七〇	四、四〇七	五〇・八三	六、四六二	七四・五三	六、二八四	七二・四八
雜工場	男	二二、七八六	一〇、一五七	四四・五七	二一、九三九	九六・二八	二三、二六一	一〇二・一一
	女	五、九一五	四、〇〇八	六七・七六	六、三九〇	一〇八・〇五	六、九八〇	一一八・〇五
	計	二八、七〇一	一四、二四五	四九・六三	二八、三二九	九八・七〇	三〇、二四一	一〇五・三六
特別工場	男	九二三	一、〇七八	一一六・七九	一、〇二〇	一一〇・五一	一、〇三八	一一二・四五
	女	一二	二七	二二五・〇〇	二六	二一六・六六	二七	二二五・〇〇
	計	九三五	一、一〇五	一一八・一八	一、〇四六	一一一・八七	一、〇六五	一一三・九〇
總計	男	一一〇、四三八	六七、一〇〇	六〇・七五	一〇一、一八七	九一・六二	一〇四、八三九	九四・九三
	女	六〇、六九八	四九、七三三	八一・九三	五三、八一四	八八・六五	五四、八〇一	九〇・二八
	計	一七一、一三六	一一六、八三三	六八・二六	一五五、〇〇一	九〇・五七	一五九、六四〇	九三・二八

工場別男女別ヲ觀ルニ、災前ニ比シ、職工數ノ著シク增加セルハ特別工場ニシテ、男十一割二分餘、女二十二割五分餘ナリ、之ニ次クヲ化學工場トシ、男十割二分餘、女十一割八分餘ト爲リ、其他ハ、災前ニ比シ增加ノ度合著シク少ナキヲ飲食物工場ニ於ケル男工トシ、六割二分餘、多キヲ機械工場ニ於ケル女工トシ、十割七分餘ナルヲ見ル、要スルニ女工ノ增加著シキ傾向ヲ認ム可シ、要スルニ工場法適用工場及其職工ハ、略ヽ災前ノ狀態ニ復シタリト爲スヲ得ントス。

七、會社　大正十二年以後ニ於ケル狀況ヲ繹ヌルニ、

新設會社

年月次	株式 社數	株式 總資本額	合資 社數	合資 總資本額	合名 社數	合名 總資本額	合計 社數	合計 總資本額
十二年七月	五	八四五、〇〇〇円	二	一七、〇〇〇円	—	—	七	八六二、〇〇〇円
〃八月	一九	六、七九六、〇〇〇	四七	一、八二六、五〇〇	一一	九二、五〇〇	七七	八、七一五、〇〇〇
〃九月	四	三、五〇〇、〇〇〇	九	九八、〇〇〇	一	三〇、〇〇〇	一四	三、六二八、〇〇〇
〃十月	一四	二、二九三、〇〇〇	八八	一、七五五、三一〇	一九	二六三、二七六	一二一	四、三一一、五八六
〃十一月	二三	一〇、〇〇九、〇〇〇	一三二	一、四五四、〇二九	二六	一、二七七、六〇〇	一八一	一二、七四〇、六二九
計	六五	二三、四四三、〇〇〇	二七八	五、一五〇、八三九	五七	一、六六三、三七六	四〇〇	三〇、二五七、二一五
十三年七月	二一	八、八五五、〇〇〇	九〇	一、二四九、一〇〇	一二	四〇四、〇〇〇	一二三	一〇、四八八、一一〇
〃八月	三一	一二、五四〇、七五〇	七三	八二六、三〇〇	一二	一、〇二四、五〇〇	一一六	一四、三九一、五五〇
〃九月	二九	五、六七五、〇〇〇	一〇七	一、〇五一、二四五	一二	二三〇、五九九	一四八	六、九五六、八四四
〃十月	二二	一七、七〇〇、〇〇〇	九三	一、三三五、九三六	一七	六九三、〇〇〇	一三二	一九、七二八、九三六
〃十一月	一九	八、四三八、〇〇〇	一〇〇	一、三八二、〇〇〇	一一	一五三、九〇〇	一三〇	九、九七三、九〇〇
計	一二二	五三、一八八、七五〇	四六三	五、八四四、五九一	六四	二、五〇五、九八九	六四九	六一、五三九、三四〇

解散會社

年月次	株式會社數	合資會社數	合名會社數	計
十二年七月	一	二	—	三
〃 八月	五	八	三	一六
〃 九月	—	五	四	九
〃 十月	二一	二〇	六	四七
〃 十一月	三五	三四	一八	八七

比較

	大正七月	〃八月	〃九月	〃十月	〃十一月	計	平均
新設	七七	一四	一二一	一八二	四〇一	八〇、二	
解散（引）増減（一）	三	一六	九	四七	一六二	三二、四	
	四（十）	六一（十）	五（十）	七四（十）	九五（十）	四五、八（十）	
	六三（十）	七七（十）	八七（十）	八二（十）	七二（十）	三八一（十）	七六、二（十）

平均一箇月ニ會社ノ新設セルモノ、十二年ニ於テ約八十、十三年ニ於テ約百二十九ニシテ、其比ニ一：一・六ナリ、同上解散セルモノ、十二年ニ約三十二、十三年ニ約五十三、其比ニ一：一・六ナリ、新設解散相殺シテ從來ヨリ增加シタル割合ハ、十二年ニ於テ平均四十五、十三年ニ於テ平均約七十六ニシテ、其比ニ一：一・六ナルヲ見ル。

（二）

或は更に復興氣運のバロメーターとも謂ふべき出版界の狀況を視ん乎、內務省警保局圖書課は、大正十三年の春頃、早く已に左の如き形勢あるを報す。

昨年九月の大震火災において、東京および橫濱地方の各新聞社、印刷工場は共に殆ど全滅に歸して、僅かに東京日日、報知、都の三新聞社と少數の印刷所だけが、辛うじて災厄を免れた、しかしその災厄を免れた新聞社、印刷所も、震後電力の供給杜絶その他の事情で暫くの間は出版不能の止むなき有樣であつた。

東京地方の出版機能が一朝にして全滅や活動不能の狀況に陷つたといふ事實は、どれほど乎ひどく我が國出版界に打擊を與へたものであるかは今更事新しく說明するにも及ばないことである、當時にあつては一體出版界の前途はどうなることやら、果して何月になつたら既往の通りに新刊雜誌を讀み得ることやら、全然豫想のつきかねることがあつた、然も今日新聞雜誌は吾々の日常生活に必要缺くべからざるものとなつてゐるのである、果然出版界の中心地大阪移動說といふものが巷間眞しやかに唱へられ始めて來た、即ち東京地方の出版機能の被害が甚大であるため、その復興は到底短日月間に覺束ない、したがつて機を見るに敏なる出版業者達は先を爭つてその新根據地を大阪にもとむるであらう、そしてその結果當然わが國出版中心地が東京を離れて、大阪に移動するに至るであらうといふのである、當時は一應尤もな說としてこれに耳を傾けたものも少くないけれども、この說は甚だしい誤であることが分明して來た、それは第一に東京がいはゆる復興方針の確立と同時に、將來も同じくわが國文化の大中心地であるといふこと、第二には大阪の全印刷能力が意外に少く、東京の殘存印刷能力にさへも匹敵しがたいこと、第三に凡そ出版機能の人的および物的施設はたやすく移動若くは擴張を許さぬことなど、重要な事情をことごとく看過してゐ、そしてこの說の誤であることは事實が最も有力に物語つてゐるのである、即ち震火災後における東京地方の出版界は意想外に極めて急激な勢をもつて新興して來てゐる、例へば次の表は、震災前から東京で新聞紙法によつて發行せられてゐる、雜誌の復興振りに關する調査表であるが、一般の趨勢を察するに足るであらう。

東京發行雜誌震前後比較統計

大正十三年四月末調

雜誌類別	震前	震後十月末迄	現在
勞働及社會雜誌	十六種	六〃	十七種
婦人雜誌	十六〃	十〃	十三〃
文學雜誌	七〃	三〃	六〃
講談雜誌	七〃	六〃	七〃
經濟雜誌	九〃	三〃	九〃
思想雜誌	八〃	四〃	八〃
政治外交雜誌	十〃	三〃	十一
宗教教育雜誌	十二種	六種	十七種
法律雜誌	六〃	三〃	七〃
少年雜誌	八〃	八〃	八〃
其他の雜誌	二十二〃	十二〃	二十八〃
合計	百二十一〃	七十四〃	百三十一〃

右の表において震災前に比し現在なほ減少を示してゐるものは僅かに婦人雜誌で三種、文學雜誌で一種に過ぎない。その他はことごとく震災前と同數若くは增加を示してゐる。

次に全國的に震災後の趨勢を調べて見よう。

全國新聞紙現在數比較表

大正十一年六月	八 月	四、二九六種
〃 十二年六月	九 月	五、〇三八〃
〃 十三年三月	十 月	五、三三三〃

全國出版物納本數比較表

大正十一年度	十一月	三、二五八種
	十二月	三、八八六〃
	一月	五、九三四〃
	二月	四、七二〇〃
	三月	五、一四七〃
大正十二年度	四月	二、九七〇〃
	五月	三、二八三〃
	六月	四、三一三〃

東京府大阪府神奈川縣管內新聞紙現在比較數

府縣名	大正十二年六月	大正十三年三月
東京府	八六七種	一、〇七四種
大阪府	五〇八〃	六五〇〃
神奈川縣	一七三〃	六八〃

以上各表の何れによつて見ても、數字的にわが國出版界は既に完全な復興振りを示してゐるのであつて、たゞ普通出版物の納本數においてなほ幾分遺憾があるに過ぎない、殊に將來わが國の出版界の中心が、東京を離れ大阪に移動するであらうといふことは到底想像されがたい反對の現象を呈してゐるのである。

第三篇　收說

第一章　變災の教訓

顧れば大正十二年九月一日の震災は、我が帝都に取り、我が帝國に取りて、實に稀有の天殃なりしなり、十萬の生靈を喪ひ、七十億圓の資財を燒亡し、其禍害の慘烈なる言語筆紙の能く盡す所に非ず。

然れども一面よりして之を觀ん乎、此くの如き災禍も、全く之を無意義なる慘劇とのみ見るべきに非ざる如し、たとへ其をして殘忍なる自然の惡戲に出でしむるにせよ、無關心なる大地の變動に過ぎざらしむるにせよ、吾人人類は、少なくも之を一種の教訓として受取らざる能はず、間接に、直接に、不用意に、用意に、吾人人類に衝動を與へ、其影響する所極めて深刻にして且遠大なるもの有ればなり。

元來東京の地は、我邦外側大地震帶近傍にあり、利根川地震帶にも遠からず、內灣亦地震帶を有するやの疑ひあり、地震の多き全國屈指の地たるのみならず、大地震も從て多く、德川氏入國以降の主なるもののみにても、

元和元年六月朔日の震災
寬永五年七月十六日の震災
寬永七年六月廿三日の震災
寬永十二年正月廿三日の震災
正保四年五月十四日の震災
慶安二年六月廿日の震災
慶安二年七月廿五日の震災
元祿十年十月十二日の震災
元祿十六年十一月廿三日の震災
寶永三年九月十五日の震災
天明二年七月十四日の震災
文化九年十一月四日の震災
安政二年十月二日の震災
明治廿七年六月廿日の震災
大正十二年九月一日の震災

あり、稱して之を震災の都と爲すも不可なきが如し、加ふるに地もと大海灣に臨み、大河川に跨り、而して大平野の一角に在り、殆ど日として風無きの日なく、又しば〳〵颱風の通路に當り、風水の害を受くること古より其幾回なるを知らず、主なるもののみにても、

慶長元年九月十九日より廿二日に至る水災
慶長十九年八月廿八日の風災
元和三年四月十日より十二日に至る風水災
寬永十五年正月朔日の風災
明曆二年八月廿二日の風災
寬文十一年八月廿八日の水災
延寶八年閏八月六日の風水災
寶永元年七月五日の水災
享保二年八月十六日の風災
享保十三年九月二日の水災
寬保二年八月朔日より八日に至る風水災

寬延二年八月十三日の水災
安永九年六月廿九日の水災
天明六年七月十八日の水災
寬政三年九月四日の海嘯
享和二年七月四日の水災
文化十三年閏八月三日四日の風水災
文政六年八月十七日の風水災
弘化三年六月廿八日より七月七日に亙る水災
安政三年八月廿五日の風水災
明治十年十一月十一日の風災
明治十三年十月四日の風災
明治十七年九月十五日の風水災
明治廿二年九月十一日十二日の風水災
明治廿四年八月卅日の風水災
明治廿九年九月十一日乃至十六日の水災
明治卅年九月九日の風水災
明治四十年八月廿二日乃至廿八日の水災
明治四十三年八月十日の水災

あり、又稱して之を風水災の都と爲すべきに足り、同時に然かく多風の故を以て、一たび火を失する事あれば忽ちに大火となるを常とし、火災の多き、數ふるに暇あらず、就中、

慶長六年閏十一月二日火災
元和七年正月廿四日火災
寬永四年九月峰日火災
寬永十八年正月峰日火災
明曆元年九月廿三日火災
明曆二年十月十六日火災

萬治元年正月十日火災
萬治三年正月十四日火災
寬文元年正月廿日火災
寬文八年二月朔日火災
寬文八年二月四日火災
天和二年十一月廿八日火災
天和二年十二月廿八日火災
元祿八年二月八日火災
元祿十年十月十七日火災
元祿十一年九月六日火災
元祿十三年二月六日火災
元祿十五年二月十一日火災
元祿十六年十一月十八日火災
元祿十六年十一月廿九日火災
寶永七年十二月十九日火災
正德元年正月四日火災
正德三年十二月十一日火災
正德三年十二月廿二日火災
享保元年正月元日火災
享保元年正月十一日火災
享保二年正月廿二日火災
享保二年六月九日火災
享保二年十二月廿八日火災
享保三年四月廿日火災
享保三年五月朔日火災
享保三年十二月五日火災
享保四年二月十四日火災
享保五年三月廿七日火災

享保六年二月七日火災
享保六年二月九日火災
享保六年三月三日火災
享保六年三月四日火災
享保六年十二月十日火災
享保八年二月十六日火災
享保八年十二月五日火災
享保十年二月十四日火災
享保十二年十二月十日火災
享保十四年二月十三日火災
享保十六年四月十五日火災
享保十七年三月廿八日火災
延享二年二月十五日火災
延享三年二月晦日三月朔日火災
寶曆六年十一月廿三日火災
寶曆十年二月四日火災
寶曆十年二月六日火災
寶曆十三年二月五日火災
明和八年正月廿一日火災
明和八年二月廿九日火災
明和九年二月廿九日火災
安永七年二月十二日火災
天明四年十二月廿六日火災
天明六年正月廿二日火災
天明六年正月廿三日火災
天明六年二月六日火災
寬政四年七月廿一日火災
寬政五年十月廿五日火災

寬政六年正月十日火災
寬政九年十一月廿二日火災
文化八年二月十一日火災
文政元年十月十七日火災
文政三年三月四日火災
文政六年正月十二日火災
文政六年十二月廿五日火災
文政十二年二月十六日火災
文政十二年三月廿一日火災
天保五年二月七日火災
天保九年三月十日火災
天保九年四月十七日火災
天保十三年三月七日火災
天保十四年十二月廿七日火災
弘化二年正月廿四日火災
弘化三年正月十五日火災
嘉永二年八月廿五日火災
嘉永三年二月五日火災
安政元年十二月廿八日火災
安政二年三月二日火災
安政二年十月二日地震火事
安政五年二月十日火災
安政五年十一月十二日火災
安政五年十一月十五日火災
安政六年二月廿二日火災
文久三年六月三日火災
元治元年三月十四日火災
慶應二年十一月十日火災

明治二年十二月廿八日火災
明治三年二月十日火災
明治三年六月二日火災
明治三年十二月廿二日火災
明治五年二月廿六日火災
明治六年十二月九日火災
明治九年十一月廿九日火災
明治十一年三月十七日火災
明治十二年十二月廿六日火災
明治十三年二月三日火災
明治十三年十二月卅日火災
明治十四年一月廿六日火災
明治十四年二月十一日火災
明治十四年二月廿一日火災
明治十八年三月十三日火災
明治二十三年三月五日火災
明治二十五年四月十日火災
明治三十一年一月三日火災
明治四十四年四月九日火災
大正二年二月廿日火災

の如きは、其主なるものなり、稱して之を火災の都と爲す固より不可なきなり、已に震災の都たり、風水災の都たり、又火災の都たりとせば、東京は實に變災の都會に非ずや、東京に市民たるもの、變災に對して常に脅威を感ぜざらんと欲するも復た得べからざるなり。

而して其不安や、其警戒や、大野國大海國の感化と相俟ちて、市民をして所謂江戸兒ならしめつ、簡潔を好みて解り善く、濶達にして小面倒なるを嫌ひ、輕快にして根强からず、俠武にして堅忍ならず、今日主義の樂天家にして、宵越の錢を持たずと稱せらる、之が住宅の如きも、明暦火後、概して永久的ながらも假屋風を爲し、公侯の邸第と雖、千疊敷なく、日暮門なく、復た元和、寛永の大建築あらざりしなり、安政震災後に至り、殊に其然りしを見る、之が原因たる素より一にあらざるべきも、變災の脅威が、意識無意識間に影響したる所決して尠少なりと謂ふべからず、此くの如き弱點あるの一面、東京市民が常に能く動的にして、恒久の若さを保持し、猶興し、復興し、進取して已まざらんとするもの、亦其一因を變災の脅威に歸せざる能はず、蓋し背後の不安が、絶えず盈滿を牽制し、絶えず安佚を鞭韃して、市民をして老ゆることを得ざらしめ、絶えず之が防備を爲して變災の脅威を遁れ、若くは之を征伏せんと欲せしむるに是れ由らずんばあらざるなり、明暦火後、江戸の市區に大改正を見、天明飢饉後、江戸市民の救濟機關に殆ど整備を見たる如きも、竟に變災を一種の教訓視して、其警告を傾聽し、之を畏れ之を懼れて、豫め之が備を爲したるものにあらずとせず。

果して然らば、此の千古の大震災に對して、吾人亦其教訓を學ばずして可ならんや、十萬の死者をして無意義の犧牲たらしめざるは、吾人の義務なり、七十億圓の燒亡資財をして無價の灰燼たらしめざるは、吾人の當に務むべき所たり、敵國外患なきもの國恒に亡ぶとせば、吾人市民たるもの、變災に對して徒らに兒女の涕を爲すべきに非ず、自然の大警告に覺醒し奮起し、以て其若さを甦らせ、其元氣を振興し、其活動を新にし、而して能く我が市永遠の繁榮を建成すべきのみ、吾人は再言す。

十萬の死者をして無意義の犧牲たらしめざるは、吾人の義務なり。

五十五億圓の燒亡資財をして無價の灰燼たらしめざるは、吾人の當に務むべき所たり。

第二章　一般的教訓

大震災の教訓は一にして足らず、一般的教訓として受取るべきものあり、國民的警告として傾聽せざるべからず、地方的教訓として受取るべきものあり、市民的警告として傾聽せざるべからず。

國民的警告として傾聽すべきものゝ最も主なるは、盈滿の戒めなり、國民の氣盈ち意驕り、華奢放縱、漸く俗を爲さんと欲するに對する一大懲戒として受取るべきもの是なり。

王政維新、興國の基礎を定め、智識を世界に求めて國力を培養し、明治二十七八年役に戰ひて、一たび其培養し得たる力量を試驗し、培養十年、明治三十七八年役に戰ひて二たび其培養し得たる力量を試驗し、更に培養十年、大正三年よりの世界戰爭に戰ひて、三たび其培養し得たる力量を試驗すべき筈なりしも、位置戰局の中心に遠く、竟に力量を試驗するに至らずして已み、却て戰時物資の供給者として米國に次ぐの成金國と爲り、國際位置、第二の獨逸を以て目せらるゝまでに危殆に瀕しつゝあるに拘らず、第四培養期十年を空しく奢侈享樂の間に磨過し去らんとし、人をして興國の意氣日に消せんとするを歎ぜしめたり、烈震一過、國民の代表的聚團たる帝都を震壞し、以て之を一炬に付したるもの、方に斯時に際す、之を盈滿に對する峻嚴なる警告として、將た酷烈なる懲戒として受取らざらんと欲するも得ざらんとす。

忝くも天皇陛下は、國民に諭して、興國の意氣に立返るべきを指示し給ひ、大詔を下して、

輓近學術益〻開ケ、人智日ニ進ム、然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萠シ、輕佻詭激ノ風モ亦生ス、今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ、或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル、況ヤ今次ノ災禍甚大ニシテ、文化ノ紹復、國力ノ振興ハ、皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ、是レ實ニ上下協戮、振作更張ノ時ナリ、振作更張ノ道ハ他ナシ、先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ、其ノ實效ヲ擧クルニ在ルノミ、宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ、智德ノ並進ヲ努メ、綱紀ヲ肅正シ、風俗ヲ匡勵シ、浮華放縱ヲ斥ケテ賢實剛健ニ趨キ、輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ、人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ、公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ、節制ヲ尙ヒ、忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ、博愛共存ノ誼ヲ篤クシ、入リテハ恭儉勤敏、業ニ服シ產ヲ治メ、出テハ一己ノ利害ニ偏セスシテ、力ヲ公益世務ニ竭シ、以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮、社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ。

と宣らせ、山本首相亦聖意を體して國民に、

謹テ按スルニ、明治天皇夙ニ開國進取ノ國是ヲ定メ、積弊ヲ一新シテ、庶政ノ釐革ヲ斷行シタマヘリ、是ニ於テ民心一時ニ作興シ、質實剛健ノ氣風ヲ以テ文化ヲ開發シ、國運ノ隆々タル、前古其ノ比ヲ見ス、復教育ニ關スル勅語ヲ下シテ、其大綱ヲ諭シ、國體ノ尊フヘク、淵源ノ重スヘキヲ知ラシメタマヘリ、日淸日露ノ兩戰役ニ偉績ヲ奏セシハ、實ニ教育勅諭ノ明效ナリ、然ルニ國威ノ宣揚セラレタルト共ニ國民ノ意漸ク驕リ、動モスレハ輕佻浮華ニ失セムトスルモノアリ、先帝更ニ大詔ヲ煥發セラレ、勤儉ヲ勸メ、荒怠ヲ誡メタマヘリ、然レトモ積年ノ宿弊ハ容易ニ之ヲ改ムルヲ得ス、殊ニ歐洲大戰ノ齎セル經濟界ノ變調ニ促サレテ、人心放縱ニ流レ、節制ヲ失ヒ、國情ト相容レサル外來思潮ト相待チテ、思想詭激ニ趨カムトスルノ風アリ、今ニシテ反省自覺、以テ中正ニ歸スルニ非スムハ、社會ノ頽敗ハ、遂ニ之ヲ濟フニ由ナカラムトス、今未曾有ノ天災ニ際シテ

此ノ聖詔ヲ拜スルニ至リタル所以ヲ思ヒ、恐懼益ゝ深シ。顧フニ聖旨ヲ奉體シテ之カ實行ヲ期シ、文物ヲ災後ニ恢復シテ、更ニ國運ノ振張ヲ圖ルニハ、其ノ努力從來ニ幾倍スルモノナカルヘカラス、是レ國民精神ノ振作更張、特ニ急切ヲ告ル所以ナリ、之カ爲ニ先ツ教育ノ振興ヲ圖リ、特ニ德育ヲ根柢トシテ、重ヲ人格ノ養成ニ置キ、弛緩セル風紀ノ振肅ニ勉メ、浮華ヲ去リ、輕佻ヲ斥ケ、我邦道德ノ大本タル忠君愛國ノ思想ヲ基礎トシテ、益ゝ協力一致、義勇奉公ノ精神ヲ旺ニシ、官民齊シク奢侈ヲ戒メ、冗費ヲ節シ、生活ノ安固ヲ圖リ、經濟上ノ實力ヲ養ヒ、進ンテ力ヲ產業ノ進暢ニ盡シ、以テ國家ノ興隆ニ致ササルヘカラス。

今此ノ災厄ノ後ニ於テ、人々ノ自覺ヲ促シ、現下ノ弊風ヲ一掃シテ、維新當初ノ元氣ニ復シ、國民ノ精神ヲシテ愈ゝ剛健ナラシメ、相率キテ文物ノ恢復ト國力ノ振興トニ盡瘁シ、以テ聖慮ニ副ヒ奉ラムコトヘ、本大臣ノ切望シテ止マサル所ナリ。

と諭告す、即ち盈滿を戒めらるゝ所以に非ざる莫し、驕侈を抑へ、輕佻を斥け、荒怠を戒め、譏激を矯め、擧國一致して、質實剛健なる興國の士氣を振起し、朝野協力して、勇往不屈なる少壯民族の活動に復り、努力黽勉以て更張復興の實を擧ぐるに努め、献身奉公以て國家の進運に貢献するを期し、斯に始めて聖旨に奉答するに足る。

而して我が市民に在りても、一たび大災に直面するや、同じく盈滿の戒めを痛感し、災後一旦華奢の風を一掃したるの概あり、玄米飯に舌鼓打ち、綿衣に身を纏ひて活動し、若き婦人も鮮衣を着くるを憚り、男子は一般に輕便なる洋裝を用ひ、街頭全く綺羅の影なく、滿城一時脂粉の跡を絶ちたり、其間纔に一兩年に過ぎざりしも、質素簡樸の俗を復興したるや喜ぶべからずと爲さず。

次に人目を惹きたるは、相愛精神、共同精神の發揮なり、自然の猛威に對して、同類相憐に一致し、遭難者互に相扶掖し相幇助して危害を免るゝに努めたるのみならず、全國民を擧げて一齊に拯ひ臻り、遠くは元寇の昔國難に殉ずるに一致し、近くは明治二十七八年役三十七八年役に國難に殉ずるに一致したりし共同相愛の精神を發揮し、人をして民族の前途が依然として賴もしきものあるを思はしめたり。

次に人目を惹きしは、著しく人心の緊張を促し、勇心猛志を挑發したることとなり、心窃に相憑みたりし文明施設も、自然の前には全く砂場の蟻丘ほども値せざるを見、坐ろに人類の無力を痛感して、殆ど茫然爲す所を知らざらんとしたりし反動として、忽ち一大勇猛心の喚起を致し、奮然起ちて自然の威力に對する對抗運動と爲り、帝都復興の計畫と爲る。

又同じく人心緊張の結果として一時頗る簡易の取扱に復し、實績を期して繁褥を去り、何事も手取ばやく仕末するの傾きあるを見たり、唯共形勢安定と共に漸く將に繁褥に復せんとするを憾むのみ。

同時に大災に伴ひて痛切に共要を覺えしめたるは、沈着思慮ある進退と、規律節制ある活動となり、變災即下、平生相識らざる市民が、老幼を扶け、婦女を勵まし、驚かず怖れず、肅々として旬日に亙れる長行列を爲しつゝ罹難を避けたりし如き、流石に大市民の訓練と襟度とを見たり、踏斃擠傷の禍少なかりしは、畢竟するに沈着思慮ある避難の賜ならずんばあらず、唯通信交通の杜絶したるがため、一部に流言蜚語の誤る所と爲りたるものあるを惜むべしと爲す。情報宣傳の此變災に一特色を發揮したるもの竟に其故あるを見るべきなり、若夫れ規律節制ある活動の最も有效なりしは、軍隊の行動に手近く共範を見たりき。

此くの如きの類今一々擧げず、然れども其慘禍が物質上殆ど償るべからざる大損失たるに拘らず、一面に我が帝國民の堅實性に對する試煉となり、精神作興の刺衝と爲れるは、亦爭ふべからざるの事實なり。

第三章　地方的教訓

震災が地方的に東京市民に與へたる衝動に至りては、言ふまでもなく廣汎にして各方面に亘り、緊要切實を極めたるが中にも、第一に痛感せざる能はざりしは、災禍を繰返さざらんと欲するの考慮なりき、兒孫をして再び災禍を經驗せしむる如き事あるべからずとは、異口同音に絶叫したる所なり。

兒孫をして再び災禍を經驗せしむる如きことなからしむるには、先づ災禍其ものを知らざるべからず、災禍其ものを知りて、而して後に之が回避の道を知り、之が防護の道を知り、又之が救濟の道をも知るべければなり、是に於て乎災禍研究の要あり。

兒孫をして再び災禍を經驗せしむる如きことなからしむるには、先づ災禍を回避するの道を知らざるべからず、災禍を回避するの道を知れば、たとへ變災あるも能く禍難を脫出し得べければなり、是に於て乎避災研究の要あり。

兒孫をして再び災禍を經驗せしむる如きことなからしむるには、先づ災禍を防護するの道を知らざるべからず、災禍を防護するの道を知れば、たとへ變災あるも能く危害の外に立つことを得べければなり、是に於て乎防災研究の要あり。

兒孫をして再び災禍を經驗せしむる如きことなからしむるには、先づ災禍を救濟するの道を知らざるべからず、災禍を救濟するの道を知れば、たとへ變災あるも能く禍害を減輕するを得べければなり、是に於て乎救災研究の要あり。

斯くして震災の警告は、市民をして方に災禍其ものを研究せしめつゝあるなり、避災其道を研究せしめつゝあるなり、防災其道を研究せしめつゝあるなり、將た救災其道をも研究せしめつゝあるなり。

第一節　災禍の研究

（災禍は如何なるもの乎）

變災即下より災禍其ものゝ研究を必要とし、其筋に於てはそれ〴〵專門家に命じて之が研究を爲さしめ、震災豫防調査會其他直に調査を開始したるのみならず、私人に在りても之が研究を爲すもの少なからず、帝國議會に於ては、第四十九議會の貴族院に地震の測定設備充實に關する建議案出づ、即ち大正十三年七月十七日議員林博太郎其他より、

地震ノ測定設備充實ニ關スル建議案

右貴族院規則第六十九條ニ依リ提出候也。

大正十三年七月十七日

發議者　伯爵　林　博太郎　　服部　一三
子爵　井上匡四郎　　子爵　大河內正敏
石原　健三　　男爵　宇佐川一正
谷森　眞男　　南　弘
外七十四條　隆愛五名略

贊成者　男爵　德川家達殿
貴族院議長　公爵

地震ノ測定設備充實ニ關スル建議案

帝國ニ於ケル地震ノ理論的研究ニアリテハ、世界ノ科學界ニ貢献スル處顯著ナルモノアリ、然レトモ觀測ノ未タ足ラサル處多シ、政府

ハ地震ノ豫知ニ關スル設備ヲ充實スルト同時ニ、其ノ研究ヲ促進セシメムカ爲、速ニ研究機關ノ擴張又ハ特設ヲ實行セラレムコトヲ望ム。

右建議ス。

の建議あり。林伯說明して、

地震學ト云フモノハ、我ガ日本ニ於テ其端緒ヲ開イタノデアリマス、(中略) 先ヅ理論カラ簡單ニ申上ゲマスト云フト、彼ノ地震計ト云フモノハ、其初メハ只今ノ英「エヂンボター」大學總長「エウイング」ト云フ人ガ日本ニ參リマシテ、二十三歲ニ參ラレテ二十八歲マデ、即チ五年間ノ間ニ於テ「エウイング」式ノ地震計ト云フモノガ造ラレタノデアリマス、ソレ以來ハ、日本ニ於テ大森博士關谷博士「ミルン」ナント云フヤウナ權威ノアル人ガ出マシテ、非常ニ立派ナ地震計ト云フモノガ出來ルヤウニナツタノデアリマス、最近ニハ此露西亞ノ地震學者「ガリチン」ト云フ人ガ精密ナ機械ヲ拵ヘテ、今日日本ニ於テ觀測ヲシテ居ルヤウナコトモ、此「エウイング」大森式ノ地震計ヲ造ラレタ結果トシテ、矢張リ是モ出來テ居リマス、一口ニ云ヘバ、日本ノ御蔭デアルノデアリマス、デ地震計ト云フコトニ付キマシテハ、殆ド世界的ノ學者デアル大森博士ガ世界ニ貢獻シテ居ルノデアリマス、此ノ觀測ト云フ方面ニ就キマシテハ、日本ハ特ニ之ニ對スル便宜ヲ有スルニ拘ラズ、經濟財政ノ方面ノ上カラ、經濟的ノ方面ノ上カラ、未ダ其方面ニ端緒ヲ開イテ居ルコトハ淺イノデアリマス、且又餘リニ其方面ハ等閑視サレテ居ツタノデアリマス、併ナガラ此觀測ノ方面ハ、此專門ノ博士カラ伺ヒマスルト云フト、決シテ等閑ニ附スルコトガ出來ナイノミナラズ、此方面ニ依テ地震ノ豫知ト云フコトハ、決シテ困難ナコトデナイト云フコトヲ聞クノデアリマス、先ヅ第一ニハ此地球物理學的ニ於キマシテ、地球上ニ及ボス變化ヲ觀測シナケレバナラヌ、是ハ日本ノ如キ斷層ノ多イ地層ノ國柄ニ於テ、特ニ此觀測ニ便宜デアル、例ヘバ實際ノ方面ヲ伺ヒマスト云フト、土地ノ隆起ト云フヤウナコトハ、殆ド此震災ニ伴フ所ノ現象デアル、大正九年大正十年大正十一年ノ三箇年間ニ於キマシテ、三崎ノ檢潮機ニ現ハレマシタ隆起ハ五寸デアツタ、大正十二年即チ昨年震災直グ前ノ七月八日ニ於キマシテハ更ニ三寸即チ合計八寸ト云フモノガ隆起シテ居ツタノデアル、九月一日ノ震災ノ時ニハ俄カニ一「メートル」四ト云フモノガ隆起シタノデアル、斯ウ云フコトヲ今日カラ考ヘレバ、其通リデアルガ、想ヒ此ニ至ラナカツタノハ、餘リ其方面ノ設備ガ足ラナカツタノデアリマス、尙ホ又當時ノ隆起ト共ニ等閑視スルコトノ出來ナイ現象ハ、即チ衆議院デ說明ガアリマシタ通リニ、此「シカゴ」大學ノ「マイマルソン」ト云フ人ノ「レベル」水準機ト云フモノヲ、是ハ勿論說明スル必要ハ無イノデアリマスガ、ソレガ即チ地震等ノ餘リ起ラナイ亞米利加ニ於テ、地球ノ表面ト云フモノハ、絕ヘズ波動ヲ起シテ居ル、月ト地球トノ引力關係ニ於テ、潮ニ干滿アル如ク、土地ニモ矢張リ干滿アツテ、週期的ニ波ヲ起シテ居ルノデアル、之ヲ測ル「マイケルソン」ノ水準機ト云フモノハ、地震ヲ豫知スル唯一ノ機械デハナイケレドモ、之ニ依テ幾多ノ暗示ヲ得ラレルト云フコトハ事實デアルト云フコトデアリマス、其外又地質學ノ方面カラ伺ヒマスト云フト、地球ノ上ニ隆起ノ起ルト云フコトハ、此緯度經度ノ上ノ計算カラ申シマスト、或部分ハ隆起ノ爲ニ表面ガ狹クナル、例ヘバ九十九里濱カラ靜岡、此間ニ地震ガ起レバ、ソレダケノ間ハ前兆トシテ大地ガ隆起スル、即チ幅ガ狹クナル、ソウスルト緯度經度ノ間ニ差ガ起ルモノデアル、之ヲ研究シテ見マスト云フト、不時ニ起ツテ來タ所ノ、突發的ノ異動ガソレニ起ル場合ニ於テ、地震ヲ豫知スルコトモ難クハナイト云フコトデアリマス、其外壓力ノ關係、其他此地球物理學的ノ現象カラ考ヘテ見レバ、又幾多ノ研究ノ餘地ガアルト云フコトデアリマス、是等ノ原因並ニ副原因ニ付キマシテ、今日知レテ居ルコトハ、大要ハ見當ハ付テ居ルケレドモ、ソレニ直接關係ガアル部分ニ付キマシテハ、全體地質ノ二割位ガ、例ヘバ溫泉デアルトカ、氣壓ノ變化デアルトカ、即チ此九月一日ノ時ノ所謂大震ノ當時ニ於キマシテ、非常ニ雲ガ起ツタ、並ニ同時ニ相模國ニ低氣壓ガ發生シタト云フヤウナコトガアツタサウデアリマス、即チ此氣壓トノ關係モ副原因トシテハ考ヘナケレバナラナイ、又伊豆ノ大島ガ噴火シタト云フヤウナ、サウ云フ副原因ト云フヤウナコトニ付テモ考ヘナケレバナラナイ、ソレ等ハ即チ先程申シマシタ震災ノ統計カラ考ヘマスト、地震ノ二割位ガソレ等ノ關係ヲ有ツテ居ル、殘リノ八割ト云フモノハ、是ハ尙ホ今日所謂特設ヲシタ所ノ研究機關ニ依テ漸次ニソレ等ノ原因ヲ考ヘテ行カナケレバナラナイ、サウ云フ事情ガアリマスルノデ、ドウシテモ此地震ニ付キマシテハ、今日アリマスル所ノ震災豫防調査會ト云フヤウナ微々タルモノニ任セテ置テハ、到底其研究ヲスル力ガ無イノデアリマス、是ニ居ル所ノ學者ハ澤山居リマシテモ、其經費ガ極メテ乏シキモノデアリマスノト、同時ニ何等觀測所ト云フモノヲ設ケテ無イノデアリマスルカラ、觀測ニ於テ非常ニ苦シムト云フコトハ丁度天氣豫報ヲ定メマスノニ、澤山ノ觀測所ガアツテ其電報ヲ集メテ、低氣壓ノ進行ノ工合ヲ見ルト同ジク、地震ニ於キマシテモ、常ニ多數ノ觀測所ヲ拵ヘテ、是ニ依テ其報知ヲ得テ綜合スルト云フコトデゴザイマス、デ御承知ノ通リニ震災ガ一遍起リマスト云フト、今迄ノ文化ト云フモノハ一時ニ低落ヲシテ、文化生活ハ遂ニ自然生活トナリ、色々ノ忌ハシイ所ノ動作ヲ文化人ガ營ムヤウニナルト云フコトハ、九月一日二日三日ノ東京ノ現狀ニ付テモ御承知ノコト、考ヘルノデアリマス、尙又私ハ附ケタリニ自分ノ觀測ト致シマシテ、是ニ付テノ觀測所ヲ如何ニスルカト云フコトヲ御話ヲシテ置キタイト思ヒマス、凡ソ三通リノ事柄ガアルト思フノデアリマス、即チ從來アル機關ノ擴張、是ハ即チ震災豫防調査會ト云フモノヲ更ニ健全ナルモノニ具體化スルト云フコトガ一ツデアリマス、次ニハ震災豫防調査會ノ外ニ茲ニ健全ナル、例ヘバ理化學研究所ト云フヤウナ獨立シタ設備ヲ造ルト云フコトモ一ツノ案デアリマス、又一ツハ帝國大學ノ中ニ地震學ノ研究室ト云フモノヲ中心ニシマシテ、ソレヲ中央機關トシテ觀測所ヲ周圍ニ設ケル、此三通リノ中何レデモ私ハ宜イト考ヘルノデアリマス、文部省ハ適當ナリト認ムル方面ニ於キマシテ、極力此方面ニ努力セラレシハ誠ニ我々ノ滿足スル次第デアリマス、其費用ハ臨時費ニ於キマシテ、私ハ凡八十萬圓乃至百萬圓位ハ是非出シテ戴キタイト思フノデアリマス、四十萬圓位ハドウシテモ此機械ノ据付設備ニ掛ルサウデアリマス、ソレニ土地ヲ買ハナケレバナラナイ、其他ノ設備モシナケレバナラナイ、ソレカラ經常費トシテハ凡三十萬圓位ハ少クモ無クテハナラナラヌト思ヒマス、即チ人件費トシテ學者技師等ノ待遇ヲ好クシナケレバナラヌ、並ニ實驗費ト云フモノガ要リマス、同時ニ觀測所ヲ諸方ニ設ケルト云フコトニナリマスレバ、更ニ多々益々辨ズルト云フ譯ニナルノデアリマス、デ私ハ兎ニ角、一ツ中央研究所ガ出來マシテ、ソレニ觀測所ヲ若干附ケテ、サウシテ是ニ依ツテ研究ノ步調ヲ進メルト云フコトガ、目下ノ急務デアルト考ヘルノデゴザイマス、此經費ハ只今百二三十萬圓位ノ程度デモ、或ハ今日ノ財政ノ逼迫ノ際、已ムヲ得ヌト思ヒマスガ、假令千萬圓ヅ、出シテモ、二千萬圓ヅ、出シテモ、私ハ安イモノト思フ、何トナレバ七十年每ニ斯ウ云フ震災ガアルトシテ、今日ニ於テ五十五億ノ富ガ一時ニ飛ンデ仕舞フ、其五十五億ニ對スル保險金

ヲ拂フトスレバ二千萬圓位ハ何デモナイト考ヘルノデアリマス。

と言ひ、國務大臣岡田良平、當局者亦建議の趣旨に同感なるを述べて、最善の努力を以て目的達成を計るべしと雖も、財政上の都合あれば、玆に具體計畫を言明する能はざるを遺憾とすと言ひ、伯爵柳澤保惠と岡田國務大臣との問答後、過半數を以て建議案を可決したるもの是なり、遂に調査機關の設置を見るに至る。

是より先參謀本部は、陸地測量部をして震災に依る土地の隆起を測量せしめ、帝國海軍は、大正十二年末より十三年に亘り、兩回の相模灣測量を爲して、海底變動の實を明かにし、震災豫防調査會は、大正十四年に及び報告書第百號を以て、地震篇地變及津浪篇建築物篇建築物以外の工作物篇火災篇を報告す。

試に此等調査結果の一二を擧ぐれば、震火災の大火となりたる原因を調査して、

大火ト爲リタル原因ノ考察（維方惟一郎）

今回ノ震火災ニ體驗シタル所感ハ深刻ナルモノ多々アリト雖モ、就中、大火災ヲ誘發シタル原因如何ヲ考フルニ、激震ニ伴フ倒潰家屋ノ發火竝ニ藥品其他ノ顚倒ニ因ル發火頗ル多ク、又激震ニ亞グ頻々タル餘震ノ避難ニ急ニシテ火氣消滅ノ餘裕ナク、且ツ偶ゝ發火ヲ認ムルモ隣保町內協同シテ之ニ當ルノ遑ナカリシハ其ノ最タルモノナリト雖モ、仍ホ一般ニ亘リ之ヲ考察スルニ其ノ主ナルモノ概ネ左ノ如シ。

一、發火地點ノ多數

市內獨立發火　百三十六件（尙ホ認知不能ノモノ多數有ラン）

飛火　七十六件（同上）

其ノ發火ノ多クハ、僅々三十分ヲ出デズシテ、恰モ烽火ノ如ク一齊ニ各方面ニ發シタリ、時恰モ午餐準備ノ時ニ際シ不意ノ激震起リ、辛ウジテ身ヲ以テ免レ、火氣ヲ始末スルノ餘裕ナカリシ處多ク、又震動ノ爲メ藥品顚倒ニ依ル自然發火ヲ數フベク、或ハ又地震ニ因ル家根瓦ノ剝落ハ、飛火燒失ヲ最モ容易ナラシメタルコト等ハ大ナル原因ナリ。

二、消防力ノ不備　震災前帝都消防ノ配備ハ三十七隊喞筒三十八臺ヲ主力トシ、概ネ一隊一臺即チ一重一段ノ備ニ過ギザリシカバ、一ノ火災ニ出動スレバ忽チ警備ノ缺陷ヲ來タシ、其ノ間若シ第二ノ火災突發センカ、遠隔ノ地ヨリ派遣シタル消防署ハ、又警備ノ缺陷ヲ來スノミナラズ、遠隔ノ地ヨリ派遣スレバ勢ヒ現場到着ニ時間ヲ要シ、緊要ノ時機ヲ失シ、小火モ遂ニ大火ヲ惹起スルノ不利アリ、又單ニ一箇所ノ火災ニアリテモ擴大ノ形勢ヲ見ルトキハ、應援ヲ遠キニ求ムルノ餘儀ナキニ至ルガ故ニ、同樣ノ不利ト缺陷トヲ免レザルハ明白ノ理ナリ、玆ニ於テカ、消防隊ノ配置ヲ周密ニシ、一隊一臺ノ喞筒ヲ二臺トシ、漸次三臺トナスノ計ヲ立テ、二重三段ノ備ヲ爲スヲ肝要トス。

而シテ隊員ハ一隊八名乃至十二名ヲ以テ編成サレ、火災出動ニ際シテハ尠クモ一名ノ殘留員ヲ要シ、尙一名ヲ傳令トシテ控除スルトキハ、事實消防ニ專從スル人員ハ指揮者以下六名乃至十名ヲ超ヘズ、且ツ豫備勤務員ヲ有セザル現在ノ編成ニ至リテハ、病氣休暇等ニ依リ、實際勤務者ハ各隊孰レモ更ニ若干ノ減少ヲ見ルノ結果トナリ、此ノ爲メニ日常ノ警備勤務ハ勿論、火災現場ノ活動ニ多大ノ支障ヲ感ズルノ實情ナリ、而シテ此ノ事情ハ漸次配置箇所ノ增加ト共ニ益ゝ遲進スルハ實ニ數ノ免レザル所ナルガ故ニ、一隊ノ編成ヲ喞筒ノ大小ニ依リ、十名乃至二十名ニ改メ、別ニ常ニ其ノ定數ヲ補充スベキ相當數ノ豫備勤務ヲ置クノ切要ナルモノアリ。

次ニ消防隊ノ指揮者ハ判任官以上ノ之ニ當ルモノ七隊ニ止マリ、他ノ三十隊ハ消防署長若シクハ古參消防手ヲ以テ之ニ充テツヽアリ、而シテ三十七隊ノ內十一隊ハ消防派出所ニシテ、隊員編成、配置機械、規模稍ゝ小ナルモ、他ノ二十六隊ハ消防署六、消防出張所二十ニシテ、設備規模兩者間何等ノ差別アルヲ見ズ、則チ消防出張所ハ裕ニ消防分隊ニ昇格シ、責任ヲ分擔スルニ遜色ナキ內容ヲ整備セルニ拘ラズ、唯分署長ニ充ツベキ消防士ノ要員足ラザルガ故ニ、止ムナク出張所トナシ、僅ニ巡査部長級ノモノヲ以テ之ヲ補ヘルノ現狀ナルガ故ニ、火災現場ニ於ケル機宜ノ處置、平常ノ職員訓練監督ニ隔靴搔痒ノ憾アリ、又眞ニ故ナキニ非ザルナリ、且ツ又消防署六箇所中二箇所ハ消防司令ヲ以テ署長トセルモ、他ノ四箇所ハ判任官タル消防士ヲ署長トセリ、而モ今日ノ實情ハ六署間署務ノ實質ニ毫モ徑庭アルヲ見ズ、思フニ帝都一方面ノ生命財產ヲ掌握シ、多數消防隊ヲ統督スル消防署長ニ判任官ヲ配スルハ、適材ヲ得且ツ之ヲ遇スル所以ノ途ニ非ザルベク、是亦制度ノ缺陷タルヲ失ハズ。

其他近年簇出セル高層建築物ノ消火及避難救助ニ必要ナル高壓力喞筒自動車、動力操作ノ廻轉式梯子、自動車防煙具、應急消火ニ使用スル水糟付化學消火自動車、藥品電氣油類ノ發火ニ使用スル特種消防機具、破壞消防ニ要スル索引自動車其ノ他ノ器具、傷病者收容ニ要スル救護用自動車其ノ他ノ設備等、擧ゲ來レバ種々ノ施設ヲ要ス、而モ一トシテ未ダ時運ニ伴ヘル適切ナル施設ヲ見ルニ至ラズ。

此ノ如ク、常備消防ノ組織制度、設備配置、其ノ活動能率ニハ尠カラザル不備缺陷アリ、軌近殆ンド底止スル處ナキ我ガ帝都ノ長足ナル發展ニ伴ハザル太ダ遠キノ感アルガ故ニ、局ニ當ル者ハ夙ニ之ガ充實ノ計ヲ試ミ、數年來其ノ主張ニ努メタルモ、財政其ノ他ノ事情ニ妨ゲラレ、屢ゝ停頓シテ其ノ多クハ未ダ實現ヲ見ルニ至ラズ、未決ノ懸案トシテ橫ハレルニ際シ、偶ゝ今次ノ大震火災ニ遭遇シ、遂ニ噬臍ノ悔ヲ胎スニ至リタルハ、吾人ノ深ク遺憾トスル所ナリ。

三、暴風ト旋風並ニ風向ノ變更　震災ノ當時ハ南方ノ風十四、五米ノ强風ナリシガ、次第ニ風力ヲ增加シ、火勢益ゝ獰猛ノ度ヲ加フ、而シテ各所ニ發シタル火ハ、或ハ合シテ幅數町ニ亘ル大火條トナリ、或ハ岐レテ數條ノ火流トナリ、各相衝突スル地點ニ必ズ大小ノ旋風ヲ起シ、火勢刻々擴大セリ、加之風位屢ゝ變ジ、折角惡戰苦鬪シテ辛ウジテ防止シタル箇所モ、左右又背面ノ火勢ニ奪ハレ、風ハ却テ速サヲ增シ、天空ノ乾燥益ゝ其ノ度ヲ加フ、午後六時頃ヨリ午後十一時頃ニ至リ、風速最モ大ニシテ、實ニ每秒二十六、七米ヲ算フルニ至リ、市內一面猛火ノ海ト化シ、殊ニ宮城ニ發火ノ及バンコトヲ恐懼シタリ。

四、水道ノ斷水　水道ハ新導水路ニ於テ大小四箇所ニ破損シ、淨水場ニ於テ電力絕エ、市內ニ分布セル鐵管ハ到ル處ニ龜裂故障ヲ起シ、水利ハ程ナク斷絕シタリ、消防唯一ノ力タリシ水ハ如斯ニシテ涸渴シ、消火栓ハ全ク用ヲ爲サズ、遽ニ配置ノ移動ヲ行ハザルベカラズ、延燒ノ速度最モ迅速ナル火勢ヲ前ニシテ、移動ヲ行フハ不利之レヨリ甚シキハナシ、殊ニ遠隔ノ地點ニ河川、濠水ヲ求メ、或ハ下水ヲ堰止メ、辛ウジテ水ヲ得、之レヨリ喞筒ノ中繼ヲ行ヒ、注水防禦ニ從事セザルベカラズ、蓋シ二水乃至三水ノ喞筒ヲ中繼シテ、漸ク一臺ノ活動ヲ敢テスルノ止ムヲ得ザル方法ニシテ、能率ノ減退之レヨリ著シキハナシ、人或ハ我町ニ喞筒ノ影ヲ見ズト云フ、而モ更ニ如何トモ爲ス能ハズ、如斯防禦ノ不利ニ加ヘテ、風ハ益ゝ强ク、火勢ヲ煽リテ愈ゝ擴大ナラシメ、消防隊ノ惡戰苦鬪ヤ實ニ推察ニ餘リアリシナリ、或ハ言フ、川アレバ水アリ、谷アレバ流レアリ、而モ水ナシト言フヤト、然リ川アレバ水アリ橋アリ、谷アレバ玆ニ流アルハ知レド、喞筒ノ力ハシカク無限ニ大ナラズ、直下三十尺ヲ吸上ノ限度トナス、サレバ數十尺ノ底ニ水アリ流レアルモ使用シ得ザルナリ、

又或ハ人家河岸ニ構比シ、或ハ通路ニ乏シケレバ、川アリ水アレドモ接近シ得ザルナリ、從來水道斷水ノ際ニ備ヘタル充分ノ準備ナカリシヲ深ク遺憾トス。

五、通信連絡斷絕　地震ト同時ニ各種ノ電話、火災報知機不通トナリ、交通機關ハ絕ヘ、避難民ト家財ノ搬出ニテ路上ハ閉塞サレ、橋梁ハ陷落燒燬シ、爲メニ凡テノ聯絡ハ絕タレ、消防ノ生命タル間髮ヲ爭フ命令ノ周知、報告聯絡ノ敏活ハ寧ハレ、爲メニ防禦作戰モ多ク機宜ヲ失シ、各部署ニ於テ惡戰死守ヲ續クルノ外ナク、悲壯實ニ孤城落莫ノ感深キヲ覺ヘヌ。

六、家財ノ路上堆積　旋風ハ火災ヲ翻弄シテ益ゝ擴大シ、避難者ハ火災ニ包マレテ通路ヲ失ヒ、或ハ家財ヲ負ヒ、或ハ老幼ヲ携ヘテ道路ニ充滿シ、通路橋上ニ堆積シタル家財ハ延燒ヲ媒介シ、消防自動車ノ進路ヲ惹テ活動ヲ妨グルコト夥ク、遂ニハ四圍ノ火災ニ侵サレ、貯筒機械過熱故障ヲ生ジ、操行不能ニ陷リ、萬解ノ恨ヲ殘シテ機械ヲ措棄シ、肉彈ヲ以テ破壞又ハ救助ニ當ル如キ、四圍ノ狀況一トシテ非ナラザルハナシ、尙ホ痛恨ノ涙ヲ抑ヘ、最後ノ苦鬪ヲ續ケテ、高地一體其他殘存ノ地域ヲ防グニ努メ、地震ノ當初ヨリ四十時間食ヲ取ルノ暇ナク、殆ド土ヲ背メ泥水ヲ飮ミ、傷ヲ包ミテ奮鬪セリ、如何ニ天災地變トハ言ヘ、斯クモ慘害ノ甚ダシキカ、蓋シ明暦ノ大火ハ有史以來ノ大火ト聞ク、然レドモ其發火點ハ僅ニ數ケ所ニ過ギズ、之レヲ今回百三十有餘ケ所ヨリ、而モ僅カ三十分ヲ出デズシテ一齊ニ火ノ手ヲ擧グルニ至リシコト、全ク未曾有ナルヲ識ル。

（震災豫防調査會報告）

とし、其慘害の一因を爲したる旋風を研究して、

一、今回ノ旋風ハ、火災ノ進行シツヽアル場所ノ附近ニノミ起ツク、

併シ其現象ハ普通ノ旋風又ハ塵旋風ト同型ノモノデアツク。

二、旋風ノ起リ易イ、又見難ヒ易イ場所ガアルラシク見ヘル。特ニ火流ノ前線ニ潤入ヲ生ジタ箇所ニ起リ易ク見ヘル。

三、當時ノ氣象狀態ガ、旋風ヲ誘發シ或ハ助長スルニ恰好デアツタト思ハレル。

四、火災ニヨツテ生ジタ積雲ハ約五六粁ノ高サニ達シ、間接ニ誘發サレタト思ハレル亂積雲ハ對流圈ノ頂ヲ極メタ。

五、火災ノ雲ハ雷鳴ヲ伴フクラシイ。

六、旋風並ニ火災ニヨル氣流ハ、十粁ノ距離ニ「トタン」板ヲ飛バシ、九十粁ノ遠方ニ灰ヲ降ラセタ。

最後ニ右ノ第二項ニ就テ一言シタイ、若シ右ニ述ベタ如ク火流前線ノ潤入ガ旋風ヲ生ジ易イトイフ假說ガ、本當デアルトスルト、被服廠跡ノ如キ廣イ空地ノ存在ハ、特ニ其レガ河岸ニ近イヤウナ場合ニハ、秘有ナ大火ノ際ニ再ビ今回ノ如キ現象ヲ招致スル機會ヲ與ヘルモノデハナイカト疑ハレル、此レハ確ニ都市計畫者ノ一考ヲ煩ハス價値ノアル問題デアラウト思フ。（寺田寅彦）（震災豫防調査會報告）

と爲し、旋風の起因に關して、

氣象學上ノ旋風ノ生因ニ對シテハ、未ダ充分ナ解說ガナイヤウデアルガ、單ニ急激ナ局部的ノ上昇氣流ガアルダケデハ不充分デアラシク、其上ニモ一ツ條件ガ必要ラシイトイフ事ハ、ウエーゲナーモ云ツテ居ル通リ、旋風發生ノ比較的秘ナリトイフ事實カラ考ヘテサウデアル、其ノ第二ノ條件ガ何デアルカニ就テハ、餘リ明白ナ事ハ分ラナイガ、併シ抽象的ニ云ツテ、上昇氣流ノ起ツテ居ル大氣中ニ、大キナ水平渦動ノ「エネルギー」ノ蓄藏ガアルトイフ事ニ歸スルラシイ、此レハウエーゲナーノ引用シタヴエッチンノ實驗ノミナラズ、自分ノ行ツタ實驗ヤ觀察カラモサウ考ヘラレ、又藤原博士ノ研究サレタ渦動ノ理論ヲ數術シタ結果カラモ、サウ考ヘラレルノデアル。

（中略）

大氣中ニ豫メ特別ノ構造ガナクテモ、單ニ火災ダケノ結果トシテ旋風ヲ生ジルト云フコトモ、敢テ不思議ハナイト思ハレル、上昇氣流ノ周邊ニハ、常ニ水平軸ノ周リノ渦動ガ存在スルコトハ、烟草ノ烟ヲ見テモ、烟突ノ烟ヲ見テモ明白デアリ、又水平渦動ガ地面ニ接スル場所デ垂直ニナリ易イコトモ事實デアルカラ、單ニ此等ノ原因ダケカラ旋風ヲ生ジル場合モナイトハ云ハレナイ、又一步ヲ讓ツテ上昇氣流區域以外ニ渦動「エネルギー」ノ存在ガ必要デアルトシテモ、火災自身ガソレヲ誘起スルヤウナ仕掛ハイクラモ可能デアル。

併シソレニシテモ、若シ火災ニ加フルニ大氣中ノ狀態ガ旋風發生ニ有利デアル場合ニハ、特ニ其發生頻度ヲ增加スルデアラウトイフ結論ハ、恐ラク何人モ否ミ難イ事デアル。

此種ノ問題ニ對シテ、其原因ヲ强テ簡單ナ一面ノミニ限定シテ說明シヤウトスル試ミハ、寧ロ避ケル方ガ穩當デアラウト考ヘル。從テ火災ノ上昇氣流ト大氣中ノ構造トガ相待ツテ、今回ノ旋風ヲ誘起シタト云フ考モ、シバラク保留シテオイテ、更ニ後日ノ研究ヲ待ツコトニシタイ。

と稱せり。

相模灣測量の結果は、附圖に示す如く、大島北方に、東沖ノ山東南より西豆州初島沖に至る廣大なる陷沒地あり、大島西方及沖ノ山北方東京灣口、其他大磯沖江ノ島沖に點在して小陷沒地存するを知り、伊東以南の豆州海岸亦低下したるを知り、大島及豆州間に細長き隆起區あり、熱海海岸を除きたる伊東以北の豆州相州及安房沿岸何れも隆起したるを知り、三崎江ノ島眞鶴崎間に兩大隆起區あり、初島四圍、眞鶴崎沖、大磯平塚沖、東京灣口外、房州洲崎沖に若干隆起地の點在するを知るに至れり。

第二節　避災の研究

（如何にして災禍を回避すべき乎）

災禍を回避する方法に就きては、古來の經驗に依り幾多の逸話を存し、現に安政震災の經驗を記憶したる老人の言に從ひて、禍難を免れたる類も少なからず、今回の震災に避難するに際し、新に獲得したる、經驗考究も亦決して少なきにあらざる如し、或は避難の障碍となるべき携帶品に關しては、公安のため市民自ら注意すべき者もあり、其筋より規則命令を出して制限禁止すること、猶往昔の軍長持等に於けるが如くすべきもあるべし。

避難免災の手段に關して、豫め十分に研究調査し、之に關する各種の施設を爲し、以て市民に周知せしめ置くは、極めて緊要の事なり、現に之が研究調査を爲しつゝあるもあれど、猶大に調査研究すべきもなきに非ず、左に震火災豫防調査會の一節を抄す。

避難の方法

震火災に際して避難の方法宜しきを得ると否とは、罹災の程度に至大の關係を有するものであるから、之を研究することは、極めて重要の事たるは多言するまでもない。

避難の方法には、震災に對する場合と、火災に對する場合との二つがある、何れも平素豫定せる方法、順序を基礎とし、之に其の災時の情況を加味して、臨機應變の處置を執ることが必要である。

一、屋內から逃出る時の心得　屋內から屋外へ逃出る時、最先に執るべき處置は、震動を感ずると同時に、戶、障子、襖等を急速に開放して、直に屋外に逃出ることの出來るやうにすることである、若し之を怠れば家屋傾斜の爲め全く開閉の自由を妨げられ、屋外へ逃出ることが困難することがある、震災には屋外へ逃出ることが原則であつ

て、屋内に其のまゝ留まることは變則である、併し震災は火災と違つて、屋外に逃出る時に種々の危險が伴ふものであるから、十分考慮せねばならぬのである、然らば如何なる場合には屋外へ逃出して可なるべきか、普通は左の場合に限られてをる、但し自家に火災の起つた時は、如何なる障害があつても、屋外へ逃出ねばならぬことは多言するまでもない。

（一）屋根その他の高處から、瓦、看板、庇、壁等の墜落する虞のない時。

（二）附近における建物の倒壞する虞のない時。

（三）庭園又は空地等避難する場所のある時。

（四）直に通路又は他の安全な場所へ避難し得る時。

右の場合は大體において屋外へ逃出るがよい、而して震動を感ずると同時に逃出ることが出來なかつた場合には、其の一震動が終るのを待つて、敏速に逃出るやうにせねばならぬ。

又屋外へ逃出るときは、座蒲團若しくは毛布の類を頭部に被り、若しも是等の品がなかつたならば、本箱の蓋でも、書物でも、帽子でもよいから、手當り次第に何かを持ち出し、それを頭部にかざして、高處からの墜落物を防ぐやうにすることを忘れてはならぬ。

右は平家建の家屋又は階上のある家屋であつても、階下に居つた場合等比較的屋外へ出ることの便宜な場合を述べたのであつて、階上に居つた時に、屋外へ逃出る場合についての心得は、別に之を說くことにする。

二、屋内に其儘留まる時の心得　震動の長短、强弱及び自家竝に隣家の建物の狀態等の關係で、屋外へ逃出ることの不可能な場合もないではない、此の場合には、勢ひ屋内に留るより外に途はない、即ち左記の場合には、屋内に留まるべきである、然れども機會があるならば屋外へ逃出ることを忘れてはならぬ。

（一）屋根その他の高處から、瓦、看板、庇、壁等の墜落する虞のない時。

（二）附近における建物の倒壞する虞のある時。

（三）庭園又は空地等避難する場所のある時。

（四）直に通路又は他の安全なる場所へ避難しがたい時。

已むなく屋内に其儘留まる場合には、震動の强弱、方向等を考へ、比較的安全な箇所を求めて座席を定め、其處に横臥して居るがよい、此の場合における安全な箇所とは、四圍に柱の多い狹い室で、且つ平屋建になつてゐる處をいふのである、なほ幸に火鉢、食卓、机、箪笥、長持、米櫃、トランク、金庫又は蒲團等があつたならば、其の附近に身をひそめるか、又はそれ等の物品を二の字形三の字形又はコの字形ㅁの字形等に配置し、其の間に潜むやうにすれば、萬一家屋が倒壞しても、大體において一身の安全を保つことが出來る。

三、階上に居つた時の心得　震災の時、階上に居つた場合には、左記の心得を守つて臨機の行動を執るがよい。

（一）階上に居つた場合には、震動の繼續中は、階下を經て屋外へ逃出ることは頗る危險である、故に其のまゝ階上屋内に留まるか或は又屋根へ逃出るがよい、但し煉瓦造、鐵筋コンクリート造の建物は、上部は崩壞しても下部は崩壞せぬものであるから、階下へ下りるのが安全である。

（二）一旦階上から屋根へ逃出たならば、震動の爲に墜落せぬやうに屋根棟その他安全の箇所へ、しかと身を寄せて居らねばならぬ。

（三）階上から直に地上へ飛下るやうな事は斷じて避けねばならぬ、幸に地上へ飛下りても、負傷したり生命を失ふやうな危險があるからである。

ならば屋外へ逃出ることを忘れてはならぬ。

（一）屋根その他の高處から、瓦、看板、庇、壁等の墜落する虞のある時。

（二）附近の建物の倒壞する虞のある時。

（三）庭園又は空地等避難する場所のない時。

（四）直に通路又は他の安全なる場所へ避難しがたい時。

已むなく屋内に其儘留まる場合には、震動の强弱、方向等を考へ、比較的安全な箇所を求めて座席を定め、其處に横臥して居るがよい、此の場合における安全な箇所とは、四圍に柱の多い狹い室で、且つ平屋建になつてゐる處をいふのである、なほ幸に火鉢、食卓、机、箪笥、長持、米櫃、トランク、金庫又は蒲團等があつたならば、其の附近に身をひそめるか、又はそれ等の物品を二の字形三の字形又はコの字形ㅁの字形等に配置し、其の間に潜むやうにすれば、萬一家屋が倒壞しても、大體において一身の安全を保つことが出來る。

三、階上に居つた時の心得　震災の時、階上に居つた場合には、左記の心得を守つて臨機の行動を執るがよい。

（一）階上に居つた場合には、震動の繼續中は、階下を經て屋外へ逃出ることは頗る危險である、故に其のまゝ階上屋内に留まるか或は又屋根へ逃出るがよい、但し煉瓦造、鐵筋コンクリート造の建物は、上部は崩壞しても下部は崩壞せぬものであるから、階下へ下りるのが安全である。

（二）一旦階上から屋根へ逃出たならば、震動の爲に墜落せぬやうに屋根棟その他安全の箇所へ、しかと身を寄せて居らねばならぬ。

（三）階上から直に地上へ飛下るやうな事は斷じて避けねばならぬ、幸に地上へ飛下りても、負傷したり生命を失ふやうな危險があるからである。

（四）繩梯子又は細引等があつたならば、直にそれを柱その他へ結び付けて、地上へ下りる樣にするがよい、若し是等のものが無かつたならば、兵子帶、帶その他適當のものを纏ぎ合はして、繩梯子若しくは細引に代用するがよい。

細引又は帶等にて階上から地上へ下るときに注意せねばならぬことは、手に手拭、手巾又は着物の袖、洋服の上着等を巻き附けることである、然らざれば摩擦の爲に手に負傷することがある。

之を要するに木造家屋では、階上に居つた場合には、安全に屋外又は屋根へ逃出ることが出來れば格別であるが、然らざれば寧ろ屋内に留まる方が安全である、たとひ家屋が倒壞しても、其の倒壞は階下だけに留まり、階上は其のまゝ倒壞を免れて、何等の危險もなく容易に屋外へ逃出ることが出來る場合も全くないではない、今回の關東大震火災の際にも此の實例は甚だ多かつたのである。

四、夜間における場合の心得　地震の突發は必ずしも晝間とは限らぬ、幸に今回の關東大震火災は晝間であり、濃尾大震災も亦拂曉であつた爲め、夜間に比して大いに好都合であつた、併し今後の地震は豈夜その何れに起るとも圖られぬ、されば夜間に地震が起つた場合の事も一通り心得ておかねばならぬ。

夜間に起る震災に對する心得は左記の二三である、但し同じ夜間でも就寢時刻前であれば、屋外の闇黒なる爲に多少の不便がある外、さして晝間と大差がないから、此の場合における心得は省いて、ただ就寢時刻後における場合の心得のみを說くことに止めよう。

（一）震災を知ると同時に、先づ屋外へ逃出るのに都合のよい方向の戸、襖、障子等を開放することに注意せねばならぬ。

（二）先づ幼兒や老人を抱き起し、共に俱に屋外へ逃げ出るやうにせねばならぬ、幼兒などは搖り起しても容易に寢覺めぬものであるから、寢たまゝ抱いて逃出るがよい、寢覺めるのを待つが如き緩漫なことは危險である。

（三）就寢の時には必ず脫ぎたる衣服を正しく疊んで枕元に置き、屋外へ逃出ると同時に持出すやうにせねばならぬ。

（四）懐中電燈は、必ず常に用意しておいて、是亦枕元に置き、イザ地震といふ時、直に屋内を照らして家族の避難に便せねばならぬ。就寢中突然地震などの起つた時には、狼狽の結果、所謂戸惑して方向を誤るやうな事があるからである。

（五）冬季等にあつては、先づ炬燵、行火等火氣あるものを屋外に持出すか、又は其の火を消すかせねばならぬ、就寢中電氣をつけ、又はランプ行燈を用ひて光明を採つてゐたときは、その火を消すべきことは言ふまでもない。

（六）時宜によつては、屋外へ逃出た場合に、防寒、防雨雪等の工夫をせねばならぬことがある、之には震動の切れ間を見て、防寒用具その他笠、傘等を持出すがよい、若し其の餘裕がなかつたならば、樹下に避けるか、雨戸を外づして防雨雪用にするか等臨機の處置を執らねばならぬ。

五、庭園へ避難した時の心得　屋外へ逃出して、庭園に避難したときには、自家又は隣家の倒壞することがあつても、危險でない位置に座席を定めねばならぬ、又高塀、石垣、石燈籠、門等の如き建物に近い所は危險であるから避けねばならぬ、なほ成るべく、竹藪か樹木のある處を選んで位置することが必要である。

六、他所へ避難する時の心得　幸に屋外へ逃出しても、火災の爲め或は家屋倒壞等のため、自宅の庭園又は其の附近で休養することの出來ぬ場合には、何れかへ、安全の場所を求めて避難せねばならぬ、次に此の場合における心得を述べよう。

(一)避難の時機　震火災に際しては、避難の時機を決定することが極めて大切である、たとひ事急ならず、悠々として避難し得る餘裕があつても、餘り落付き過ぎて時機を失ふときは、圖らぬ危險を招くことがある、「マサカ」「マサカ」と思つてゐる内に、危險が迫つて來て、所謂「後悔先に立たず」の悔に陷つた例は極めて多い、故に避難の時機は寧ろ早きに過ぐるも、晩きに失せぬやうにすることが肝要である、特に幼兒、老人、婦女さては病人、負傷者などがあるときには、一刻も早く避難するか、或は又是等の者だけを先づ避難させて、自分等だけ最後まで踏み留まるか等、臨機の行動を執るがよい。

なほ避難に際して、特に留意すべき一事がある、それは家財に執着して避難の時機を失はぬやうにすることである、僅かの家財否たとひ多大の家財にしても、貴重なる生命には決して替へられぬ筈である、されば家財に執着して、遂に共の生命を失ふやうな愚に陷つてはならぬ、今回の關東大震火災の際にも、濃尾大震災の時にも、僅かの家財に戀々として生命を失つた實例は可なり多かつたのである、深く戒めねばならぬ、避難の際、なほ一の注意すべきことがある、即ち他から尋ねて來た人々に對して、避難先のわかる樣にして置くことが夫れである、家族の或者が外出の留守中罹災した時などには、共の外出者が歸宅する場合もあるし、又親族、知人等が見舞の爲め訪問する場合もある、而して此の場合に共の避難先が不明であつたならば、非常に迷惑を掛けることになる、されば避難する場合には、適當の方法によつて共の避難先を明示するやうにすることを忘れてはならぬ。

(二)避難時の携帶品　避難するときには先づ重要書類や金錢等は、必ず之を携帶するやうにせねばならぬ、是等は何れも胴卷に入れ、しかと肌に附けて携帶するがよい、若し膝に附けたり、手に持つたりすれば、大抵途中で落したり、人に取られたりする虞がある、なほ出來るならば、金錢は主人と主婦及び其の他主なる者の夫々に分配して携帶させるやうにすれば、萬一その人々が途中で離散することがあつても、當座の支拂に困るやうな事がなくて便利である。

次に又是非携帶せねばならぬ物は、握飯と梅干と飲料水とである、尙都合がついたならば、米、味噌又は鹽及び生の野菜類若しくは果物等である、言ふまでもなく、是等は飢渇を訴へる場合に備ふる爲であるが、又一面には疾走したり、火事場即ち高熱の場所を通過したりすると、身體の水分が缺乏して、心臟麻痺を起すことがあるから、之に備ふる爲にも必要なのである、大根は果物と同じやうに生で食することが出來、而かも多量の水分を含んでゐるから、他の野菜に比し最も重寶な野菜である、蕪も亦之に次ぐ效果がある、故に同じ野菜類を携帶するならば、此の二種を選ぶのが有效である、果物も出來るならば水分の多い柑類等がよい。

以上の握飯や飲料水、又米や野菜は成るべく多くの人々に分配して、其の重量と容積とを少くするやうに包裝して、手に持つか又は背負ふ樣にするがよい、若しも重量が多く、容積が大に過ぎたならば、途中で或は落し、放棄せねばならぬこともある、なほ各人に分配して携帶させるのは、共の人々が途中で離散した場合の用心にもなつて好都合である。

なほ玆に序を以て述べて置かねばならぬ一事がある、それは久しく飢餓に苦んだ場合に、食料を得たときの心得である、即ち叙上の如く飲食物を都合よく準備し携帶しても、一定の時日を經過すれば飢餓に迫らぬこともないではないし、又若し不幸にして叙上の如く携帶することが出來なかつたならば、當然飢餓に迫ることがある、斯くて一晝夜も二晝夜も、一杯の水一椀の飯さへも口にすることの

出來なかつた場合等には、幸に飲食物を得ることがあつても、先づ粥の一椀に滿足して、暴飲飽食せぬやうに留意せねばならぬ、然らざれば忽ち胃腸を害し、疾病に罹り、共の極生命を失ふやうにならぬとも限らぬ、されば長く飢餓に苦しんだ時には、與々も飲食物を愼み、少量より普通量に、又軟かき粥のやうな物より、普通の飯に及ぼす等の注意を怠らぬやうにすることが肝要である。

(三)避難時の服裝　震火災のため屋外へ逃出したときには、着のみ着のまゝ、時宜に依つては寢卷のまゝ、又は裸のまゝな事もあるから、避難の時に十分に服裝を整へる餘裕のないのは當然である、然れども幸に家屋は倒壞を免れ、又火災にも遭はなかつた場合には、夫々の準備も全く不可能ではない、依つて一通り之を說いておかう。

(い)成るべく輕裝するがよい、疾走せねばならぬこともあり、又遠方へ逃げねばならぬこともあるからである。

(ろ)火事を通過せねばならぬ場合には、絹物や毛織は火がつき易いから成るべく木綿物を着るがよい、若し出來るならば、刺子羽織に刺子頭巾がよい、而して火中を通過せねばならぬ場合には、言ふまでもなく、頭から足の先まで帽子、衣服その他を水で十分濡すことを忘れてはならぬ。

(は)頭部には帽子を被るか、又は手拭で頬かぶりをし、火事場を通過せねばならぬ場合には、座蒲團を水に浸し、之を水で濡らした手拭でしかと頭に括りつけ、言ふまでもなく衣服も水で濡すがよい、旋風のために捲き上げられた墜落物や火の粉等を防がねばならぬ場合には、バケツか、鐵鍋が、飯櫃等で頭部を蔽ふやうにすることも必要である。

(に)履物は刺子足袋、護謨足袋か、靴或は草鞋、又は草履がよい、但し草履ならば、紐を以てしかと足に括りつけることが肝要である、泥濘の際、又は遠方へ行く時には、往々途中で脫げ落ちることがあるからである。

下駄や雪駄を穿いたり、又は跣足などは、危險であるから避けねばならぬ。

(四)避難の方法　避難の方法を定めるには、自宅所在地の關係、家族の多少並に共の老幼等の關係及び通過路の關係等を考慮し、尙且つ當時の災況をも斟酌せねばならぬことは言ふまでもない、左に之に關する心得を說かう。

(い)火事場を横に避けつゝ風上の方向を選ぶべきこと。

(ろ)通過する道路は、次の條件を具ふるものを選ぶべきこと。

1、成るべく道幅の廣いこと。

2、成るべく混雜せぬこと。

3、附近に高い建物等のないこと。

4、破壞又は燒失し易い橋梁のないこと。

5、渡船場その他徒涉せねばならぬ河川、沿池等のないこと。

(は)成るべく近距離の處を選ぶべきこと。

(五)避難の順序次第　避難に際して最も先にすべきものは家族である、馬や牛や犬や猫、さては飼鳥などは假令生物であつても、人間に先だつべきものでない、又家族中でも血氣の盛な者は後に、老人や子供や婦女、さては病人、負傷者等は、先に避難せしめねばならぬ、病院、宿屋等に於ては、家族に先だちて、先づ其の患者、宿泊人等を避難せしめねばならぬことは言ふまでもない。

老人、幼者若しくは病人、負傷者には、それ〴〵附添人をつけることが必要である、若し又歩行に堪へぬ者があつたならば、車か戸板かに乘せ、或は又背負ふ等臨機の處置を執るべきことは勿論である。

(八)避難の途中　幸に餘裕があつて、徐かに避難することの出來る場合は、途中何等の故障もなく、やす〳〵と目的地に安着することが出來るけれども、萬一時機を失したならば、通路が非常に雜閙して容易に進行することの出來ぬ場合もあつて、連立つた家族は離散して、行衞不明になつたり、老人や子供は群衆に壓殺されたりする事などもあり、時宜に依つては、猛火に包圍せられて、進むにも退くにも方法がつかなくなり、遂には燒死せねばならぬやうな悲慘な目に遭はぬとも限らぬ、現に今回の關東大震災の際には、東京市においても、橫濱市においても、此の實例は極めて多かつたのである、深く愼まねばならぬ事である。

次になほ二三注意すべきことを述べよう。

(い)家族一同は、互に連立つて離散せぬやうに留意し、尙且つ老壯、强弱、男女等相互に助け合ふことの出來るやう、組み合つて避難するやうにせねばならぬ、なほ出來るならば、各自の身體中見易い所に適當の目印を附けておけば好都合である、此の場合紐などを用ひて、相互に繋ぎ合はすやうなことは絶對に避けねばならぬ、是は交通の妨害となり、避難の妨げともなるからである。

避難の途中萬一離散したならば、豫め定めておいた避難所へ來會するやうに約束して、其の會合を期せねばならぬ、併しそれも叶はなかつたならば、相互に行衞を明かにする他の方法手段を執るべきである。

(ろ)携帶品は成るべく少いのがよい、さうして幼兒は成るべく背負ふがよい、然らざれば途中に放棄せねばならぬ困難に陷り、幼兒などは踏み殺されるやうな事がないとも限らぬ。

(は)幼兒や老人には、成るべく其の住所、氏名及び戶主の氏名を記した襷のやうな布片を纏はしめるか又は迷子札のやうなものを附けさせて置くがよい、行衞不明になつた時、又は死亡した時などには、其の身元を知ることを得て雙方の便利である。

(に)金錢は成るべく各自別々に分配して携帶するがよい。飮料水、食品なども同樣である、若し一人だけが纏めて携帶してゐたならば、萬一離散したときに困難することがあるからである。

(ほ)猛火、煤煙、又は熱風に襲はれたときは、一時河邊その他の低地に避け、火焰や煤煙に對しては、地面に近く接して匍匐するやうにすれば、多少の苦痛を避けることが出來る。

(へ)容積の大きな荷物や、重量の多い物品や、又荷車などは決して携帶してはならぬ、到底滿足に携帶し得られるものでない、又之が爲に圖らざる困難に陷ることもある。

(と)途中火事場を通過せねばならぬ場合には、衣服を水に浸して着、帽子又は手拭等を濕して頭に被るやうにするがよい、さうして又手拭或は手巾に水を含め、口にくはへて行けば息切れを防ぐことが出來る。

(七)猛火に對する心得　大震災には必ず大火災の伴ふものであることは、前屢〻述べた通りで、今回の關東大震火災は共の活きた實例であつて、震災の爲に避難し、更に又火災の爲に避難せねばならぬやうな事があつたのである、否寧ろ震災の爲の避難よりは、火災の爲の避難が多かつたのである、而も共の火災の多くは尋常一樣の火災ではなくて、怒れる猛火の凄まじい勢の大火災であつたので、避難も中々容易の事ではなかつた、之が爲に猛火に包圍せられて、進退これ谷まつて燒死するに至つた者が、十數萬の多きに上つた。

夫れ此の如く大震災には、必ず大火災が伴ふものであるから、村落等の如き民家のまばらな處以外、即ち市街地などにあつては、大震災の際には、猛火の爲に包圍攻撃を受けるやうな事も有勝であると思はねばならぬ、隨つて斯かる場合に處する道も一通り心得ておくべき必要がある。

猛火に包圍された時は、如何にして共の難を免るべきか、斷然猛火の中を突破して活路を求むべきか、或は又河川、沼池、井溝等に身を投じて、火勢の減退を待つか、執るべき途は たゞ此の二つより外にない、次に此の二つの方法に對する心得を述べよう。

一、猛火の中を突破する時の心得　猛火の中を突破することは、萬策盡きて如何ともすることの出來ぬ場合に限ることは言ふまでもない、隨つて他に方法の執るべきものがあつたならば、斷じて此の窮策に出でてはならぬ。

さて猛火の中を突破しようとするには、相當の覺悟と、相當の心得とがなくてはならぬ。

猛火の中を突破することは、寫死に一生を期する所以であるから、非常に危險な事は勿論である、されば再び生還を期せられぬものとしての覺悟を要する。

また多人數同時に連立つて決行することは極めて困難である、故に多くも二人位づゝ相扶けつゝ決行するのが必要である、老人幼者の如きは言ふまでもなく、背負つて突破するより外に方法はないのである。

頭部は水に浸した手拭、或は前垂等を用ひて蔽ひ、全身も亦水に浸した衣服で包み、足には革鞋か靴を穿ち、顏面その他露出せる箇所には、泥土を塗る等の用意を忘れてはならぬ。

斯くて火勢の最も弱く、通過距離の最も短くして、尙且つ最も安全なる通過路を選ばねばならぬ。

一旦決心したならば、猛然として疾走し、奮然として脫出すべきである。決して途中で躊躇するやうなことがあつてはならぬ。

二、河川、沼池、井溝等に身を投じて火勢を避ける時の心得　河川沼池、井溝等に身を投じて、火勢の減退を待つことは、前記の如き猛火の中を突破する場合に比し安全ではあるが、是亦危險が少くないから、十分の警戒と注意とを要する。

沼池、河川、井溝等に身を投じた場合は、第一火の粉を防ぐ爲め頭部を水に浸したる帽子、手拭若しくはバケツ、飯櫃等を被り、又水中に投じたときは、木片その他水に浮ぶ物を手にして沈沒を防ぎ、若し寒冷を感ずるときは、務めて身體の各部を運動又は摩擦して、凍傷、凍死を豫防せねばならね。

淺瀨のある場合には、其處を選んで居り、又共の淺瀨を傳つて川上又は川下等安全の場所へ避難するがよい。

水深くして水泳を要するときには、急速に衣服その他水泳の妨げとなるべきものを脫ぎ捨てることを忘れてはならぬ。

成るべく橋下若しくは淺瀨を求めて避難し、船筏等あらば、之に乘じて避難するがよい。

井へひそむときには、水底に落込まぬやうに、水に浮ぶ物を携へることを忘れてはならぬ、幸に長い木又は柱等があつたならば、それを用ひて中途に居を占める樣にするがよい、言ふまでもなく、火の粉その他を避くるため、頭部を適當に蔽ふべきである。

溝へひそむ場合には、身を横たへねばならぬから、火の粉その他を防ぐ爲に體上に戶板その他適當のものを載せるか、又は溝中の泥土を取つて頭部その他に塗布するがよい。

(八)旋風に對する心得　大火災の際には、往々共の中央部に旋風即ちつむじ風の起ることがある、而して旋風の威力の强大なことは、一寸想像の出來ぬほどである、松や櫻の大木を根こぎにして、高く上空に捲き上げ、荷馬車なども馬もろとも十數間の高さに捲き上げ、

人間の如きは十數町の遠方へ吹き飛ばし、トタン板の如きは、木の葉を散らすやうに吹飛ばしたことは、今回の關東大震火災の際實見したところである。

旋風の威力は斯くの如く強大であるから、若しも之に遭遇したならば、如何にして其の難を免るべきかは、非常に困難な問題である、併し幸に避難すべき餘裕があつたならば、旋風域外へ逃出すか、或は堅固なる橋梁の下か、建物の下又は樹木の根元へ避くるかの外に安全な途はない、若しも不幸にして叙上の如き安全の箇所へ避難するの餘裕がなくて、露出した平地に居らねばならぬ場合には、地面に伏臥して萬一の傷害を期するより外に方法がない、而して此の場合には成るべく地面に身體を伏せて、何かにしがつかまつて、空中に捲き上げられぬやうにすれば安全である、但し平地に伏臥するときは、旋風の爲に捲き上げられた種々の墜落物のために、死傷を招くこともあつて、一得一失を免れられぬ。

幸にして旋風に捲き上げられずに濟んだならば、樹木や橋梁又は建物の下に居る場合の外は、墜落物のために害を被ることがあるから、頭部その他を適當な物で蔽ふやうにせねばならぬ。

(九)津浪に對する心得　海岸に近い處では、時として地震に伴うて津浪の起ることがある。而して其の來襲は、大抵地震のあつた後二十分乃至一時間内であり、且つ其の特徴は、海水が一旦著しく減退することであるから、地震後は絶へず海水の減退に留意して津浪の來否を判斷せねばならぬ。

萬一津浪の來襲を豫知し得たならば、適當の場所即ち小山その他の高處へ迅速に避難せねばならぬ、併し若しも小山その他の高處へ避難する餘裕がなかつたならば、念いで大樹に攀ぢ登るか、又は大なる建物の屋根に登る等、臨機應變の行動を執り、なほ是等の行動をも執ることが出來なかつたならば、萬死に一生を期する覺悟を以て自家若しくは材木その他木片等、水に浮ぶものに取りすがつて、海水のなすがまゝに委すより外に途はない、斯くて海上に流れ出たならば、自己の取りすがつて居る浮游物をたよりに、救助を待つべきである、此の場合飢餓に迫ることがあるから、握飯その他の食物を豫め用意すべきことは肝要である、なほ又寒冷のため凍傷、凍死の恐があるから、務めて身體各部の運動、摩擦を怠らぬやうに留意せねばならぬ。

津浪の來襲を豫知した場合に、重要なる家財の搬出その他、避難に關する巨細は、震火災の場合に準じて夫々適當に處置すべきである、但し家財は家屋の倒壞を免れた場合には、階上又は家根等の如き高處へ持出すがよい、勿論此の場合には、浪にさらはれぬ樣にしかと括りつけておくことが肝要である、されど家屋全體が津浪の爲にさらはれたならば、所謂骨折損の草臥儲たることは言ふまでもない。

（避難の心得）

第三節　防災の研究

（如何にして災禍を防護すべき乎）

災禍の防護に、直接防護あり、間接防護あり、都市改造、交通整頓、建築改善の如きは間接防護の一なり、消防機關の整備、消防方法の改良の如きは、火災に對する直接防護の一なり。

直接間接共に災禍を防護するは、最も人事を盡すべき餘地ある所にして、取分け之が研究の要あり、現に之が研究も爲されつゝあるなり。

（都市復興ト消防充實ノ急務　緒方惟一郎）

帝都火災防備上、今回ノ震火災ニ就キ感ジタル事實ヲ列記シ、以テ將來ノ都市計畫其ノ他ノ經營上ノ參考ニ供セント欲ス。

第一節　防火用水利　水道斷絶ノ場合ニ備フベキ防火用水利ノ設備ヲ缺キタルコトハ最モ遺憾トスル所ナリ。

第一款　水道消火栓

水道消火栓ハ市内唯一ノ飲料又ハ防火用水ナルガ、現在ノ水道ハ其ノ水源ヲ遠ク東村山及多摩川ニ有シ、延長十數里ニ亘ル人工的單線ニシテ、大正十年秋ノ震災ニ缺壞シ今回ノ震災ニ大破損ヲ起シ、高地線ハ比較的速ニ通水ヲ見タルモ低地線ハ一ケ月ヲ經ルモ充分ノ通水ヲ爲スヲ得ズ、撒水車ヲ以テ配給シ、辛ウジテ凌渴ヲ凌ゲリ。

都市ト水道トハ最モ密接ナル關係ヲ有スルコトハ勿論ニシテ、將來ニ於ケル計畫トシテ、現在ノ水路ニ加フルニ二重三重ノ副線ヲ設クル必要アリ、殊ニ江東一帶ノ地ハ獨立セル水源ヲ必要トス。尚ホ此地方ハ地下水脈ニ裕ナルヲ以テ簡單ナル鑿井ヲ奬勵スルヲ適當ト思料ス、尚ホ今回ノ災害ニ方リ高地一帶即チ芝、麻布、赤坂、四谷、牛込、小石川、本鄕ノ大部ハ個人用ノ井戸ヲ以テ、苦痛ヲ凌グヲ得タリ、要所ニ適當ナル井水掘鑿及保存ハ、一朝水道ノ涸渴ノ場合、飲料水トシテ最モ必要アリ。

第二款　防火用豫備水利ヲ要ス

水道消火栓ノ外ニ防火用豫備水利ヲ要ス

大震ニ伴ヒ殆ンド同時ニ約百三十餘箇所ノ發火地點ヲ認メタリ、加之、暫時ニシテ水道斷水シ、止ムヲ得ズ消防隊ハ河川濠水ニ賴リタルモ、市内ノ河川濠水ハ普遍ナラズ、殊ニ帝都ノ河川ハ潮流干滿ノ差劇シク、又濠水ハ之ヲ使用シ得ル場所ノ設ケ頗ル尠シ、例ヘバ兩岸ニ接シテ人家稠比シ空隙ナク、或ハ水面迄ノ高サ鉾筒水力以上（吸水直下三十尺以内）ニシテ、豫メ鉾筒使用ノ設ケナカリシガ故ニ、偶ゝ水アルモ、之ヲ使用シ得ザルモノ多カリキ、將來ノ設備トシテ最モ考慮ヲ要スルモノアリ、左ニ二三ノ例ヲ示サン。

一、運　河

運河ノ設備ハ必要ナリ、然レドモ今回ノ大火ニ鑑ルニ、火勢盛ナルニ隨テ、河川ノ表面一種ノ氣流ヲ生ジ、猛烈ナル火炎ノ急々ヲ作シ、忽チ兩岸ノ家屋ヲ一掃セリ、故ニ兩岸ニ必ズ相當幅員ノ道路ヲ要ス。

二、河川、濠溝、池澤、

公有ノモノハ勿論、私邸内ノ池澤ト雖モ、非常ニ際シテ機械ヲ引キ入レ得ル設ケナスコトヲ必要トス、例ヘバ内濠ノ如キ、參謀本部附近、三宅坂半藏門ヨリ九段坂ニ面スル部分ハ、水面低クシテ使用シ得ズ、芝公園内青年會館内ノ「プール」ノ如キ、其ノ他水量豐富ナルニ拘ラズ使用シ得ザリシハ遺憾トス、又帝國「ホテル」前ノ貯水ニ依リテ、勸業銀行、華族會館ヲ救ヒ、不忍池水ニ依リテ、本鄕三丁目以北ヲ救ヒ得タル如キ一、二ノ事例アリ、不忍池及池畔ノ廣場ノ如キ、防火用水トシテモ、避難場トシテモ屈强ノモノタリ、之ヲ住宅地ト爲サントスルガ如キハ深ク考慮セザルベカラズ。

三、「スタンドパイプ」

高層建築物ニ對シテハ一定ノ階層及面積ニ標準ヲ設ケ、屋上又ハ地下ニ槽水ヲ設ケ「スタンドパイプ」ノ設置ヲ命ジ、又製造工場ニ對シテハ一定ノ標準ヲ設ケ、構内貯水池（繼盤ヲ以テ覆ヒ地上ヲ使用シテ可ナリ）ヲ設ケ、斷ヘズ水量ヲ貯フルコトヲ命ズルノ要アリ。

四、下　水

下水ノ設計ニ關シテハ「マンホール」ノ構造位置ヲ考慮シテ防火ニ利用シ得ルノ設ヲナスノ必要アリ。

五、使用後ノ捨水

病院、工場、浴場等ノ使用水ヲ濾過消毒シテ貯水シ防火用水ニ充ツルモ一方法ナリトス。

第三款防火用獨立水利(高壓消火栓)

水道消化栓ノ外ニ獨立セル防火用水利ヲ要ス。

水道消火栓ノ外ニ獨立ノ防火水ヲ豫備スルコトハ、最モ緊要ナリトス、隅田川又ハ荒川ノ水利ヲ利用シ、河岸ニ「ポンピング、ステーション」ヲ置キ、幹線ノ分岐點ニ「ポンピングボックス」ヲ置キ、火災方面ニ對シテ水壓ノ調節ヲ計ルノ設計ヲ必要トス、歐米ニ於ケル「ハイプレッシュア」「ハイドラント」ヲ參考トナスベキナリ、例ヘバ桑港ニ於テ數百尺ノ双子(俗稱)山ノ頂上ヲ掘鑿シテ常ニ一千萬「ガロン」ノ水量(東京市實夜ノ使用量ニ略ボ均シ)ヲ貯ヘ、下壓力ヲ利用シ「中央ポンプステーション」ヲ置キ「マアケット、ストリート」ヲ中心トシテ其ノ附近ニ支線ヲ配スルガ如シ。

第二節　通信連絡　今回ノ震災ヲ顧ミルニ加入電話、火災專用受話機、火災報知機等有線通信機ハ地震ト同時ニ斷絶シ、火災通報ハ勿論消防各隊ノ連絡統一上ニ非常ナル困難ニ陷リ、配置部署ヲ調節スルニ困難ヲ來タシ、重要ノ時機ヲ逸シタルノ憾アリキ。

一、火災報知機

公設火災報知機局ヲ中樞トシテ、火災報及消防隊ノ連絡系統ヲ整フルノ必要アリ。

二、無線電話

消防用無線電話ノ設置及高層地點ニ特別望樓ヲ設ケテ連絡ヲ保ツ必要アリ。

三、地中線

有線電話ハ十二番以上ノ太サヲ用ヒ地中線トナスノ必要アリ。

第三節　避難及人命救助

一、高層建築物

五階以上ノ高層建築物ハ概ネ地震ノ影響ヲ受ケタリ、而シテ其ノ被害ヘ、四五階ノ邊ニ太シク、三階以下ハ破損寧ロ鮮キヲ認メ、從來ノ避難裝置ハ頗ル不充分ナリシヲ痛感シタリ。

二、木造大家屋

木造大家屋ニシテ稍ゝ腐朽ニ近ヅキタルモノハ崩壞頗ル急激ニシテ避難上困難セシガ如シ。

三、池水及防火樹

小公園、神社、佛閣ハ今回ノ大火ニ際シテハ避難地トシテ完全ナル效果ヲ奏セザリシモ、普通ノ火災ニ際シテハ最モ效多シ、且ツ樹木及池水ノ設備ヲ忘ルベカラズ、火災ヲ防グニ効力アル樹木ノ重ナルモノハ珊瑚樹、銀杏、樫、椎、街路樹、櫻等ニシテ、之ニ反シ火災ヲ誘フモノハ松、杉、檜類ナリトス。

四、道路橋梁

路上ノ建設物ニ關シテハ最モ考慮ヲ要ス、木造小橋梁亦然リトス、今回破壞及燒失シタル橋梁ノ數二百七十七ノ多キヲ算セリ、尙ホ道路及運河、河川ノ南側ニ街路樹ノ植付ヲ必要トス。

五、家財搬出

家財ヲ搬出シテ道路橋上又ハ空地ニ堆積スルハ延燒ヲ誘ヒ非常ナル危險ヲ伴フモノナリ、將來可成地下室、穴倉等ヲ設ケ、火災ニ方リテハ之ニ貴重品ヲ埋沒保護スルヲ得策トス。

六、避難練習

學校、工場、寄宿舍、其ノ他多衆ヲ收容スル建物ニ在リテハ、避難練習ヲ奬勵スルヲ要ス、此ノ練習ヲ積マバ注意力ト沈着心ヲ滿養スルヲ得テ、火災ニ止マラズ總テノ災害ニ善處シ得ルノ効果偉大ナリ、歐米ニテハ既ニ十數年來實行シツヽアル所ナリ。

第四節　防火思想滿養　今次ノ大震火ノ發火箇所ハ其ノ多數倒壞家屋內ニ發セリト雖モ、藥品ノ顚落、發火性油類ノ引火ニ因ルモノ亦多シ、又倒壞家屋ヨリモ多數ノ發火ヲ見タリ、將來諸學校ノ理化實驗室、病院其ノ他ノ藥品油類倉庫貯藏等ニ對シテハ更ニ適當ノ裝置ニ依リ之ヲ豫防シ、特ニ電燈未ダ十分復舊ニ至ラザル「バラック」建ニ於ケル燈火ノ設備ニツキテハ、深キ注意ヲ拂ハシムルノ要アルベシ。

尙ホ瓦斯管、煙突等ノ震災ニ依リ龜裂ヲ生ゼルモノ尠カラザルヲ以テ、之ガ使用ニ方リテモ、豫メ檢査ヲ怠ラザルノ用意ナカルベカラザルナリ。

以上ハ震災ニ關スル注意ノ例示ニ過ギズ、而モ火災原因ハ複雜ニシテ日常出火ノ態樣ハ實ニ千差萬別ヲ極ム、而シテ吾人ハ今回ノ大火災ニ當面シ、切實ニ避難練習ト防火思想啓發ノ急務ナルヲ痛感シタリ、蓋莫、防火ハ要スルニ國民各自ノ緊張ト道義ニ宿リ、其ノ基礎ヲ社會連帶ノ責任感ト災害自活ノ道德心ニ發スルナリ、就中都市生活ニ在リテ、官私協同以テ防火思想ノ普及宣傳ト之ガ滿養理解ヲ圖ルハ、正ニ災害征服ノ要訣ヲ爲スモノト謂フベキナリ。

(震災豫防調査會報告)

の如きは、之が直接防護研究の一と見るべく、間接防護研究の例として、二三を擧ぐれば左の如し。

大震災ニヨル東京火災調査ノ結論　(中村精二)

(一)地震ヨリハ火災ノ方ガ恐ロシイ、地震ハ地震其者ヲ小サクスルコトガ出來ナイ。吾人ハ地震ガ襲來シタ時ニ其災害ヲ小ナラシメル設備ヲ爲シ得ルノミデアル。

(二)火災ハ火其者ヲシテ災害ヲ起サヌ樣ニ爲シ得ラル、又火災ガ起ツテモ其災害ヲ小ナラシムル方法ガアル。

(三)生命財產ノ損失ハ、地震ノ方ガ遙カニ小サイ。

(四)地震ハ稀ニ起リ、火災ハ頻繁ニ生ズル。

(五)地震ニヨル火災防止ノ爲メニハ、(甲)發火シ易イ藥品ノ取締リト、(乙)地盤ノ惡イ地點ニ於ケル建築方法ノ取締リトヲ必要トスル。

(六)耐震ニシテ耐火的ノ建築ヲ希望スル。

(七)建物ガ高ク且ツ大ナル程、耐火耐震ニ對スル程度ノ率ヲ高メル必要ガアル。

(八)地震ヲ恐レテ消防ヲ拋棄スルコトノ無イ樣ニ訓練シ度イ。

(九)消防ノ形式ハ一ツニ限ルコト無ク、數多ノ方法ヲ整頓シテ置イテ、甲法ガ失敗スレバ乙法、乙法ガ無効ナレバ丙法ト云フ樣ニ複式設備ヲ心要トスル。

(十)道路面ノ鋪裝及ビ橋梁ハ、絕對ニ不燃質タルコトヲ必要トスル。

(十一)廣場ヲ設クルナラバ、消火設備ヲ十分ニ具備セシムベキデアル。

(十二)廣場ヨリハ大道路デ延長遙キニ達スルモノ、方ガ有効ト思フ。

(十三)避難者ガ道路又ハ橋梁上ニ荷物ヲ置キ交通ヲ妨害スルコトハ許スベカラザル曲事トシテ法律上取締リ度イ。

(十四)以上ノ件々ヲ有効ナラシムルニハ、市民トシテノ敎育ヲ忽ガセニシテハナラヌ。區劃整理等ノ公共事業ニ無理解ナルハ此種ノ敎育ノ無カリシ爲メデアル。

危險藥品ノ保管及取扱ニ關スル注意

(片山正夫、大島藤治)

(一)藥品ヲ收藏スル戶棚ハ掛金其ノ他適當ノ方法ニヨリ建物ニ固着セシメ、地震ニ際シ自由ニ動搖スルコトナカラシムベシ。

戶棚ノ戶ハ觀音開ヲ廢シ引戶トスベシ。

棚板ニハ戸ノ有無ニ拘ラズ、其ノ前面ニ高サ約一寸ノ堰板ヲ附シ且棚板ノ長キモノハ之ヲ短距離ニ分ツベシ。

(ニ)別表第一類ニ属スルモノ、例ヘバ燃「カリウム」等ノ如キハ夫天測室ノ保護法ニ従シ、更ニ「ブリキ」罐又ハ潮気ナル保護容器(容器ニ砂又ハ灰ヲ入レタルモノ)ノ中ニ保存シ、棚ノ最下部ニ置クベシ、若シ其ノ量大ナルトキ(例ヘバ二分ノ一瓦以上)ハ土中又ハ特設ノ耐火室ニ収容スベシ。

別表第二類ニ属スルモノ、例ヘバ「エーテル」酒精、「ベンゾール」等ノ如キハ、戸棚ノ下部ニ置キ第二類第三類第四類ノ薬品等ト距離ヲ隔テ、保管シ、決シテ火気ニ近ヅケベカラズ、容器ハ成可ク木製ノ箱ヲ附シ、又ハ真鍮ノ匡廓アル硝子罐ヲ用ヒ、其ノ箱ノ周囲ニ砂ヲ充塡スベシ。大量ナル場合ニハ金属又ハ強固ナル容器ニ入レ特別ノ耐火室ニ貯蔵スベシ。

別表第三類ニ属スルモノ、例ヘバ過酸化曹達、亜硝酸曹達、三塩化燐等ノ如キハ、第一類、第二類、第四類ノ薬品等ト隔離シ、強固ナル箱閉器ニ入レ底所ニ置クベシ。

別表第四類ニ属スルモノ、例ヘバ塩酸、硫酸、硝酸等ハ第一類、第二類、第三類、第五類、第六類ノ薬品等ト隔離シ水分ヲ吸収セザル様ニ注意シ、液体ノモノニハ共ノ容器ニ陶器又ハ鉛ノ下敷ヲ附スベシ。

別表第五類ニ属スルモノ、例ヘバ生石灰、苛性加里等ノ如キハ第四類ノ薬品ト隔離シ箱閉器ニ貯ヘベシ。

別表第六類ニ属スルモノ、例ヘバ炭化石灰等ノ如キハ第一類及ビ第四類ノ薬品ト隔離シ、水分ヲ吸収シ易キモノハ箱閉器ニ貯フベシ。

別表第七類ニ属スルモノ、例ヘバ臭素「クロールオルム」等ノ如キハ特ニ堅固ナル容器ニ入レ又ハ更ニ保護容器内ニ厳納シテ保管スベシ。

別表第八類ニ属スルモノ、例ヘバ塵埃酸素、沃化窒素等ノ如キハ其ノ容器トシテ歴痛瓦斯及ビ瓦斯取締法ニヨルモノノ外使用ヲ禁ズル旨ヲ掲示シ、容器ハ容易ニ破損セザル様潮気ナル安置法ヲ講ズベシ。容器ヲ構造スル場合ニ於テハ赤鉄鉱又ハ鋼鉄セザル様注意スベシ。

(三)危険薬品ヲ貯蔵シ又ハ之ヲ取扱フ室ハ、成ベク耐火構造トナスベシ(大量ヲ取扱フ場合ニハ絶対必要トス)、中小学校ノ実験室ノ如ク其ノ取扱量小ニシテ耐火構造トナシ難キ場合ニ於テモ少クトモ床及腰張ハ三尺ヲ耐火性トスベシ。

(四)危険薬品ヲ貯蔵シ又ハ之ヲ取扱フ室ハ建造物ノ照明装置ハ電燈ヲ用ヒ其ノ点滅装置ハ室外ニ附スベシ。

(五)危険薬品ヲ取扱フ室ニ瓦斯ヲ使用スル場合ニ於テハ適当ノ場所ニ一室全部ノ瓦斯供給ヲ止メ得ベキ遮断装置ヲ施シ、更ニ此等ノ室ヲ有スル建造物ノ外部ニ於テ其全部ニ亘リ一時ニ瓦斯ノ供給ヲ止メ得ベキ開閉器ヲ設ケ、其ノ所在場所ニ標柱ヲ設クベシ。

(六)危険薬品ヲ取扱フ室ニ電気設備ヲナス場合ニ於テハ前項瓦斯ノ場合ト同様ノ方法ヲ採ルベシ。

(七)危険薬品ヲ貯蔵シ又ハ之ヲ取扱フ室或ハ建造物ニハ消火又ハ防火設備ヲナスベシ、薬品ノ種類ニヨリテハ水ヲ使用スレバ消火ノ効ヲ奏セズ、或ハ却テ火勢ヲ助長モシムルモアルヲ以テ注意ヲ要ス、「カリウム」「ナトリウム」過酸化曹達、五塩化燐、三塩化燐、炭化石灰、硫酸、油類等之ニ属ス、薬品ヨリノ発火ノ初期ニ於テハ砂、四塩化炭素等ハ簡単ニシテ有効ナル消火剤ナリ。砂ニ関シテハ各項目以上ヲ各室ノ附近ニ用意スルヲ可トス。

(八)事務的ニ化学実験ヲ行フ研究室等ニ於テハ知識技能アル者ヲ宿泊セシムルニ足ル宿直室ヲ設備スベシ。

第一類　空気又ハ水カヨリ直接ニ発火易キモノ。

例、「カリウム」、「ナトリウム」、「カルシウム」等。

第二類　揮発性ニシテ引火シ易キモノ。

「ニチルアルコホル」、「メチルアルコホル」、「エーテル」、二硫化炭素、「アセトン」、石油、「エーテル」、揮発油、石油、「ベンゼン」、「トルエン」、「コールタール」、「チレンビン油」、揮発油等。

第三類　水ニ触レ、「アルカリ」等ノ作用又ハ熱ヲ衝撃ニヨリ発火シ易キモノ。

過酸化曹達、五塩化燐、三塩化燐、塩素酸塩、過塩素酸塩、過酸化鉛、硝石、硝化綿、「ピクリン」酸等ノ如キ硝化物等。

第四類　強酸性ニシテ木等ノ作用ニヨリ強熱ヲ発スルモノ。

発煙硫酸、発煙硝酸、五塩化燐、其他強酸類。

第五類　硫「アルカリ」性ニシテ水等ニヨリ強熱ヲ発スルモノ。

生石灰、苛性加里、其他硫「アルカリ」類。

第六類　水又ハ酸「アルカリ」等ノ作用ニヨリ引火性気体ヲ発生スルモノ。

炭化石灰、亜鉛、鎂等。

第七類　有害ナル気体ヲ発生シ易キモノ。

臭素、沃素、「クロロフォルム」等。

第八類　酸素及炭化瓦斯。

窒素酸素、窒素水素、炭化重素等。

防火用樹木　(農商務省)

防火用樹木トシテ適当ナルモノハ、かし類、しひ類、さんごじゅ、ゆづりは、やつで、あをき、たらえふ、かなめ、つばき等ノ常緑樹及いてふ等ナリ。就中かし(Quercus myrsinaefolia BL. しからし、Quercus acuta BL. あかがし)及しひ(Pasania cuspidata OERST.)ハ成長遅キモ能ク大木ドナリ枝葉多ク生ジ防火用ニ適スルヲ以テ幕府時代ヨリ大邸宅ノ周囲ニ防火用トシテ植栽セラレ、現ニ残存スルモノアリ。

さんごじゅ　(Viburnum odoratissimum KER.)

ゆづりは　(Daphniphyllum macropodum MIQ.)

やつで　(Fatsia japonica DECNE. et PLANCH.)

あをき　(Aucuba japonica THUNB.)

ハ生葉ヲ火ニ接スルモ決シテ火焔ヲ揚ゲテ燃エザル故ニ防火用トシテ最モ適当ノ性質ヲ有スレドモ此等ノ樹ハ大木トナラザルノ缺点アリ。

いてふ(Ginkgo biloba L.)ハ活着シ易ク成長迅速ニシテ枝葉多ク生ジ生枝ハ水分ニ富ミ燃エ難キヲ以テ古来防火樹トシテ神社、仏閣ノ周囲ニ植栽セラル、然レドモ此樹ハ落葉樹ナルヲ以テ火災ノ最モ多キ時期、即チ冬期ニハ葉ナキヲ以テ防火ノ効少シ。

前記ノ樹木ト雖モ非ノ高サガ家屋ノ高サニ相応セザレバ防火ノ効ナク、此等以外ノ樹木例ヘバ

むくのき　(Aphananthe aspera PLANCH.)

えのき　(Celtis sinensis PERS.)

けやき　(Zelkowa acuminata PL.)

等ニテモ大木ナレバ防火ノ効アリ。

故ニ今回ノ如キ惨害ヲ豫防スルニハ防火用樹木ヲ植栽スルコト最モ必要ナリ。(震災豫防調査会報告)

震火災と帝都の樹木　(農商務省山林局)

市内各所の急斜地には多少の崩壊を生じ非常落土砂の為家屋、鉄道線路を埋没し人畜に死傷を生じたるも其被害多からず、殊に衝木林及竹林等に至りては崩壊を生じたるものを見ず。

木竹林の這次大火に依る被害狀況は固より一樣ならずと雖苟も火災區域內に存せしものにして多少の害を受けざるものなく大群團を爲せる公園、庭園、社寺境內等の樹木の如きも大半は燒損枯死舊態を止めず、面積一千坪以下の小公園其他に至りては全滅して一草、一木の生存せるものなし、道路並木の家屋に直接したるもの丶如きは殆んど其形骸をだに止めざるものあり之れ這回の大火は其火元數十箇所に及び加ふるに烈風、旋風之れを煽りて延燒區域數方里に達し長時間に亘り火勢猛烈を極めたるに困るものにして樹木が防火、耐火の爲め如何に力戰苦鬪したるかは災害跡地を巡歷して具に之を知るべし。

左に實査したる林園中の主なるものに就き被害の概況を記すべし。

(一)愛宕公園(芝區愛宕町)

全面積	四、七九四坪
內樹林地	三、一二五坪
主要樹木	六三七本

右殆んど全滅

本園はシラシ、アカガシ、シヒ、カヘデ、ケヤキ、サクラ、マサキ、ヤツデ等の密林を爲せる部分多く且大木に富たりしも其最多數を占めたるは防火力比較的弱きケヤキにして其枝葉は殆んど全部燒失したりシカカシ、シヒ、アカガシ等防火力大なるもの亦相當本數を存したるも枝幹の切込を爲し樹形矮少なりしを以て充分防火力を發揮せしむることを得ず殆んど全滅に歸せり明治十九年三月公園に編入せられ老樹鬱蒼として景勝の地を占め古來雪月花の名所と稱せられしも

(二)芝公園御成門角(芝區芝公園鐵道病院西隣)

公園全面積	一四六、〇三九坪
同林地	五一、七八一坪の內
樹木本數	一一、八九九本の內
	一〇〇本

右完全に防火、耐火

隣接せる鐵道病院の火災に當り大に防火力を發揮し耐火力を示せり即其林相はシラカシ、クロマツ、ケヤキの喬大なるもの密成しケヤキは一少部分の葉燃えたるもシラカシは燃えず(唯枯れたり)其密生せる枝葉に依り完全なる防火を爲し東照宮其他の建物に延燒するを防げり。

(三)日比谷公園松本樓の周圍(麴町區日比谷公園中央)

公園全面積	四九、七八二坪
同樹林地	三一、四三五坪　約三〇〇坪
主要樹木	一〇、四七三本の內　一〇〇本

右完全に防火、大部分は耐火

木造四階建の松本樓は地震に因り倒潰し直に出火燒失せしものにして之れを包める樹林はイテウ、サルスベリ、タラエフ、ヤツデ、アヲキ、カヤ等よりなり火の粉の飛散するを防ぎて附近の四阿其他の構作物の延燒を免かれしめ且樹木の枯死せしものは僅にカヤ、サルスベリ、ヤツデ及タラエフ等の一部分にしてヤナギ、イテフの如きは既に新芽を生じ樹勢を復活せり。

(四)日比谷大神宮境內(麴町區有樂町)

樹林地見込面積	五〇〇坪
主要樹木見込本數	三〇〇坪

右殆んど全滅

境內中央に社殿あり、社務所其他點在し境外周圍の家屋よりする火焰は林園を形成したるイテフ、スギ、ヒノキ、カシ、シヒ、タブ等に殺到したりしに樹木概して矮少にして防火、耐火の力共に弱く遂に社殿、社務所等と共に燒死す唯イテフは僅に新芽を生じ復活せんとせり。

(五)數寄屋橋公園(京橋區元數寄屋町、西紺屋町)

總面積	八一七坪
內樹林地	二五九坪
樹木	二六六本

本園の樹木はプラターヌス、アヲヤ、ヤツデ、モクコク、カシ、マツ等なり、大正三年五月開園に當り植栽せられたるものにして樹木喬大ならず且比較的大木なりしプラターヌスの如き防火力、耐火力共に弱かりしと周圍の火勢烈しかりしとにより大部分は燒死し僅に燒け細りたる樹幹を止むるに過ぎず、唯家屋より最も距りたる一隅に存せしヤツデ、アヲキ、モクコクの小群落は公園便所を被覆し防火力及耐火力を發揮して建物、樹木共に火災を免れたり。

(六)築地水交社及其附近海軍用地(築地四丁目)

樹林地見込	約三、〇〇〇坪
樹木本數	約二、〇〇〇本

右樹木八分通り死又は蒸死

右樹木はシヒ、シラカシ、アカマツ、クロマツ、イテフ、アヲギリ、ポプラ、ハゼ、サクラ、ニセアカチア、カラタチ、シユロ等にして建物との間隔五間以內のものは全滅し五間以上の距離に在りたるものも多くは火焰の爲枝葉を燃燒し又は燃燒せざりしカシ、シヒの如きも火氣猛烈なりし爲其葉萎縮枯死せり、唯僅にニセアカチア、サクラ、カラタチ、イテフ、シユロ等には再び新芽を出し復活せんとするものあり。

(七)築地本願寺境內(築地三丁目)

樹林地	約一、〇〇〇坪
樹木	約一、〇〇〇本

右全滅

樹種はアカマツ、ゴエフマツ、ハンノキ、サクラ、サルスベリ、シユロ、スギ、ヤツデ等にして防火力小なりしのみならず、樹木概して矮小なるに本堂其他建物高大なりしを以て遂に境外より延燒して本堂其他建物より樹木に及び共に全滅せり。

(八)坂本公園(日本橋區坂本町)

總面積	一、七八四坪
內樹林地	六二八坪
樹木	四三三本

右全滅

エンジユ、シラカシ等何れも三、四十年の大木を爲せり、然れども面積小にして且周圍には木造家屋密集し園內にも燃え易き公衆食堂、茶店、四阿等の如きもの點在せしを以て樹木は周圍家屋の燃上るに際し充分なる防火力を發揮するを得ず遂に園內建物に延燒するに及びて樹木も枝葉燃燒して枯死し又は枝葉火熱の爲に萎れて枯死全滅せり。

(九)蠣殼町公園(日本橋區蠣殼町)

總面積	三九一坪
內樹林地	一四一坪
樹木	一六九本

右全滅

本園は廢道を利用して造りたるものにして大正三年九月の開園に係る樹木はクロマツ、サクラ、ヤツデ、アヲキ、マサキ等にして稍小なり、燃燒し易き建物に接し且樹林の面積狹少なりしと防火性喬

木を缺きたるを以て全滅は當然なり。

（一〇）深川公園（深川區深川公園）

總面積　一六、九五四坪
內樹林地　八、六〇一坪
樹木　八、七九三本

右殆んど全滅

舊深川八幡宮境內にして明治六年公園に編入せられ最古き歷史を有する公園なるも喬大なる樹木に乏しく鬱蒼たる樹林を形成せる部分少し、樹種はカヘデ、クロマツ、ヒノキ、スギ、ケヤキ、シヒ、モクコク、ケフチクトウ、マサキ、アヲキ、ヤツデ、サクラ、トネリコ、ザクロ、エンジユ、クス、バラ、アヂサキ等にして其區域廣大なりしにも拘らず林內には社殿、社務所、圖書館、寺院、四阿、園丁詰所其他多くの木造建物散在せしと周圍に燃燒し易き木造家屋等密集せしにより（第七圖參照）全滅を免かれざりき、唯數十棟の建物中、繪馬堂、馬小屋、辨天堂各一及便所二箇所は、シヒ、アヲキ、ヤツデ、マサキ等に保護せられて燒殘れり。

（一一）兩國公園（日本橋區吉川町）

總面積　六六〇坪
內樹林地　一一〇坪
樹木本數　二七八本

右全滅

廢道敷を利用したる小公園にして明治四十一年十二月の開園に係る樹木はクロマツ、シヒ、カヘデ、サルスベリ、センダシ、ケフチクトウ等にして何れも喬大ならず其面積狹少なるに三方猛火に包まれ遂に全滅せり其多くは葉枝幹皮迄燃燒し唯シヒのみは毫も燃ゆることなく今尙枯枝に枯葉を存せること他の林園と同じ。

（一二）岩崎邸（深川區清住町伊勢崎町）

總面積見込　一五、〇〇〇坪
內樹木地見込　八、〇〇〇坪
樹木　一〇、〇〇〇本

右約七割燒滅

元岩崎家別邸なりしを近來公開せしものにして樹木はサクラ、シヒ、カシ、ケヤキ、カヘデ、アカマツ、クロマツ、シユロ、サザンクワ、ヤナギ、ミヅキ、ヤツデ等にして喬大なる樹木に富めり、然れども四面猛火に包まれ多くの樹木は燒滅せり唯シヒ、カシは燃燒することなく枝葉萎れて枯死し火焰に遠ざかりたるものは其耐火力充分にして安全なるを得之れが爲め林內の遺物にして火災を免かれたるもの多し。

（一三）淺草橋公園（日本橋區馬喰町）

總面積　六〇九坪
內樹林地　二七九坪
樹木　二五七本

右全滅

大正七年六月の開園に係る路傍の小公園なりアカマツ、プラターヌス等の矮小なる少數の樹木を有せしに過ぎず猛烈なる火勢四圍に迫り全樹木殆んど樹幹迄燃燒枯死せり。

（一四）若宮公園（本所若宮町）

總面積　四九〇坪
內樹林地　一二〇坪
樹木　二三七本

右全滅

向島牛島神社御旅所の境內にして明治四十四年七月公園に編入せられたるものなり、樹木はクロマツ、シヒ、プラターヌス、ツ、ジ、ヤナギ等にしてクロマツ及シヒには稍喬大なるものあり、密生したるも其面積狹少にして且周圍燃燒し易き木造家屋に包まれ內部には木造社殿を藏したるを以て內外の火力に因り全滅するに至れり。

（一五）待乳山公園（淺草區聖天町）

總面積　二、四三四坪
內樹林地　四五二坪
樹木　三三七本

右全滅

舊聖天堂の境內にして淺草公園附屬地として明治六年公園に編入せられたるものなり、シヒ、クロマツ、カシ、アカマツ、ケヤキ、イテフ、マサキ等の大木ありたるも其區域狹少、本數少かりしと周圍より猛火を浴びて園內の聖天堂先づ火を發し樹木は遂に內外より火焰に襲はれ遂に全滅せり。

（一六）今戶公園（淺草區地方今戶町）

總面積　一、〇一三坪
內樹林地　三一三坪
樹木　二八七本

右全滅

吉原大門前に在り、明治四十四年吉原大火に際し多數の燒死者を出したるに鑑み避難所として公園に編入せられ大正三年十二月開園せられたるも防火に就ては特別の意を用ゐず唯兒童の遊戲場たらしめたる觀あり、樹木は防火力及耐火力小なるプラターヌスを主として未だ喬大なるに至らず且狹長なる地域に散在せるものなるを以て四圍猛火に包まれ之れに避難したる百餘人と共に全滅せり。

（一七）淺草公園（淺草區公園地）

總面積　六三、六〇四坪
內樹林地　五、〇〇五坪
樹木　一、九八二本

右淺草寺境內を殘し他は全滅

大部分は淺草寺の舊境內にして江戶時代より著名の遊覽地なり、明治六年公園に編入せらるゝ然れども現今其大部分は活動寫眞館其他各種興業館、飮食店、茶店等にして樹林地をなせるは淺草觀音現境內及之れに接する少部分なり其他には孤立せる少數の樹木あるに過ぎず。

觀音境內の樹種はイテフ、ケヤキ、クロマツ、アカマツ、スギ、ヒノキ、カヘデ、サクラ、シヒ、シラカシ、アカガシ、ヤナギ、ヤツデ、アヲキ、コウヤマキ等にして殊にイテフの大木及シヒの樹に富めり觀音堂、五重塔等火災を免かれたるは主としてイテフ、シヒ等の防火力強き樹木が其周圍に密生し殊にイテフは喬大なる生長を爲し其高さ十間に及び密生不燃性の枝葉とよく五重塔の最上の篠端及本堂屋根の中央に達して之等建物の燃燒し易き部分を覆ひ熱風火焰を遮斷したるに因るものなり。

（一八）上野公園美術協會周圍（下谷上野公園東南部）

公園總面積　一七三、五一〇坪
同樹林地見込　五〇、〇〇〇坪　內五〇〇坪
小樹木見込　五〇、〇〇〇　內二〇〇本

右八割安全二割燒損枯死

上野公園內本區域にはシヒ、ツバキ、マツ、イテフ、ケヤキ、カヘデ、ヤナギ等喬木林と成したりしも美術協會事務所及貴賓館の燒失に因り之れに接せし樹木の一部に燒損を來せり、然れども全然枯死したるものは多からずシヒの如きは全く枯死するに至りしと雖其

枝葉は亳も燃ゆることなく火災終熄する迄完全に枝幹に附著して火の粉の四散するを防ぎたるを以て附近には燃え易き多くの建物ありしに拘らず延燒を免かれしめたり、本區域の樹林は其林内建物二棟に火災ありたるのみなるを以て四圍猛火に包まれたる他の公園樹木等に比し被害甚だ輕微なりき。

（一九）虎の門公園（麹町區三年町）

總面積	二、三二八坪
内樹林地	八〇四坪
樹木	一、四八一本

被害輕微

樹木はケヤキ、サクラ、プラクーヌス、チユリツプ、カヘデ、シラカシ、サザンカ等にして本園東側に於て少部の枝葉損枯死したるものあるも樹幹まで枯死したるものなり良く火の粉の飛散するを防ぎ公園内の建物及隣接の金刀比羅神社等へ延燒するを防ぎたり。

（二〇）東京帝國大學内本部及圖書館附近（大學庭内東北部）

關係區域面積見込	二〇、〇〇〇坪
内樹林地	七、〇〇〇坪
樹木	五、〇〇〇本

右燒失建物に直接せし部分全滅、十間以上を距りたるもの全部安全其中間のものは半死半生。

樹種はケヤキ、サクラ、シヒ、シラカシ、アカマツ、カヘデ、ツゲ、イヌツゲ、モクコク、ツバキ、カウヤマキ、ツツジ、ヘギ、ヒマラヤシーダー等にして殊に大學本部、柔、劍道道場附近にはケヤキの大木多かりきケヤキは防火力最弱く當初圖書館出火し其の火勢四散するや大學本部柔劍道道場も遂に延燒を免かることを得ずケヤキ、カヘデ等と共に全滅せり、ケヤキに代ふるシヒ又はイテフ等を以てしたりせば恐らくは此の延燒を免かれたるべし。

（二一）湯島公園（本鄉切通し上湯島天神境内）

總面積	二、六五二坪
内樹林地	一、〇四四坪
樹木	四六五本

右樹木の防火力充分にして社殿其他の遺物を完全に保護し樹木にも被害少し。

樹種はウメ、カヘデを主とするも外側人家に接せる部分にはシラカシ、ヤツデ、アヲキ等密生し且中央部にイテフの大木あり隣接家屋の燃燒に際し之等の防火樹は其の火の粉の園内社殿其他建物に飛散し來るを遮りシラカシ、ヤツデ、アヲキ等には之が爲枯死したるもの多しと雖も遂に完全に其の防火を爲せり。

（二二）神田明神境内（本鄉區湯島町）

總面積見込	四、〇〇〇坪
内樹林地見込	一、〇〇〇坪
樹木	七〇〇本

右全滅

シヒ、シラカシ、アカガシ、アカマツ、ケヤキ、イテフ、クス等の喬木及ヤツデ、マサキ等防火力強き樹割合に多かりき然れども本境内樹林地は其面積少くして四面に猛火を浴び且内部に燃性建物多かりし爲め樹木は其他の建物と共に全滅し多くは燒杭を建てたるが如き狀を爲し防火力、耐久力共に甚強きイテフの如きすら枝葉、樹皮燒け落ち僅に樹幹及徑四、五寸以上の大さを有する枝のみを黑燒として殘せるに過ぎず樹木燒枯の狀況に徵するに本境内は今回の調査區域中火勢最猛烈なりしものゝ如し。

（二三）御茶の水公園（神田明神前）

總面積	七五三坪
樹林地	二六九坪
樹木	二五二本

右全滅

樹種はケヤキ、カヘデ、アカマツ、イテフ、シヒ、プラクーヌス、アヲキ、ヤツデ等なり明治四十五年五月の開園にして樹木未だ喬木ならず加ふるに其區域狹少なりしを以て全滅を免かれざりき。

（二四）英國大使館裏（麹町區五番町）

關係區域見込面積	三、〇〇〇坪
内樹林地見込面積	一、〇〇〇坪
樹木	一、〇〇〇本

一部燒枯、大部分は安全、其防火力により延燒を防ぐ、樹種はシヒ、イテフ、ケヤキ、サクラ、マサキ等にして隣接家屋の火災に際しシヒ、イテフ、マサキ等はよく防火の作用を爲して大使館内建物に延燒するを防ぎたり、外側猛火に直接したるケヤキ、サクラ等は其葉燃え樹體枯死したるも内側の樹木には何等被害なし。

（二五）大森邸（麹町區番町）

樹林地見込	三〇〇坪
樹木	三〇〇本

右約二分の一燒死其他安全

樹種はシヒ、シラカシ、クロマツ、カヘデ、サクラ、モミ等にして邸内建物火元となり周圍の森林に燃え移りたるも樹木は他へ延燒することを防ぎ附近人家は類燒を免れたり、邸内火災は僅に二棟の住家を燒滅せしめたるに過ぎず、火勢比較的强からざりしを以て邸内の樹木にも殆んど被害なきものあり能く火の粉の四散を遮りたり。

（二六）深川森下町天祖神社境内

樹林地見込	二〇〇坪
樹木同	一〇〇本

右樹木殆んど全滅、建物殆んど全部安全

本境内樹園にはシヒ、イテフ、ヒノキ、エンジュ、ケヤキ、クロマツ等の稍喬大なるものを存し殊に猛火の迫りし方面にはシヒ及イテフの有力なる防火樹帶ありたり、境内中央部には土藏作りの社殿（但し拜殿木造）四壁鐵板張の社務所、石造倉庫等あり稍耐火的なりしを以て之等建物の大部分は防火樹帶の働きと相待ちて燒失を免かれたり而して樹木の大部分は遂に枯死したるも、イテフ、ケヤキ、エンジュの一部は復活せり。

三、猛火の内に實驗せられたる樹木の防火力及耐火力

林内建物火發するときは樹木は其密生せる枝葉に依り火の粉の四散するを防ぎ又林外出火の場合に於ては火の粉を運び來る熱風を漏過して火の粉の通過を遮り之を消化し或は火焰を遮斷し以て火災區域の擴大を防止せり、而して普通の樹木は火焰に直接するも容易に自ら火を發して然ゆることなく火焰より數間乃至十數間以上の距離を有する樹木の多くは其枝葉にも變化を來さず完全に生存して遺憾なく防火の作用を爲せり、殊に喬大なるシヒ、イテフ等の樹木は淺草公園、芝公園、湯島天神等に於て見る如く共防火の效力顯著なり。

樹木の生存せる間は猛火近接するも容易に自ら燃上ることなく林木と混立せし太き電柱が林外より來る焰熱の爲め遂に焰を上げ盛に燃燒し漸く足場丸太大の餘燼を殘存せし如き場合に於ても樹木は其

火熱により僅に枝葉の一部燻燒又は萎落するも數日後新芽を生じて樹勢を回復せるあり、或は初より何等焰熱の害を受けざりしものあり樹木の耐火力は之を家屋四阿、ベンチ、電柱等に比し著しく大なることを示せり。

而して樹木の耐火力と防火力とは必らずしも嚴密に正比例するものにあらず、猛火遂に枝葉を蒸熱して萎死せしむるも樹木は決して焰を發せず其葉は梢に執着して完全に其形態を維持し以て火の粉を含める熱風を漏過し或は火焰の建物に延びんとするを遮斷し防火の威力を示せるあり、シヒ、イテフ、マサキ等の如き是なり或は猛火に會ひて枝葉忽ち燃燒灰化し却て火焰を更に他へ延燒せしめたるシユロ、ニセカチヤ、ケヤキ、カヘデ等ありシユロ、ニセアカチヤ、ケヤキ、カヘデ等は如斯防火力比較的弱きも火災終熄するに至れば其多くは再び新芽を生じ樹勢を復活したり約言すれば防火の效力顯著なるも枯死したるあり防火に力むること少く比較的速に火焰に屈伏して鎭火を待ち再び萠芽復活せるあり即ち防火と耐火とは必らずしも一致せざることを示せり。

樹木の防火力は今回踏査したる約四十ケ所の樹園に於ける成績に依り之が順位を定め、其力大なるものより樹種を例記すれば左の如し。

(A) 喬木(喬木を含む)

(一) シヒ

(二) イテフ、シラカシ

(三) ダブ、カシハ、ツバキ、モクコク、カウヤマキ、アカガシ

(四) ミヅキ、センダン、マキ、ツゲ、モクセイ、ケフチクトウ

(五) プラターヌス、チユリツプ、キリ、アヲギリ、イチヂク、ヒマラヤシーダー

(六) クロマツ、アカマツ、ヒバ、ヒノキ、サクラ、クワリン、フジキ、シダレヤナギ、カキ

(七) ケヤキ、カヘデ、ポプラ、タチヤナギ、モミ、サルスベリ、ニセアカチア、ウメ、クス、シユロ、エンジユ

(八) スギ、カヤ

(B) 灌木(小喬木を含む)

(一) マサキ、アヲキ、ヤツデ

(二) サザンクワ、カラタチ

(三) アヂサヰ、ツヽヂ

(四) ニシキギ

(五) ハギ、バラ、ヒヒラギ、イヌツゲ

樹木の耐火力の大なるものより順次に樹種を記すれば左の如し。

(一) イテフ、ヤナギ、シユロ、シダレヤナギ、カシハ

(二) プラターヌス、チユリツプ、ハギ、ポプラ、フジキ、ニセアカカチヤ、トネリコ、バラ

(三) ケヤキ、カヘデ、サクラ、ミヅキ、センダン、マリ、アヲギリ、クス、カラタチ、アヲキ

(四) シラカシ、アカガシ、モクコク、シヒ、マサキ、サザンクワ、ツバキ、アヂサヰ、イチジク、カキ、ツゲ、クロマツ、マキ、カウヤマキ

(五) サルスベリ、タラエウ、タブ、ツツジ、クワリン、ウメ、ツゲ、ヒヽラギ、ケフチクトウ、モクセイ、ヒマラヤシーダー

(六) ヤツデ、ニシキギ、カヤ、スギ、モミ

樹木の防火力及耐火力は斯の如く樹種に依り相違あるのみならず、同一樹種に就ても其樹木の形態環境及時季に依り大差あり即幹枝が燃燒する程の極端な猛火にあらざる限り同一樹種と雖も、

(一) 樹形喬大なるものは防火力耐火共に大なり

(二) 枝葉密生せるものは防火力大なり

(三) 密林を爲せるものは防火力耐火力共に大なり

(四) 防火力大なる灌木類を下木とせる喬木林は防火力大なり

(五) 枯枝、空洞等無きものは有るものより防火力、耐火力共に大なり

(六) 枝葉十分に生長し水分に富める時季即盛夏の候には其他の時季より防火力、耐火力共に大なり

樹木に及す火焰の影響

所在地	燃燒建物よりの距離	焰熱の爲め葉の變化せざりしもの	焰熱の爲め葉の燃えずして枯れたるもの	焰熱の爲め葉の燃えたるもの	焰熱の爲め枝の燃えたるもの	焰熱の爲め幹の燃えたるもの
日比谷公園	二間—四間	ヤツデ、アヲキ	イテフ、ヤナギ、タラエフ	サルスベリ、カヤ	プラターヌス	
數寄屋橋公園	十間—十五間	アヲキ、ヤツデ、モクコク、カシ				
濱離宮	三十間—三十五間	カシ、ダブ				
坂本公園	七間—九間		ケヤキ、クロマツ			
蠣殼町公園	三間—五間		カシ、シヒ	イテフ		ハトヤバラ、トチ、エンジユ
深川公園	三間—七間		ヤツデ、アヲキ、マサキ			
深川岩崎別邸	五十間	シヒ、サクラ、ミヅキ、サザンクワ	シヒ、ヤツデ、アヲキ、マサキ、カウヤマキ、シユロ、カシハ、モクコク	イテフ、アヲギリ	ケヤキ、ヒノキ、クロマツ、カヘデ、バラ、エンジユ、ザクロ、トネリコ	スギ
同	六間—九間		シヒ、シユロ、ヤツデ	マツ	ケヤキ、ヤナギ	
兩國公園	五間		シヒ	マツ	カエデ、サルスベリ	
淺草公園	二間—五間	モチノキ、ヤツデ、モクコク、アヲキ	イテフ、ヤツデ、シヒ、カシ、アヲギリ	クロマツ、ケヤキ、カヘデ、サクラ	エゴノキ、ヤナギ、カヤ、スギ	

而して樹木の焰熱に因る損傷の程度は其周圍の狀況に依り大差あり即ち

(一) 周圍の可燃物の種類及多少

(二) 樹林地の廣さ殊に最少幅の大さ

(三) 樹木の可燃物に對する位置の關係(即兩者の間隔及高低等)により著しき相違を生ぜり

之等の關係は火災に對する避難地の選定及防火林の造成上大に注意を要する所なり。

上野公園	七間―十間	シヒ、ツバキ	
虎ノ門公園	七間―十間	カヘデ、ケヤキ、サクラ	
愛宕公園	五間―十間	サザンクワ、カシ、マサキ、クロマツ、ケヤキ	
芝公園	九間―十二間	カシ	
東京帝國大學内	二間―五間	イヌツゲ、ツゲ	
東京帝國大學内	三間―四間	カウヤマキ、ツゲ	
湯島天神境内	三間―五間	マサキ	
神田明神境内	三間―五間		
御茶水公園	六間―九間	シヒ、カシ	
教育博物館	六間―九間	シヒ、カシ	
麹町元園町	五間―七間	カシ、シヒ	
英國大使館	七間―十間	ヤツデ、シヒ、カメモチ	
麹町大森邸	四間―七間	シヒ、イテフ	
深川森下町天龍神社境内	三間―七間		
日比谷公園	一間―三間	ヤツデ、アヲキ、タラエフ	
數寄屋橋公園	三間―六間	イテフ、ヤナギ、カヤ	
帝國劇場	六間―九間	アヲキ、ヤツデ、モクコク、カシ	
帝國劇場	九間―十二間		
帝國劇場	十二間―十五間		
帝國劇場	十五間―二十間		
帝國劇場	二十間―二十五間	プラターヌス	
帝國劇場	二十五間―三十間		

焔熱が樹葉を枯死せしめたる最大距離

備考　焔熱の爲幹枝の燃えたるものも勝芽力大なるものは根本より新芽を生じて復活せりエンジュ、チユウリップ、ネリコ、アヲギリ、バラ等は火災終熄後二十日を經て初めて小さき無數の新芽を生ぜるあり。（深川公園數寄屋橋公園等）

綱製町公園	ヤツデ、アヲキ	クロマツ	
深川公園	ヤツデ、アヲキ、マサキ	アカマツ	
兩國公園	シカシ、ヤツデ、マサキ、シヒ	ヒクロマツ	
淺草公園	カシ、ヤツデ、マサキ	イチノ、カウヤマキ	
上野公園	シヒ、ツバキ	イテフ、サクラ、クロマツ	
虎ノ門公園	カシ、マサキ、アヲキ	ケヤキ、サクラ	
愛宕公園	ツゲ、カシ、ツバキ、マキ、モクコク、アヲキ、ヤツデ	カレハ、キリ、ミヅヤ、アカマツ、ケヤキ、ヒサク、ラ	
東京帝國大學	カシ、シヒ、ヤツデ、クス	イテフ、ヤツデ、シヒ、アヲキ	
神田明神		カヘデ、クロマツ、スギ、サクラ	
御茶水公園		ヤナギ	
深川森下町天龍神社境内	シヒ、イテフ、クロマツ、ケヤキ		

四、避難地域の構成に適する樹木と其配置

避難地域に適する樹種は左の條件を具備することを要す。

（一）防火力最大なること

（二）風致、衛生に適すること

（三）風蟲害、煙害、人畜に因る損傷等に抵抗力大なること

風致、衛生に適するものなることは避難地域は平時に於て公衆の觀賞、青少年の運動場として利用せらるべきものなるを以てなり、又之等の地域に於ける樹木は多數の人、牛馬等の爲め根許を踏固められ又は損傷せらるゝの機會多く且周圍の人家、工場汽車等の煤煙を被ること多きを以て其抵抗力強きを要すること勿論なり。

右の各條件に適する樹種は東京、横濱に於てはシヒ、イテフ、シラカシ、アカガシ、サンゴジュ、ダブ、モクコク、カシハ、カウヤマキ、ツバキ、サザンクワ、ヤツデ、マサキ、アヲキ、ユヅリハ、シキミ等にして概して常綠多肉の濶葉樹なり。

右の內喬木を主木とし常綠灌木に屬するものを副木として林相の密閉を圖らざるべからず、殊に避難林の外周火災の襲ふ處ある第一線に於ては必らず主木、副木共に常綠濶葉樹を密生せしめ四時完全なる林套を保持せざるべからずケヤキ、カヘデ、サクラ、スギ等比較的防火力弱き樹種をも植栽せんとするときは之等は樹林の內部比較的安全の區域に限定し決して第一線に立たしむべからず。

五、避難地域の選定及設備上の注意

避難地域には現在公園の若干を擴張改良して之に當て或は新に之れを設置し平常は之を公園として利用すべく其位置は避難に最便なる箇所を選定すべきこと論を待たず、而して箇所は東京市內に少く

も十箇所を要すべし、其地域の廣さは之を利用すべき避難者の數を豫想し決定せざるべからずと雖其最少限度は如何なる大火に避難地の安全を確保し得べき廣さにして避難地域の形狀及其周圍の狀況等に依り異るべきも少くも一團地一萬坪を要すべし這回の大火に當り多數の公園等が全滅し無數の死傷者を生じたるは其面積の狹長なりしこと其主因たりしものなり避難地域は成るべく正方形又は圓形に近からしめざるべからず、如何に廣大なる地積を有するとも其形狀狹長たるか又は危險地帶が之に突入せる如きは大に其能率を減殺せらるゝものなり、避難地域の安全度を强大ならしむる爲めには之れをして河川、運河、沼湖、海濱、練兵場、飛行場、墓地等火災の虞なき地帶に接續し又は此等の地帶を避難地域の中に取込む等地物を利用すること最必要なり而して避難地域に向ては荷馬車、自動車等をも自由に疾驅し得る大道を四通八達せしめざるべからず、若し橋梁等を要する場合には絕對的耐震、耐火の構造を要す。

避難地の周圍には有力なる防火樹林を造るべきこと勿論なり、防火樹林なき避難地が如何に危險なるかは這回の大火に際し彼の廣大なる被服廠跡に數萬の燒死者生じたるを見て之を知るべし、防火樹林の廣さは周圍可燃物の狀況樹種、樹高密度及避難地域の地況等に依り決すべきものにして一概に之を定むべきにあらずと雖幅二十間乃至六十間を要すべし、其防火樹に對する保護撫育は樹冠の閉鎖及喬大なる生長を促進するを主眼とし徒に刈込枝打等を爲し箱庭的修飾に陷るべからざること勿論なり。

避難地域は平常之れを公園として利用すること最適當なりと雖燃易き茶店、簡易食堂、四阿、興業館等の建設を避けざるべからず、這回の大火に當りても公園內之等の建物が恰も導火線の作用を爲し公園の全滅を來したるものあり止むを得ずして之等建物を設くる場合には必らず耐火建築とせさるべからず、避難地に於ては又堅牢なる地下室を設け飛行機、飛行船等の襲來に備ふるを要すべし、然れども樹林地下に之を設くる場合には樹根伸長の關係を考慮し地表十尺以下の部分に限るべし。

六、道路並木竝に生籬の改良

這回の如き猛火に當りては道路並木及生籬の如きは防火の効なかりしが如く稱ふる者あるも東伏見宮邸（第一圖）商科大學等が延燒を免かれたるは生籬及並木に負ふ處大にして普通の火災に對しては大に防火の作用を爲し延燒を少なからしむることは屢〻經驗せられたる所なり、サンゴジュが火ふせの木と稱して伊豆地方に於て家屋の周圍に植ゑられカシ、シヒ等が關東地方に、ヒバが北陸地方にマキが東北地方にクロマツが出雲大社地方に防火防風の生籬として用ゐられ又イテフ、カラマツの大木が火災に際し水を吹き消火すると稱せられ庭內に植栽保護せらるゝ如き多年の經驗より出でたるものにして這回の大火に於ても防火力大なることを實證せられ又カヘデ、ニセアカチア、ケヤキ、サクラ、スギの如きは防火力比較的薄弱にして此目的に適せざることをも證せられたり、東京市に於ては每年數十回の小火災あり火事は今倘江戸の華なり、道路並木、邸宅の境界線及庭園等に適當なる樹木を栽培し喬大なる生長を遂げしむることは啻に風致、衞生上のみならず、防火上亦最必要なる所なり、將來主要道路の幅擴張せられ又洋風の高層建築增加し殊に電信、電話線等の地中に埋設せらるゝに至らば道路並木及生籬の樹種及手入に付風致、衞生の地防火の目的にも多少の改良を要する部分あるべし。

（大正十二年九月二十九日稿）（山林彙報）

建築物の調査に關しては、大災直後、大藏省に議院及諸官衙震害調査委員會の設置あり。

議院及諸官衙震害調査委員會規則

第一條　議院及諸官衙震害調査委員ハ、大藏大臣ノ管理ニ屬シ、東京及其ノ附近諸建造物震害ノ狀況ヲ調査シ、議院及諸官衙建築ニ關スル技術上ノ事項ヲ審議ス。

第二條　委員會ハ、委員長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス。

第三條　委員長ハ、大藏次官ヲ以テ之ニ充ツ、委員ハ、左ニ揭クル者ヲ以テ之ニ充ツ。

一、大藏省部內高等官　若干人
二、各省高等官　若干人

前項ノ委員ハ、大藏大臣之ヲ命シ、又ハ囑託ス。

第四條　委員長ハ、會務ヲ統理シ、其ノ調査ノ結果ヲ大藏大臣ニ具申ス。

委員長事故アルトキハ、大藏大臣ノ指名スル委員、其ノ職務ヲ代理ス。

第五條　委員會ニ幹事ヲ置ク、大藏省內高等官ノ內ヨリ大藏大臣之ヲ命ス。

幹事ハ、委員長ノ指揮ヲ承ケ、庶務ヲ整理ス。

第六條　委員會ニ書記ヲ置ク、大藏省部內判任官ノ中ヨリ大藏大臣之ヲ命ス。

書記ハ、上司ノ指揮ヲ承ケ、庶務ニ從事ス。

の規程に依り、大藏次官西野元委員長となり、それ〴〵委員の任命囑託あり、九月十七日第一委員會を開きて、調査の範圍及方法を審議し、豫備調査特別委員十八名を擧げ、六班に分ちて實地視察に當らしむ。

調査範圍

震害調査ハ、專ラ京濱間ニ於ケル建築物ノ震災及ヒ之ニ伴ヘル火災ノ被害ヲ調査スルコトトシ、被害アルモノ又ハ被害ナキモノ兩樣ノ建築物ニ就キ、主トシテ左ノ調査ヲ行フコト。

一、建築地ノ地質狀態ト建築物被害トノ關係。
一、建築物ノ構造ト被害トノ關係。
一、建築物ノ高サト被害トノ關係。

調査方法

第一着手トシテ左ノ方法ニ依リ豫備調査ヲ行ヒ、其ノ調査ノ完了ヲ俟テ、更ニ委員會ヲ開キ、精査方針ヲ附議スルコト。

一、調査區域ヲ數區ニ分チ、分擔委員ヲ定メテ、被害狀態ノ概略ヲ視察セシメ、精査スヘキ建物ノ所在名稱ノ構造ヲ報告セシムルコト。
一、東京市外及橫濱地方ノ建物ニ對シテモ、同樣ノ方法ニ依リ之ヲ報告セシムルコト。

是に於て豫備委員は、九月十八十九兩日實地調査して研究の必要ある百十二箇所の建築物を選定し、二十日の委員會に報告し、同委員會に於て精査方針を定め、亦六區に分ちて本調査を爲さしめ、九月二十三日より十月五日に至る十三日を以て之を爲せり、調査の結果左の如し。

各種構造ニ對スル考査

各種建造物ノ震害實況ヲ綜合シ、將來ニ於ケル各種構造ニ對スル耐震耐火上ノ施設ヲ考査スルニ、其摘要左ノ如シ。

一、鐵骨構造

鐵骨構造ノ建築物ハ、其工法區々ナルヲ以テ從テ其震害狀態モ亦千差萬別ノ觀アルノミナラス、火災ニ罹リタル震害ノ程度判明セサルモノモ少カラス、然モ這回調査ノ範圍ニ於テハ、本構造ノ建築物ニシテ致命的震害ヲ被リタルモノ甚タ稀ニシテ、概シテ其耐震上ノ効果優秀ナルコトヲ認メタリ、今其各部被害ノ注目スヘキモノヲ指摘

シ之ニ對スル耐震耐火ノ要點ヲ擧クヘシ。

建物ノ平面形狀　鐵骨構造ニ於テハ、開放式（Open Form）ノ場合ニハ、其各隅角部ニ震害ヲ被ルコト著大ニ、又振度異ナルカ如キ二ツ以上部分（ブロック）ノ結合ヨリ成レル平面ノ場合ニハ、其相互ノ結合點ニ震害ヲ被ルコト大ナリ、故ニ之ヲ耐震構造タラシメルニハ、成ルヘク簡單ク包圍式（Closed Form）ヲ採リ、柱ヲ通リ好ク配置シ、架構トシテ外カニ抵抗スルコト大ナラシムルト共ニ、努メテ耐震壁ヲ作リ得ル平面ト爲スコトヲ要ス、過大ナル室ヲ配置スルハ耐震上最モ不可ナリトス。

基礎　基礎ニハ、其構造種類ニ因ル特種ノ被害ト認ムヘキモノナキモ、概シテ建物外側ノ基礎ニ沈下ヲ來セル實例多シ、而シテ之ニ備ヘンニハ、橫力ニ因ル影響ヲ十分ニ考量スルヲ要ス、又柱下單獨基礎ハ不同沈下若クハ移動ヲ生シ易キ傾向アリ、之ニ反シテ連續基礎ト爲セルモノハ其虞殆ントナキカ故ニ、成ルヘク連續的基礎ト爲スコトヲ要ス。（後段鐵筋「コンクリート」構造基礎ノ條參照）

階數及高サ　鐵骨構造ハ、高層建築ニ最モ適スルモノト認ム、而シテ本構造ノ高層建築物ニシテ震害ヲ被リタルモノハ、全高ノ三分ノ一以上二分ノ一以下ノ箇所ニ損傷著シキヲ見ル。

軸部「コンクリート」ヲ以テ被覆セサル鐵骨柱ハ變形ヲ起スコト大ナルヲ見、鐵骨材ニシテ其梁トノ取付ケ相當堅固ナルニ於テハ、兩端固定長柱ノ働ヲ爲スヲ見ル、又大梁ハ其取付部（主トシテ應壓側）ニ於ケル被害殊ニ大ナリ。

以上ノ諸點ニ鑑ミ、柱ハ其橫力ヲ考量シ、十分ノ强サヲ有セシメタル場合ト雖モ之ヲ鐵筋「コンクリート」ヲ以テ被覆スルヲ要シ、其「コンクリート」被覆ニ於テハ、縱筋ヨリモ繫筋ヲ主要ノモノト考ヘ其間隔（Pitch）ヲ成ルヘク短小ナラシムルヲ要ス、梁ハ努メテ其丈ニ寸法ヲ與ヘテ撓度ヲ小ナラシメ、殊ニ外側廻リノ壁桁（Wall girder）ニ在リテハ、出來得ル限リ其丈ヲ增大スルヲ可トシ、柱ノ梁ノ取付ヲ堅固ニシ、殊ニ其應壓側ヲ鞏固ナラシメ、工形鋼梁ノ取付ト雖モ米國ニ於ケル標準接手ノ如キ簡單ナル工法ハ之ヲ避ケ、且ツ一般接合部ニハ已ムヲ得サル場合ノ外「ボールト」ヲ使用セサルコト、シ、「リベツト」ハ其締付ヲ十分ナラシムルコトヲ要ス。

外壁　鐵骨構造ニ於ケル煉瓦外壁ノ窓間ニハ×狀龜裂ヲ、壁桁（ウオーターガーダー）上ニハ水平龜裂ヲ、柱形ニハ垂直龜裂ヲ出シ易ク、殊ニ壁ノ出隅ノ部分ニハ、常ニ龜裂甚シキヲ見ル、而シテ如上ノ被害ハ、單ニ煉瓦ヲ鐵骨ノ間ニ嵌積スルニ起因スルモノニシテ、此場合ト雖モ施工ニ注意シ、補强材ヲ用キテ、軸部ト壁體トヲ緊結セハ、其被害ヲ或程度ニ止ムルコトヲ得ヘキモ、外壁全部ヲ鐵筋「コンクリート」造トセハ斯ノ如キ損害ヲ回避スルコトヲ得ヘシ。

壁面ノ外裝材トシテハ、成ルヘク輕量ナル材料ヲ用キルヲ可トス、彼ノ「テラコツク」ノ如キモ施工宜シキヲ得ハ、外裝材トシテ必スシモ惡シカラス、郵船「ビルデング」ニ於ケル「テラコツク」ノ破損ハ、全ク軸部ノ變形ニ因ルモノニシテ、軸部及帳壁ノ工作堅固ナリセハ、斯ル震害ヲ免レクルヤ必セリ、又薄キ貼石ヲ外裝材トシテ使用スル場合ニハ、鐵骨保護ノタメ、其石裏ト鐵骨トノ間隔ヲ相當ニ取ルコトヲ要シ、窓臺石窓楣石等ノ深キ切込ハ其切込部ニ於テ龜裂ヲ生シクル實例多キヲ以テ、成ルヘク之ヲ避クルヲ要ス。

間壁　鐵骨構造ニ於ケル空胴煉瓦間壁ハ、震動ノタメ大破セサリシモノ稀ニシテ、其兩面ヲ以テ補强セルモノハ僅ニ破ヲ免レタルヲ見ル、又間壁ニ用キラレタル輕量煉瓦ハ損傷ヲ被レルモノ比較的少ク鐵製「ラス」（Metal lath）ノ多クハ、其纖目ニ於テ破損シ、鐵筋「コンクリート」造間壁ニテモ工法宜シキヲ得サリシモノハ、往々龜裂

ヲ生セルモノアリ、如上ノ事實ニ鑑ミ、將來ノ鐵骨構造建築物ニ於テハ、其間壁ニ已ムヲ得スシテ胴煉瓦ヲ使用スル場合ニハ、必ス鐵鋼其他ヲ以テ之ヲ補强スルコトヲ要シ、又震害ヲ完全ニ防止セントセハ、之ヲ鞏固ナル鐵筋「コンクリート」構造ト爲スニ若カス。

耐震壁及筋違（Bracing）　鐵骨構造ニ於ケル筋違ハ、振動ノタメ著シク彎曲セルモノアリ、其彎曲ハ架構ノ變形（Deformation）大ナルニ基ケルモノニシテ、從テ之カ使用ハ架構ノ一部トシテ頗ル有効ナルコトヲ知ル、又耐震壁ハ總テ其有効ナルヲ實證セリ。

乾壕（ドライドック）及馬車廻建物外側ニ乾壕ヲ設クルト否トハ震害ニ直接ノ影響ヲ齎ササルモ、其痍壁ハ成ルヘク之ヲ鐵筋「コンクリート」造トシ、母屋ヘ聯續セシメシテ獨立ノ構造トシ、不等振動若クハ不同沈下ニ基ク震害ヲ防止スルコトヲ要ス、又建物ニ附設スル馬車廻ノ如キ構造モ、其母屋トノ取合ヲ絕緣接合（Break joint）ト爲スヲ良シトス。

鐵骨ノ防火　鐵骨構造ヲシテ耐火的ラシメンニハ、其鐵骨ヲ「コンクリート」ヲ以テ被覆スルコトヲ要ス、已ムヲ得ス其柱ノ如キヲ露出セントスル場合ニハ、必ス箱形組合ニ工作スルヲ良シトス。

施工上ノ注意　鐵骨構造物ハ、其基礎及軸部ノ設計完全ナルニ於テハ、實驗上遺同ノ地震以上ノ大震ニ遭遇スルモ容易ニ損傷ヲ被ルモノニアラサレトモ、本構造ニ在リテハ、特ニ其施工ノ上ニ十分ノ注意ヲ拂ハサレハ其效用ヲ失フコト甚シキモノニシテ、之カ現場監督ノ任ニ當ル技術者ハ、少クモ本構造ニ對スル一般的知識ヲ有スルモノタラサルヘカラス。

二、鐵筋「コンクリート」構造

鐵筋「コンクリート」構造ノ建築物中ニハ、其設計及施工ノ不完全ナルカタメ、全ク崩壞セルモノ或ハ地盤ノ不同沈下ノタメ建物傾斜シ若クハ其軀體ニ致命的龜裂ヲ生セルモノナキニアラサリシモ、其例極メテ僅少ニシテ、概シテ本構造ノ建造物ハ震害少ク、火災ニ因ル損傷モ亦比較的輕度ニシテ、修理ノ上再使用ニ堪フルモノ多キニ居ルヲ認メタリ、今其各部被害中最モ注目スヘキモノヲ指摘シ、之ニ對スル耐震上ノ要點ヲ擧クヘシ。

建物ノ平面形狀其他　鐵筋「コンクリート」構造ニ在リテモ、建物ノ平面形狀ハ耐震上成ルヘク方形又ハ矩形ノ組合トシ、簡單整齊ニシテ大室ヲ含マサルモノタルコトヲ要ス、其ノ軸部カ架構（Frame Construction）ヨリ成レル場合ニ於テモ、各階ノ間壁カ上下通直ヲ缺キ、或ハ廣大ナル室ヲ設ケテ獨立柱ト側壁トヨリ成レルカ如キ部分多キトキハ、震動ニ對シ安全ヲ保シ難キコト言フヲ俟タス、適當ノ距離ニ配當セル耐震壁ハ有効ナルコト勿論ナレトモ、其壁體煉瓦造ノ場合ニ於テハ補强セサレハ其効用少シ。

基礎　基礎ハ、其地質ニ應シ木杭地業「コンクリート」杭地形（ベデスクル）式ヲ含ム）等何レモ耐震上不可ナキモ、不同沈下ヲ生セサラシメンカタメ杭頭上ノ礎盤「コンクリート」ハ成ルヘク之ヲ連續セシムルコトヲ要ス。（鐵骨構造基礎ノ條參照）

階數及高サ　鐵筋「コンクリート」構造ノ建築物ニシテ其設計施工共ニ完全ナルニ於テハ、建物高サハ之ヲ約百尺（七八階）ト爲スモ耐震上完全ヲ期スルコト難キニアラス、然レトモ今回ノ震災ニ際シテハ、概シテ約六十尺（五階）以下ノ場合ニ被害殆ントナキモノ多ク、從テ將來ノ建築物ノ高サハ、此程度ニ止ムルヲ以テ最モ完全ナリト言フヘシ、尙ホ本構造ノ高層建物ニシテ震害ヲ受ケタルモノハ鐵骨構造ト同樣全高ノ三分ノ一以上二分ノ一以下ノ箇所ニ損傷多キヲ認メタリ。

軸部　鐵筋「コンクリート」構造ノ軸部ハ、其强度計算ニ過誤ナキ

場合ト雖モ、垂直部材ト水平部材トノ取合部（例ヘハ柱ト梁又ハ胴差トノ接合部）等ニ於ケル配筋上ノ設計不完全ナルトキハ、其部分ニ龜裂ヲ生シ、或ハ破壞ヲ招ケル實例甚タ乏シカラス、殊ニ特許鐵筋（例ヘハ「カーン筋」式ノ「デフヲームド、バア」ノ如キ）ヲ使用セルモノハ、其鐵筋ノ長所タル應滑強（Adhesive Strength）ノ大ナルヲ過信セル結果斯ノ如キ損傷ヲ招ケル場合多キヲ認メタリ、依テ將來ノ木構造ニ於テハ特ニ其軸部ノ各接合部ニ注意ヲ拂ヒ、柱ト梁トノ取合ニ在リテハ持送（Haunch）ヲ十分ニ附スルコトヲ要ス。尙ホ鐵筋外側ノ「コンクリート」ノ厚サ小ナルカタメ被害（地震火災共ニ）ノ大ナリシ實例乏シカラサルヲ以テ、其厚サヲ十分ナラシムルコト肝要ナリ。

壁體　軸部鐵筋「コンクリート」造ニシテ壁體煉瓦造ナルトキハ、多クハ其接合完全ヲ期シ難キカ故ニ、斯種ノ構造ニ於テハ、震動ノタメ必ス其接合點ニ龜裂ヲ生シ、甚シキハ一壁體其儘崩壞セルモノアリ、殊ニ其煉瓦カ空胴煉瓦ナル場合ニ於テハ、粉碎崩壞セル實例ニ乏シカラス、依テ將來ノ木構造ニ於テハ、壁體トシテ成ルヘク空胴煉瓦ノ使用ヲ避ケ、普通煉瓦ト雖モ高サ及長サノ相當大ナル壁體ニハ之ヲ使用セサルヲ良策トス、平網又ハ鐵網ヲ以テ煉瓦壁ヲ補強スルトキハ、耐震上有効ナルヲ認ムレトモ、其設計及施工上宜シキヲ得サルニ於テハ、却テ其タメ損害ヲ增大スルコトナキニアラス、之ヲ要スルニ、壁體モ亦鐵筋「コンクリート」造トシ軸部壁體床屋根等ヲ通シテ一體的構造ト爲スニ於テ、始テ完全ナル耐震構造タラシムルコトヲ得ヘシ。

材料ノ選擇　鐵筋「コンクリート」構造ノ震害ヲ視ルニ、其「コンクリート」調合ノ宜シキヲ得サルニ起因セルモノ又ハ其材料タル「セメント」砂等ノ粗惡ナルニ起因セルモノ甚タ少カラス、依テ將來ノ

木構造ニ於テハ特ニ其材料ノ選擇ニ注意スルコトヲ要ス。

施工上ノ注意　設計完全ナル場合ニ於テモ、其施工上ノ注意ニ缺如アルモノアリシカタメ被害ヲ增長セル實例甚タ乏シカラス、一例ヲ擧クレハ柱主筋ノ接合點ト「コンクリート」打繼點トヲ一致セシメ弱所ヲ一點ニ集中セル結果、遂ニ大ナル破綻ヲ招ケルモノ多數ニ上レルヲ見、柱ニ於ケル繫筋ノ取付不完全ニシテ、主筋ヲ補强スルノ效用ヲ爲サス、却テ有害ナル結果ヲ招致セルモノ亦少カラス、其他「コンクリート」打施工ノ手順ノ宜シキヲ得サリシカタメ、其下層ニ砂利ノミヲ沈澱シ、凝集體タル「モルタル」ノ混合ヲ全ク缺キタルカ如キモノ、又ハ上層ニ氣泡ヲ含メル「モルタル」計ノ堆積シテ、次回「コンクリート」トノ間ニ强度ナキ層ヲ爲シ、被害ヲ誘起セルモノ等、往々ニシテ發見セラレタリ、「コンクリート」打施工ノ場合ニ於テ、流シ樋（Concrete Chute）ヨリ直接假枠內ヘ流シ込ムカ如キ方法モ「コンクリート」密度ノ不同ヲ生シ易キカ故ニ、特ニ此點ニ注意ヲ要シ、打込箇所ノ家寄ニ「コンクリート」溜ヲ作リソレヨリ持搬ヒテ手工ヲ以テ假枠內ニ打込ムヲ優レリトス。

三、煉瓦構造

煉瓦構造ノ建築物ニ在リテハ、建坪比較的小ニシテ、高サ又低ク、且ツ其施工宜シキヲ得タルモノヲ除クノ外、概ネ甚シキ震害ヲ被リ往々ニシテ全壞シタルモノアリ、全壞ヲ免レタルモ其被害致命的ニシテ修復ノ望ナキモノニ至リテハ、其數頗ル多ク、其損害ノ比率ハ他種ノ構造ニ依レル建築物ニ比シ遙ニ大ナリ、今其被害ノ主ナル起因並ニ之ニ備フヘキ耐震耐火上ノ要點ヲ擧クヘシ。

建物ノ配置及平面形狀其他　煉瓦構造ノ建築物ニシテ大室ヲ含メルモノ又ハ天井高キ室ヲ有スルモノハ、其周壁大ナル振動ヲ爲シ、爲ニ建物ノ隨所ニ著シキ損傷ヲ被レルヲ見ル、淀橋淨水所機關室ノ如キ其好實例ニシテ、其壁厚最モ厚キ部分ハ煉瓦六枚ヲ有スルニ拘ハラス、周壁腰部ニ著シキ損傷ヲ被レリ。

又建坪ニ比シ高サノ甚シク高キ建造物即チ高塔（淺草凌雲閣ノ如キ）煙突控壁ヲ有セサル煉瓦塀ノ如キハ、其被害何レモ著シク、就中煉瓦煙突ニハ損害ナキモノ皆無ニシテ、控壁ナキ一枚積程度ノ煉瓦塀ノ如キモ、亦龜裂崩壞顚倒等ノ損傷ヲ免レタルモノ稀ナリ。

如上ノ震害ノ起因ヲ察スルニ、煉瓦積ハ彈率小ナルカ故ニ、震力ニ因リ容易ニ破碎セラルヽカタメニシテ、之ニ備ヘンニハ、建物ノ間取ニ注意シ、努メテ長サ幅及高サノ大ナル室ヲ配置スルコトヲ止メ、成ルヘク間壁ヲ多數ニ設クルト同時ニ、一建物中階數ノ相違等ニ基ク質量ノ著シキ不平均ヲ避ケ、其階數ハ總テ三階以下トシ、建物全體ノ平面形狀ハ成ルヘク簡單ナルモノヲ選ヒ、出隅及入隅ノ部分ヲ多數ニ作ラサルコトヲ努メ、煉瓦造ノ「ゲーブル」尖塔ノ如キモ之ヲ避ケサルヘカラス、又紳煉瓦積ノ高塔及煙突ノ如キハ、寧ロ之ヲ建設セサルニ若カス。

基礎　煉瓦構造ノ建築物ハ、其重量比較的重ク、且ツ鐵筋「コンクリート」構造或ハ鐵骨構造ノ如ク建物自體ト爲ルカ如キ構造ニアラサルヲ以テ、其基礎不同沈下ヲ來ストキハ最モ危險ニシテ、之カタメ開孔多キ壁體ノ弱所ヲ通シ基礎ヨリ屋上ニ至リテ一大堅練ヲ生シクル實例少カラス、依テ本構造ニ於テハ特ニ其基礎ヲ鞏固ナラシムルコトヲ努メ、鐵筋「コンクリート」總地行等ヲ應用スルヲ要ス。

壁體及其補强　煉瓦壁ニ於ケル開孔ノ上下ハ、振動ニ因リテ龜裂ヲ生シ易キハ言フヲ俟タス、而シテ開孔特ニ大ナル場合ニ在リテハ、其龜裂著大ニシテ、爲ニ建築物全體ニ致命的損傷ヲ被レルモノ多キヲ見ル、依テ將來ノ本構造ニ於テハ、開孔ハ成ルヘク之ヲ小ナラシメ、開孔ト開孔トノ左右及上下ノ距離ハ之ヲ過小ナラシムルコトナク、開孔ニ小屋組床築等ノ重キ荷重ヲ支持セシムルカ如キモ之ヲ避クルコトヲ要シ、而シテ壁體ハ成ルヘク厚カラシムルト同時ニ、其要所ノ目地部ニ必ス補强鐵網ノ類ヲ挿入スルコトヲ要ス。

建物周壁ノ要所ニ補强鐵筋「コンクリート」梁ヲ使用シタルモノ、或ハ震出セル細キ補强鐵材ヲ使用シタルモノヽ如キモ、今回ノ地震ニ際シ其極メテ有効ナルヲ證セリ、鐵材ヲ震出スルハ耐火上ノ見地ヨリ不可ナルコト勿論ナレトモ、是等ノ實例ニ徵シ、鐵材及鐵筋「コンクリート」材ノ適當ナル應用ハ、煉瓦構造ノ補强方法トシテ最モ有効ナルヲ知ルヘク、又床組及屋根等ハ鐵骨構造若クハ鐵筋「コンクリート」構造トシ、之ヲ耐火的タラシムルト同時ニ、周壁ノ鞏固ナル水平ノ連繫タラシムルヲ可トスヘシ。

材料及施工　粗惡脆弱ナル煉瓦ヲ使用セル建築物ハ勿論、其震害著シク良質煉瓦ヲ使用セルモノト雖モ、開孔迫持ノ迫片ノ薄キ異形煉瓦等ニハ損傷ヲ被レルモノ少カラス、目地「モルタル」ノ粗惡ナルモノ殊ニ石炭「モルタル」ヲ使用セルモノハ、其目地ニ沿ウテ龜裂ヲ生シ、往々ニシテ其箇所以上ノ部分崩落セルモノアリ、良質「モルタル」ヲ使用セルモノモ、煉瓦トノ粘著不十分ナル場合ニハ、其部分ニ龜裂ヲ生シ易ク、殊ニ煉瓦壁門柱等ニ在リテハ、根石ト煉瓦トノ目地ノ粘着力薄弱ナルカタメ、煉瓦積全部屏風倒シト爲レルカ如キ實例甚タ多シ、又控鐵物太柄鎹等ノ補强鐵物ヲ缺キタル石積ノ目地ノ如キハ、全ク信賴シ難キモノニシテ、積石ノ各片カ目地ニ沿ウテ移動シ、若クハ轉落セルモノ擧ニ數フヘカラス、將來ノ工事ニ於テハ如上材料及施工ノ諸點ニ關シ十分ノ留意ヲ要ス。

防火上ノ注意　煉瓦構造建築物ノ火災ニ因ル被害狀態ヲ見ルニ、花崗石等ノ外裝材ニハ甚シキ損傷ヲ認メタレトモ、煉瓦積其モノニハ比較的損傷少ク、猛火ニ曝サレタルモノト雖モ、其表面剝落セル程

度ニ止マレルヲ見ル、罹災區域ニ於ケル煉瓦構造物ノ悉ク類燒セルハ、此等建物ノ多クカ其屋根及床ノ構造ヲ木造トシ、其開孔ニ適當ナル防火扉ノ設備ナキニ起因セルモノ、如ク、又硝子屋根等ノ部分ヨリ火ニ侵サレタルモノ多キヲ見ル、依テ將來ノ本構造ニ於テハ此等ノ點ニ十分ノ留意ヲ要ス。

四、木　構　造

洋風木構造ノ建築物ニシテ東京市ノ下町ニ在リタルモノハ殆ント類燒滅失セルヲ以テ、震害ノ程度ヲ詳カニスルヲ得サルモ、山ノ手其他ニ於テ殘存セル官公署會社學校等比較的大ナル木構造建築物ニ就テ見ルニ、其屋根瓦ノ移動脫落セルモノ外駐ノ貼石又ハ貼付瓦ノ剝落若クハ龜裂セルモノ或ハ骨組ノ傾斜シ若クハ撓折シタルモノ等少カラサリシモ、其被害概シテ輕度ニ止マレルヲ認メ、就中外駐ヲ鐵網張「モルタル」塗ト爲セルモノ、如キハ、何レモ成績良好ナルヲ認メタリ、木構造ハ防火上ノ見地ヨリセハ推奬スヘカラサルコト論ヲ俟タサル所ナルモ、將來ノ建築物ニ對シ之カ應用ヲ絕對ニ阻止スルカ如キハ頗ル難事ニ屬セリ、依テ還回ノ震災ニ於ケル結果ニ鑑ミ其耐震上最モ任意スヘキ要點ヲ擧ケ將來ノ參考ニ資セントス。

(一)基礎ハ成ルヘク之ヲ地表ヨリ深カラシメ、堅硬ナル厚キ地層上ニ置クコトヲ要シ、盛土上ニ建築スルカ如キ場合ニ在リテハ、下層ノ硬キ地層ヨリ築造スルコトヲ要ス。

(二)上部構造ハ基礎ヘ堅固ニ締結スルコトヲ要シ、膨積ヲ有スル場合ニ在リテハ之ニ深ク植込ミタル「ボールト」ヲ以テ土臺ヲ緊結スルコトヲ要ス、石煉瓦「コンクリート」等ノ高キ束上ニ土臺ヲ據置クカ如キハ多クハ危險ナリ。

(三)柱下ハ必ス土臺ヲ以テ連結シ、柱ト土臺トハ鐵物類ヲ以テ堅固ニ結合スルコトヲ要ス。

(四)柱ト梁等トノ接合部ニ於テハ、成ルヘク柱材ヲ缺損セシメ、且ツ其工作ヲ簡單ニシ、鐵物類ヲ用キテ十分ニ結束スルコトヲ要ス。

(五)柱ト梁桁及胴差類トノ間ニハ、出來得ル限リ方杖ヲ組入レ軸組ノ歪ミヲ防止スルコトヲ要ス。

(六)土臺敷桁等水平材組合セノ隅々ニハ、火打其他ノ斜材ヲ取付ケ其歪ミヲ防止スルコトヲ要ス。

(七)前二項ノ外柱間床梁間小組屋間等ニハ努メテ筋違ヲ組入レ其歪ミヲ防止スルコトヲ要ス。

(八)玄關及廂等ノ如キ下屋ノ母屋トノ取合部又ハ下屋ト二階屋トノ取合部ニ於テハ、其主ナル構材ヲ堅牢ニシテ母屋ノ柱ヘ込栓又ハ鐵物類ヲ用キテ十分ニ緊結スルコトヲ要ス。

(九)屋根ハ瓦石盤金屬板石綿板等ノ如キ、不燃質材料ヲ以テ葺クコトヲ要スルモ成ルヘク輕量ノモノヲ選フヲ可トシ、瓦葺ト爲ス場合ニハ引掛瓦ヲ使用スルカ然ラサレハ、軒先ノ初メ四五枚目毎ニ銅線ヲ以テ下地ヘ釘打トシ、瓦ノ辷リヲ防キ其煉瓦ハ最モ轉落シ易キモノナルヲ以テ、成ルヘク簡單ニシテ輕量ナル形トシ、銅線等ヲ以テ下地ヘ緊結スルコトヲ要ス。

(十)壁附煖爐ノ烟突ハ、耐震耐火上鐵筋「コンクリート」ヲ以テ構造スルヲ安全トス。

(十一)店鋪ノ如キ前面全部ヲ開放セルモノニ在リテハ、其前面脆弱ナラサル樣適當ナル位置ニ歪ヲ防クヘキ壁ヲ設クルコトヲ要ス。

五、將來ノ諸官衙建築

將來ニ於ケル議院及諸官衙主要廳舍ノ建築ハ、叙上耐震耐火上ノ要項ニ基キ之ヲ査察スルニ、建物全體ノ平面形狀ハ努メテ單純ナル形狀タラシムルヲ可トシ、其構造ヲ軸部及壁體ヲ通セル鐵骨纖筋「コンクリート」ノ一體的構造若クハ軸部及壁體ヲ通セル鐵筋「コンクリート」ノ一體的構造トナシ、成ルヘク柱材ヲ缺損セシメ、且ツ其工作ヲ簡單ニシ、鐵物類ヲ用キテ十分ニ結束スルコトヲ要ス。

第四節　救災の研究

（如何にして災禍を救濟すべき乎）

災禍の救濟に關して、德川幕府は常設機關町會所を有し、順序方法豫め一定して、即時に擧施するを得たりき。

維新後に在りては、其初備荒儲蓄等の設なきに非ざりしも、後之を廢して臨時の施設に委し、近く東京府市以下非常災害に對する處務規程を定め、能く變災に處して其方を誤らざるを得たり、而して政府亦神速に救護警備の兩大機關を特設し、以て統一あり秩序ある救濟を爲し、多少の遺憾は之有りしにせよ、大體に於て施設其處を得て、範を後昆に垂れ、後の救濟施設を講ずるものをしてほゞ憑據する所あるに足らしむ。

然り而して此等救護警備に關する經驗たる、當衝者をして將來の參考となるべき幾多の所見を有せしめ、之を發表するもの亦少なからず、今擧ぐるに暇あらざれば、玆には單に警備當途者近衛第一兩師團の意見を左に抄記す。

將來參考トナルヘキ所見

一、破壞セラレタル大都市占領上特ニ着意スヘキ要件

都市破壞ノ原因、程度、住民ノ意向、占領ノ目的及國內都市タルト敵國若クハ中立國都市タルトニ依リ、自ラ其ノ占領ノ要領ヲ異ニスヘキモ、今回ノ經驗ニ徵スルニ、概シテ左ノ諸件ニ着意スルヲ要ス。

一、破壞直後ニ於ケル占領ニ當リテハ、外敵ニ對スル顧慮ノ外、速ニ民心ヲ安定シ、秩序ヲ恢復スルヲ主眼トシ、次ノ諸件ニ着意スルヲ要ス。

1、速ニ都市外圍ヲ占領シ、內外ノ交通ヲ扼シ、騷擾掠奪、其他凡テ都市ノ安定ヲ害スル不良分子ノ都市進入ヲ防止スルヲ要ス。

2、神速ニ行政機關特ニ其ノ中樞、電信局（特ニ無線）、宣傳機關特ニ新聞社、印刷所、點燈機關、給水機關、動力中樞物資車場揚陸場等ヲ占領スルヲ要ス。

3、都市內部ニ於ケル騷擾、不逞分子所在地域破壞ノ結果騷擾混亂ヲ惹起セル地域ニ兵力ヲ配置シ、不良分子ヲ威壓掃蕩シ、騷擾ヲ豫防、鎭壓スルヲ要ス。

4、速ニ非破壞區域ニ一部ノ配兵ヲナシ、良民ヲ保護シ騷擾ノ擴大ヲ防止スルヲ要ス。

5、一時市民ノ自由移動ヲ禁止シ、避難所ヲ指定シ、交通ヲ整理シ、以テ軍ノ行動ヲ容易ナラシムルト共ニ、市民ノ安定ヲ促進シ、秩序恢復ヲ速ナラシムルヲ有利トス。

二、都市內部占領部隊ハ、兵力ノ集結使用ヲ避ケ、小部隊毎ニ分散配置シ、且ツ巡邏兵ノ適切ナル使用ニヨリ、軍ノ威力ヲ速ニ且ツ普ク全市ニ及ホサシメ、以テ不良分子ヲ威壓シ、良民ヲ安堵セシムルコト必要ナリ、此際特ニ不良分子ニ對シテハ峻嚴ナル處置ニ出テ、彼等ヲ

シテ甚恐搖頭ノ機際ナカラシムル如クナルノ着意極メテ緊要ナリ。

三、照明施設　所在諸種ノ手段ヲ盡シ、速ニ點燈照明ノ方法ヲ講スルハ、秩序ノ恢復治安ノ維持上極メテ有効ナリ、蓋シ暗黑ハ軍ノ行動ヲ阻害スルノミナラス、不良分子ニ活動ノ機會ヲ與ヘ、民心ヲ不安ニ陷ラシムルコト極メテ大ナルヲ以テナリ。

四、市民ノ救護　一方不良分子ヲ膺懲驅除シ、騷擾ノ因ヲ除去シ、軍ノ威力ヲ示スト共ニ、地方住民ノ救護(糧水ノ給與、傷者ノ收療)ヲ行ヒ、民心ヲ慰撫シ、住民ノ軍ニ對スル信賴ヲ厚クシ、恩威並ヒ行フハ騷擾ヲ鎭定シ、秩序ヲ恢復スル爲メ極メテ有効ナリ。

五、交通整備　迅速ナル交通整備、特ニ交通幹線道路ノ改修橋梁ノ急設ハ、軍ノ行動ヲ容易ナラシムル爲メ重要ナルノミナラス、住民避難者等ノ交通救護ヲ容易ナラシメ、其ノ安定ヲ促進スル爲メ亦極メテ必要ナリ、之カ爲工兵交通兵ヲ可成多ク使用シ、且ツ之ニ統一シテ逐次重要交通路ヨリ其整備ニ着手セシムルヲ要ス、特ニ運河溝渠多キ地方ニ在リテハ、速ニ假渡河法ヲ設ケ、且ツ水路交通ヲ開クコト必要ナリ。

六、破壞區域ニ於ケル軍隊ノ宿營休養　破壞區域ニ駐屯セシムルヲ要スル軍隊ノ宿營休養特ニ天幕宿營材料水及燃料照明具ノ補給ニ關シテハ、特別ノ顧慮ヲ拂ヒ、休養衞生上軍隊ノ活動力ヲ減セサルコトニ意ヲ用キルヲ要ス、駐屯時日表ニ隨ヒ益ゝ然リ。

二、出動部隊ノ能力ニ關スル所見

一、步騎兵部隊ノ特記スヘキ事項ナシ。

二、砲兵部隊　本回ノ如キ都市占領ニ當リテハ、砲兵ハ其ノ固有ノ威力ヲ發揮スルノ餘地ナク、步騎兵的ニ使用シ、步騎兵ノ兵力不足ヲ補フヲ要スルコト多シ、此ノ如キ場合ニ適應セシメンカ爲メ、拳銃ノ使用ニ堪ヘ得ル程度ノ教育ヲ施シ置クノ要アルモノト認メラル、

又砲兵ヲ戰術的ニ使用スルヲ要セサル場合ニ於テハ、其ノ運搬能力ヲ纏秣其ノ他ノ輸送ニ使用スルヲ有利トス。

三、交通通信諸隊　本回ノ如キ事變ニ際シテハ、速ニ道路橋梁、通信網鐵道ノ急設改修並ニ水路ノ開設ヲ實施シ、軍ノ行動指揮連絡補給住民ノ救護等ヲ容易ナラシムルノ緊要ナルコト論ヲ俟タス、之レカ爲メ工兵鐵道電信兵ノ活動ヲ要スルコト極メテ大ナリ。

四、衞生諸隊　這般震災ニ當リ、當師團ハ、其ノ直後ニ於テハ、各警備部隊及各地團下部隊衞生部員ヲシテ部隊附近ニ救護所ヲ開設セシメ、戒嚴令下ニ於テ中央部ヨリ軍醫ヲ配慮セラルヽヤ、之ヲ基幹トシ、團下看護長卒及擔架術修業者ヲ加ヘ、所要衞生材料ヲ整備シ警備司令官直轄救護班トシテ、罹災民傷病者ノ多數ナル地方ニ出動セシメ、尙他師團ヨリ派遣ノ救護班又ハ衞生隊ノ配慮セラルヽヤ、前記救護班ト交代セシメタリ、如斯今次出動セル衞生機關ノ編制ハ頗ル區々ニシテ其ノ能力ヲ同日ニ論スルコトハ寧ロ肯綮ニ中ラサル嫌アルモ、之ヲ概括的ニ觀察スルトキハ、最初ニ編成セラレタル直轄救護班ノ如ク、軍醫三乃至五名(長一等軍醫)看護長一乃至四名看護卒五乃至十九名擔架術修業兵二十名乃至三十名ノ人員及藥劑行李(醫扱)一名乃至四組擔架五乃至八具捜索燈五乃至八箇及手車數輛ノ材料ヲ以テセハ全ク地方材料ヲ利用シ得サル地方ニ於テモ、殘燒ノ家屋等ヲ利用シ、一日平均優ニ四百名ノ患者ヲ處置スルコトヲ得ルコトト認ム、然レトモ以上ハ全ク應急ニ出動セシムル衞生機關トシテ、單ニ地方罹災民ニ先ツ初療ヲ普及セシムルモノトシテ適當ナルヲ疑ハサルモ、比較的重症患者ヲ收療スル爲メニハ、尙患者被服準備患者食炊爨ノ設備治療用衞生材料(火災ノ際ハ特ニ軟膏類油類一般繃帶材料ノ多數ヲ要ス)ノ整備等ヲ要スルノミナラス、今回ノ經驗上、震災後ニ於テハ地方井水及水道等ノ利用全ク不能ニ陷リ、而モ火傷患者及殘燒ノ間ニ勤務スルモノハ渴ヲ訴フルコト切ナルヲ以テ豫メ湯水車等ニ依リ水ヲ準備スルコト頗ル必要ナリ、尙是等患者ヲ收容及後送スル爲メニ特ニ患者自動車ノ配屬ヲ必要トス、今次當師團衞生機關ノ出動ニ顧ミルニ、當初應急裝備ノ下ニ出動セシメラレタル救護班ハ漸次前記諸要求ヲ充スヘク共編成ヲ改正セラレタルヲ以テ見ルモ、愈ゝ其ノ所信ヲ深クスルモノナリ。

而シテ以上救護班ハ、各方面ニ於テ活動シ、日々多數ノ傷病者ヲ收療セシモ、一方地方救護團ノ設備未タ完全セサリシ爲メ、是等救護班ノ患者ヲ收容シ、初療ヲ完全ニスヘキ衞生機關ノ必要ヲ感シ、上司ノ命ヲ受ケ、尙警備地域內ニ二ケノ臨時病院(其ノ編制ハ概ネ野戰病院ノ半部ニ準ス)ヲ開設シ、治療ノ完全及患者ノ整理ヲ爲セリ。以上要之應急ノ際出動セシムル衞生機關トシテハ、共編制特ニ大ナルモノヲ要セサルモ、暫ク一地ニ固定シ、全然地方材料及家屋等ヲ利用シ能ハサルモ、災害地ニ於テハ收療給養上獨立能力ヲ有スル小衞生隊(概ネ現戰時編制ノ三分ノ一位ノモノニシテ、地方交通機關破壞シ、其ノ用ヲ爲サス、尙地方輸送材料ヲ使用シ得ル目途ナキ場合ハ特ニ患者輸送ノ爲メ患者自動車ヲ配當スルヲ要ス)ノ如キ衞生機關ヲ出動セシムルヲ適當トシ、尙一地方衞生機關及衞戍病院等ノ收容能力不足ナル場合ハ、早クヨリ野戰病院ニ準スル臨時病院ヲ開設スルノ要アリト信ス。

三、今次ノ出動カ軍紀及教育ニ及ホシタル影響

軍紀ニ就テ　今次ノ震災ニ際シ、流言蜚語カ到ル所ニ針小棒大ニ宣傳セラレ、市民ノ狼狽混亂極度ニ達スルヤ、幾多ノ地方自警團警察官ノ活動ヲ見ルニ至リシモ、彼等ハ全ク秩序ナク教養足ラサリシニ反シ、一度軍隊ノ出動スルヤ、一絲紊レス、毅然トシテ軍律ノ許ニ行動シ、忽チ鎭定治安ノ實ヲ擧クルヲ得タリ、是等ノ實證ヲ親シク

目擊經驗シタル軍隊將士ハ、誰モ軍隊ノ眞ニ國家ノ中堅ニシテ軍紀ハ軍隊成立ノ大本タルヘキ意義ヲ深ク肝銘自覺シタルヲ以テ、今次ノ出動ハ何等軍紀ニ影響セサリシノミナラス、却テ極メテ良好ナル教訓ヲ體得セルモノト認ム。

教育ニ就テ　戒嚴勤務ノ時期ハ、各兵種トモ部隊教練ノ完成期ナリシヲ以テ教育ハ相當ノ打擊ヲ受ケタルモ、陣中勤務通信交通衞生救護ノ演練ハ、期セスシテ緊張セル敵前ノ意氣ヲ以テ修得スルヲ得タリ。

教育上最モ齟齬澁滯ヲ來タシタル步兵ト雖モ、概ネ十月中旬以降ニ於テ銳意之カ恢復ニ勉メタル結果、教育年度ノ後期ニ於テハ略ゝ所期ノ成果ヲ得ルモノト信ス、然レトモ軍隊練成上有形無形ノ効果最モ大ナル秋季演習ヲ實施スルヲ得サルニ至リシハ、最モ遺憾トスル所ナリ、技術兵科ノ諸隊ハ平素演習費ノ關係上實施シ得サル幾多ノ有益ナル作業ヲ實際的ニ實施演練スル事ヲ得テ、將校以下技術上ノ能力增進ニ大ナル効果アリシモノト認ム。

要スルニ今次ノ出動ハ、軍紀上ヨリ見ルモ教育上ヨリ見ルモ其獲得シタル利益ハ主トシテ精神上ニ屬シ、此ノ利益ハ受ケタル損害ヲ償ヒ得テ餘リアルモノト信ス。

四、前項ニ鑑ミ將來ノ幹部教育並ニ軍隊教育ニ關スル所見

近時航空界ノ顯著ナル發達ハ、其ノ國防方針ノ如何ヲ問ハス、會戰初期ニ於テ空中ヨリスル敵ノ都市襲擊ヲ覺悟セサルヘカラス、從テ天災地變ノ勃發ハ曾ク措クトスルモ、將來軍隊ノ對內的ニ出動スル場合ハ勘カラサルヘシ、此ノ場合ヲ顧慮シ、平時ヨリ陸防計畫ハ勿論緊要缺クヘカラサルモノナルモ直接參與スル軍隊等ノ行動等ニハ何等變化ナキヲ以テ軍隊教育トシテハ、特ニ之カ爲メ改正增補ノ必

要ヲ認メサルヘシ、但シ軍隊トシテハ今回ノ事變ニ於ケル市民ノ態度ニ鑑ミ、特ニ衞戍勤務ノ規定ヲ一層的確實際的ニ教育シ、事變ニ際シ失態ナカランコトヲ期スルヲ要ス。

幹部トシテハ將來地方一般ト觸接スヘキ場合更ニ多カルヘキヲ顧慮シ、一層平時ヨリ常識養成ヲ奬勵シ、殊ニ戒嚴ニ關係スル諸法理行政警察權ヲ一般ニ通曉セシムルヲ必要トセン。

五、今回實施ノ警備動務ニ對スル經驗

一、警備計畫　將來東京大阪等大都市ニ在リテハ、平時ヨリ警備計畫ヲ策定シ置キ、一朝事變ニ際シテハ周章狼狽ヲ演スルコトナク、敏活適切ニ警備動務ヲ實施シ遺漏ナキヲ期セサル可ラス。

警備計畫上策定ヲ要スル事項、概ネ左ノ如シ。

1、災害事變ノ程度ニ應シ警備兵力ノ概定。

2、警備ノ順序。(當該都市衞戍部隊ヲ以テスル應急配備兵力增加後ノ配備等)

3、配備ノ要領。

4、交通、通信機關ノ設置又ハ整理。

5、地方官公吏ハ警察官憲兵トノ連絡指導要領。

二、地方官民ニ對スル處置　今次ノ如キ災害ニ際シテハ、地方官民ト軍隊トノ連繫ヲ密ニスルノ緊要ナルヤ明ナリ、然ルニ今回ノ經驗ニ依ルニ、地方官民ニハ何等ノ統一ナク個々ニ行動シ、軍部トノ連絡極メテ良好ナラス、之カ爲警備上甚タ遺憾ノ點少ナシトセス、地方官民ニ對シテハ平時ヨリ災害ニ際シ採ルヘキ處置ヲ研究セシメ、且之カ訓練ヲ爲スノ要アリ、自警團ニ於テ特ニ然リ、警察權ヲ軍隊ニ於テ保護スルハ極メテ緊要事タリ、軍隊ニシテ警察權ヲ輕視スルノ行動ニ出ツル時ハ、民衆ハ益ゝ警察權ニ信賴スルコトナク、治安上甚タ不良ノ結果ヲ釀成スルモノナリ。

一般地方官公吏ニ對シテハ、軍隊ハ常ニ主動ノ位置ニタチ之ヲ激勵シ保護シ、援助シ其職務ノ遂行ニ支障ナカラシムルヲ要ス。

又時々警備地區內ノ地方官公吏警察官吏自警團長其他地方團體ノ長又ハ其ノ代表者ヲ會同シ意志ノ疏通ヲ圖リ、之ヲ指導シ、以テ警備上遺漏ナキヲ期スルヲ可トス。

三、典令ノ制定及其教育ノ要旨　此種動務ニ就テハ特ニ典令ヲ制定スルノ必要ナリ、現在ノ典令ヲ活用スルノミヲ以テ足レリトス。然レトモ幹部殊ニ下士ニ對シテ少ナクモ戒嚴ノ要件、性質、効力、地方行政警察權ノ大要徵發事務等ニ就キ平素教育スルノ要アリ。

四、外國人及朝鮮人ノ取締　外國人及朝鮮人ハ平素ヨリ其ノ身分性格等ヲ明ニナシ置キ、事變突發ニ際シテハ要注意人物ハ之カ警戒ヲ嚴ニシ、以テ其ノ妄動ヲ防止スルノ要アリ、又一般ニ外國人及朝鮮人ハ事變發生ト同時ニ、安全地帶ニ避難セシメ、軍隊又ハ警察ニ於テ嚴ニ之ヲ監視救恤シ、以テ興奮セル人民ノ誤解ヨリ生スル過誤ナカラシムルコト必要ナリ。

惡宣傳ヲナシ或ハ非違ヲ敢テスルモノニ對シテハ、法律ノ定ムル處ニ依リ之ヲ處斷ス(中略)。

六、警備部隊ノ用法(配置、指揮、系統等)ニ關スル所見

一、警備地區ト警備兵力トノ關係　警備地區ト警備兵力トノ關係ハ繁華ナル市街又ハ平時ヨリ無賴漢等ノ蝟集セル地域ニ對シテハ比較的其ノ兵力ヲ大ニシ、而カモ必ス戰鬪能力十分ナル步兵ヲ以テ之ニ充當シ、其ノ他ノ地域殊ニ今回ノ如キ燒跡市街ニ對シテハ、比較的僅少ナル兵力ヲ充當スルヲ可トス、然レトモ燒跡ト雖「バラック」盛ニ建築シタル後ハ若干ノ考慮ヲ拂フノ要アリ。

二、警備地域ノ境界　警備地區ノ境界ハ行政區劃ト一致セシムルヲ

有利トス、何トナレハ今回ノ經驗ニ據ルニ、此ノ種ノ警備ハ地方官民ト密接ナル連繫ヲ絕對必要條件トス、之カ爲メ行政區ト警備區ト一致セシムルヲ最モ有利トスルモノナリ。

三、警備區ト警備部隊ノ交代　此種警備ニ在リテハ、自己警戒區域ノ地理事情等ニ精通スルニ非サレハ到底滿足ナル警備ヲ實施スル能ハス、之カ爲警備部隊ノ警備區ハ萬已ムヲ得サル事情アルニアラスンハ變更セサルヲ可トス。

四、警備部隊ノ配置　警備兵ヲ配置スルニハ、今回災害當時ノ如ク流言蜚語盛ニ流布セラレ、人民極度ニ不安ノ淵ニ沈淪シ無警察ノ狀ヲ呈シ、一ニ軍隊ノミニ信賴シ、人民ハ兵卒ノ姿ヲ見ルノミヲ以テ大ニ意ヲ强クスルノ眞狀、殊ニ警備地區ニ比シ兵力僅少ナルニ際シテハ下士哨銃前哨等ヲ多數ニ分散配置セル兵力ヲ成ルヘク少クスルヲ必要トス、而シテ漸次秩序恢復セラレ世上鎭靜ニ歸スルニ伴ヒ、地區毎ニ兵力ヲ集結スルヲ可トス、又人民ノ往復頻繁ナル街路其他危險ヲ豫想セラルヘキ地點ニハ多クノ巡察殊ニ乘馬巡察ヲ派遣スルハ其効果大ナルモノナリ。

五、指揮系統　交通諸隊ハ今回實施セシ如ク總司令部ニ於テ之ヲ統一指揮スルヲ可トスルモ、情況ニ應シ飛行機ノ若干ヲ地區警備隊ニ分屬スルノ必要モアラン。

工兵隊ハ當初地區警備隊ニ配屬シ、其ノ地區內ニ於ケル交通整備ニ任セシメ、其ノ地區ニ必要ナキニ至リ、逐次之ヲ集メテ總司令部カ之ヲ統一指揮スルヲ可トス。

七、警備上航空機(飛行機氣球)ノ價値

一、飛行機ノ價値　今回ノ大震災ニ次テ大火災發生シ、鐵道電氣通信ハ勿論、道路上ノ交通モ容易ナラサル情況ニ於テ、東京市一般ノ情報ヲ適時ニ蒐集シ、警備上兵力ノ運用ヲ適切ニ實施セシメンカ爲メニハ、航空機ノ活動ニ據ラサルヘカラス、實ニ飛行機ハ氣球ノ如ク永續的偵察ハ不可能ナルモ、頻繁ニ之ヲ飛翔セシメ、各方面ノ情報ヲ蒐集セシメナハ其ノ効果大ナルモノアリ。

今次ノ戒嚴間ニ於テ、師團司令部ニモ若干ノ飛行機ヲ配屬セラレナハ、情報ヲ擧クル爲メ有利ナル結果ヲ得タリシナラン、又最モ迅速ニ隔地軍隊ニ命令ヲ傳達シ之ヲ集中セシメンカ爲メニハ、今回經驗セシ如ク通信網ヲ杜絕セル場合ハ、飛行機ノ價値最モ大ナルモノナリ。

其ノ他市民全般ニ對シ、宣傳文ヲ散布スル如キ、平時ニ在リテハ自動車其ノ他交通機關ヲ利用シ容易ニ之ヲ實施シ得ヘキモ、今次災害當時ノ如ク全ク交通杜絕シ自動車アルモ之ヲ驅ルノ道路ナキ狀況ニ在リテハ、飛行機ニ依リ散布スルヲ最良ノ策トナス。

二、氣球ノ價値　警備上飛行機ノ價値ノ大ナルコト前記ノ如クニシテ、氣球モ亦相當價値アルモノナリ、即チ永續的ニ災害地一般ノ情況ヲ監視スルニハ、氣球ハ最モ適當トスル處ニシテ、適宜信號ヲ約束セハ適宜適所ニ情況ヲ通報スルコト又易々タルモノナリ、以上ノ如ク氣球ヲ使用セハ能ク其ノ性能ヲ發揮シ警備上相當ノ價値アルモノナリ。

三、結言　之ヲ要スルニ、航空機ハ警備上其ノ價値大ナルモノアルヲ以テ警備計畫上之カ使用ヲ立案シ、事變ニ際シ有利ニ活動セシムルコト必要ナリ。

八、通信機關ノ能力及之カ警備ニ及ホシタル影響

一、常設通信機關　破壞ノ原因及程度ニ依リ常設通信機關利用ノ程度自ラ差異アルヘシト雖モ、本回ノ如キ事變ニ於テハ有線電信ハ其ノ用ヲナササルモノト覺悟スルヲ要ス、之ニ反シ無線電信ハ速ニ之ヲ占領シ之ヲ保護セハ通信ヲ繼續シ得ヘシ、即チ非常時ヲ顧慮シ、大都市ニ於テハ、平時ヨリ主要官衞軍隊所在地(特ニ遠隔セルモノ)

ニハ小無線ヲ常設シ置クノ着意ヲ必要トセン。

二、地方ヨリ派遣セラレタル工兵大隊ニシテ通信隊ヲ編成セルモノハ、速ニ通信網ヲ構成シ、指揮連絡上極メテ有効ナル活動ヲナスヲ得タルモ、單ニ通信機材ノミヲ携行セルモノニアリテハ、火急ノ使用ニ堪ヘサリシニ鑑ミ、將來其ノ編成ノ如何ハ第一トシ、必ス通信隊若シクハ通信班ヲ編成シ來ルコト必要ナリ。

三、臨時編成セル各兵電話班ヲ以テセル通信網ノ構成ハ迅速ニ實施セラレ、常設通信機關全然破壞セラレタル時期ニ於テ、兎ニ角各重要官衙間ヲ連絡スルヲ得タリ、然レトモ交通雜閙、火災、市街壞倒、照明不備等ノ爲メ、屢ゝ斷線不通トナリ、破壞燒失區域ニ於テハ一時全ク復舊ノ方途ナキニ至リタルコトアリ、之等ハ主トシテ前記諸障碍ニ起因スルト雖モ、亦通信班ノ市街內架設ニ習熟セサルト懸架用器材ヲ有セサルコトニアルモノトス、之等ヲ顧慮スル時ハ歩兵通信班ニハ一部ノ携帶梯子ヲ附スル如ク改ムル必要アリ、又破壞燒失區域架設ノタメ野戰電柱ノ使用ヲ必要トスルヲ以テ、幹部ニハ平常ヨリ之カ使用法ノ概念ヲ教育ニ置ク必要アリ。

事變突發直後常設通信機關全ク破壞時ニ於テハ、速ニ電話特ニ無線電信ノ開設ヲ必要トスルハ論ヲ俟タスト雖モ、之カ施設ニ時ヲ要シ當初ノ時期ニ於ケル指揮連絡ハ主トシテ自動車、自轉車、乘馬、徒歩ノ傳令ニ依リ實施セサルヘカラス、而シテ自動車ハ遠隔セル部隊官衙間ノ連絡ニ切要缺クヘカラサルモノトス、之カ爲メ常時遠隔セル師旅團司令部ニハ相當十分ナル自動車ヲ準備スルヲ必要トス。

大都市ニ於テハ、非常時ヲ考慮シ、常時各部隊ヨリ少クモ一名ノ自轉車、乘馬ノ傳令ヲ招致シ置ク如ク規定スルコト肝要ナリ。

尙非常ニ際シ通信網破壞セル場合ニ於テ、速カニ緊要官衙軍隊間ノ連絡ヲ恢復センカ爲メ、平時ヨリ電話通信開設及無線設置ニ關シ共

計畫ヲ建テ、各隊ノ擔任ヲ定メ置クコト切要ナリ。

九、警備部隊ノ輸送給養ノ狀況

一、警備部隊輸送ノ情況　集中及歸還輸送ニハ、團下部隊ハ軍用列車、普通列車ヲ混用シ、概ネ順調ニ實施セラレタルモ、集中輸送ニ於テ線路等ニ何等ノ故障ナキニ拘ラス、運轉ノ關係上甚タシク多時ヲ要シタリ、將來事變ニ際シ軍隊ヲ集中スルニ、一時運行表ヲ變更シ、急速ニ到着シ得ル如ク實施スルヲ可トス。

又今回ノ如ク廣地域ニ亘リ警備ニ任スルニ際シテハ、兵力移動ヲ急速ニ實施スルノ必要アル場合多々アラン、此ノ機宜ニ投センニハ貨物自動車ニ依リ運搬スルヲ可トス、將來此ノ顧慮ヲモ加味シ自動貨車ヲ集中スルノ要アラン。

二、給養ノ情況　災害當時ハ警備部隊一般ニ給養粗惡ニシテ勞働過激ナル爲兵員營養不良ノ狀況ヲ呈シ寒心スル處アリシモ、九月七日以後戰時給養トナリシ以來、營養恢復シ諸勤務ニ支障ナキニ至レリ、然レトモ警備地區ノ關係ニ依リ、副食物調辨ニ甚シク不便ニシテ、之ヲ得ルモ良好ノ物資ナク遺憾ノ點アリシモ、配給所ヨリ配給ヲ受クルニ至リ、概ネ此ノ不利ヲ醫スルヲ得タリ、又時日ノ經過ニ伴ヒ地方ノ物資豐富トナリシ爲メ給養モ亦良好トナレリ。

一〇、宣傳ノ効果ト流言蜚語ノ軍隊及國民ニ及ホシタル影響

一、宣傳ノ効果　交通機關斷絶シ不穩ノ流言蜚語ノ爲民心極度ニ動搖セル震災當初ノ時期ニ於ケル軍隊ノ宣傳ハ、効果頗ル顯著ニシテ市民ハ爭ウテ軍隊ノ宣傳ヲ迎ヘ、共眞疑ヲ確メ始メテ意ヲ安スルノ情況ナリシヲ以テ、其ノ內容方法ノ巧拙ノ如キハ左程大ナル關係ナカリシモ、時日ノ經過ヒ從ヒ各方面ヨリスル各種ノ宣傳混交スルニ至リシヲ以テ、此ノ間ニ處シテ宣傳ノ目的ヲ達成スル爲メニハ非常ナル苦心考慮ヲ要スルニ至レリ。

殊ニ新聞紙多數發賣セラルルニ至リ、之レニ注意ヲ惹クモノ漸ク減少セリ。

以上ノ經驗ニヨリ宣傳ノ效果ヲ大ナラシムルニハ次ノ如クスルヲ可トス。

1、方法　貼布、散布、口達ノ三法ヲ併用スヘシ。

成シ得レハ新聞紙ノ利用ヲ肝要トス。

2、內容　簡明ニシテ寸鐵人ヲ刺スカ如キ文句ヲ必要トシ、肉太ノ筆書又ハ石版トシ、色彩濃厚ナル繪畫ヲ併用スヘシ。

二、流言蜚語ノ影響　流言蜚語ハ軍隊ニ對シテハ何等ノ影響ヲ及ホササルノミナラス、一般市民ノ動搖ノ度加ハルニ從ヒ、益々志氣揚リ、進シテ國難ヲ救濟セントスル意氣込ノ躍如タルモノアリシハ軍隊教育ノ賜ト云ハサルヘカラス。

之ニ反シ國民ハ全ク平和ノ夢ニ醉ヒ外敵襲來ノ覺悟ナカリシヲ以テ流言蜚語ニ依リ忽チ擾亂ヲ誘起シ、遂ニ軍隊ノ力ヲ藉ルニアラサレハ收拾ス可カラサル狀態ニ陷レリ、從テ今次ノ震災ハ共ノ慘害ハ千古未曾有ノ統計ヲ示シアルモ、一般國民性ノ缺陷ヲ觀面ニ自覺セシメ軍備ノ眞價ヲ體得シ、彼等ヲシテ自發的ニ眞面目ナル國民性ヲ養成樹立セシムルニ絶好ノ刺戟劑タリシモノト認ム。

一一、市民ノ警備部隊ニ對スル心理狀態及之ニ鑑ミ國防及軍事思想普及ニ關スル所見

今回ノ事變ニ際シ現ハシタル軍隊ノ献身的活動ハ、市民ヲシテ非常ナル感謝ト信望ヲ與ヘシメタルコトハ事實ニシテ、彼等ヲシテ軍隊ノ眞價ヲ體得シ平戰兩時其ノ存立ノ有意義ナルコトヲ充分納得セシメタリ。

殊ニ震災ト同時ニ市街數十個所ヨリ勃發シタル大火災ハ、恰モ敵航空隊カ都市襲撃ノ慘害ノ一端ヲ適切ニ市民ニ紹介シタルモノニ等シク、之ニ依リ國防的觀念ヲ新シクシタルコトモ事實ナリ。

陸軍當局ハ此ノ好機會ヲ逸スルコトナク、各種ノ方法ヲ以テ更ニ國民ニ深刻ニ國防及軍事思想ノ普及ヲナスヲ要ス、假令、目下市街ニ於テ實施中ノ戒嚴司令部ヨリ出シタル活動寫眞ノ如キ、東京市上空ノ夜間飛行演習ノ如キ、最モ適例ノ一ナルヘシ。

一二、其ノ他ノ所見

一、戒嚴令施行ニ關スル一般ノ所見　今回災害後東京及其ノ附近ノ秩序素亂シ、不逞徒輩ノ妄動盛ナルニ際シ、九月二日戒嚴令ヲ布告シ、同令第九條及第十四條ノ規定ヲ適用セラレタルハ最モ機宜ニ適セル處置ニシテ、之カ爲メ比較的迅速ニ東京市及其ノ附近ノ安寧秩序ヲ恢復シ得タルモノト信ス、然レトモ其ノ實施ニ際シ、實務執行上地方官公吏ハ勿論、軍部ニ於テモ戒嚴ニ關スル經驗ニ乏シキト研究不十分ナリシ結果、地方官公吏ト軍部トノ連絡不十分ナルノミナラス、職務執行上隔靴搔痒ノ感ナキ能ハス、又特ニ今回ノ戒嚴令執行ニ關シ實務上甚タシク不便ヲ感セシハ、警察官ト軍部トカ併列職務ヲ執行セシ點ナリトス、之カ爲戒嚴司令官ハ自己ノ意圖ノ如ク警察官ヲ運用スルコト能ハス、相互ノ連繫ニ依リ警備ヲ實施セサルヘカラス、然ルニ今回ノ經驗ニ依ルニ、相互ノ連繫ハ甚タ困難ニシテ徹底セサルモノアリ、將來戒嚴令下ニアリテハ、警察官ハ全部戒嚴司令官ノ隷下ニ屬シ、軍隊ト警察官及憲兵ヲ適當配合警備ニ任セシムルヲ必要トス。

戒嚴令撤廢ニ關シテハ愼重考慮ヲ拂ハサルヘカラサルハ勿論ナルモ戒嚴地域內平靜ニ歸シタルニ拘ラス、徒ラニ長ク存置スルハ地方官公吏殊ニ警察官及人民ヲシテ自主自立ノ精神ヲ破却セシムルノ害アルノミナラス、軍隊ノ內務及訓練上ニ及ホスヘキ影響モ亦尠ナカラ

ス、仍テ適當ニ其ノ時機ヲ看破シ撤廢スルノ要アラン。

二、國民性ノ陶冶　今回ノ關東地方ノ災害ニ際シ、各地期セスシテ鮮人襲來ノ流言蜚語ヲ流布シ、人心極度ノ不安ニ陷リ、其ノ結果或ハ良民良鮮人ヲ殺傷スル等徒ラニ輕擧妄動ヲ演スルノ徒ヲ續出セシハ、明カニ國民性ノ感情ニ走リ易ク、遂ニ思慮分別ヲ缺クノ特性ヲ證明セシモノニシテ、大國民トシテ眞ニ寒心ニ堪ヘサルモノアリ、又帝都及其ノ附近ノ混亂ニ乘シ軍隊ノ活動ヲ目擊シタル國民ハ眞ニ軍隊ノ價値ヲ了得シタルモノノ如ク、遂ニ軍縮論者ヲ批難スルモノアルニ至レリ、之レ當然ノ歸結ニシテ誠ニ慶賀スヘキ事ナルモ、過去ヲ回顧セハ彼ノ日清日露役ニ於テ軍隊ノ偉勳ヲ奏セシ當時、帝國臣民一トシテ軍隊ノ必要ヲ論セサルモノナカリシモ、年月ノ經過ニ伴ヒ遂ニ軍隊ヲ敵視スルヤノ感アルモノヲ生スルニ至レリ、之ヨリ判斷スルニ今回軍隊ノ眞價ヲ稱スル輩モ後日再ヒ軍隊ヲ無用視スルモノヲ生スルナキヤヲ恐ル、之レ即チ熱シ易ク冷メ易キ國民性ヲ發露セシモノニシテ、大國民トシテ誠ニ寒心スヘキモノナリ。仍テ當局ハ須ラク玆ニ着意シ國民ノ指導ヲ適切ニシ國民性ノ陶冶ニ一段ノ努力ヲ要スヘキモノト信ス。

國民訓練ニ就テ　戰備ハ須ラク戰爭直後ニ於テセサルヘカラス、蓋シ時日ノ經過ト共ニ逐次冷却シ、亂ヲ忘レ戰備觀念ヲ缺如スルニ至ルヲ以テナリ、殊ニ熱シ易ク冷メ易キ國民性ニ於テ一層必要ヲ認ム、今次ノ事變ニ際シテモ亦然リ、今次ノ事變ニ際シ國民秩序的訓練ノ缺如ヲ曝露シ、現況ノ訓練程度ヲ以テシテハ一都市ノ秩序維持スラ已ニ覺束ナク、況ンヤ全國到ル處襲撃ヲ受クルノ日、到底其ノ防備ヲ全フスルヲ得サルハ親シク識者ノ感得セル所ニシテ、市民モ亦勘クトモ其ノ一部ヲ自覺セリ、然レトモ時日ノ經過狀態ノ復舊ニ伴ヒ、不遑忘却シ輕浮ニ還ルコト亦過去ニ鑑ミテ明ナリ、當局者ハ須ラク

思ヲ玆ニ致シ、未タ冷却セサル今日ニ於テ機ヲ逸セス、國民ノ秩序的訓練ノ必要ヲ廣ク國民ニ宣傳普及シ、且ツ速ニ之レカ訓練ノ施設ニ着手シ、此ノ災害ヲ化シテ將來帝國ノ安寧ヲ築クノ覺悟ト用意トヲ切要ナリトス。

之レカ爲メ壯青年ノ訓練素ヨリ必要ナリト雖モ、今次ノ事變ヲ見聞シ著シク感傷セル少年ノ心理ヲ捉ヘテ之ニ秩序的訓練ノ必要ヲ深刻ニ注入シ、且ツ之ヲ訓練スルヲ最モ捷徑ニシテ然モ長計ナルノ利點ニ著意スルヲ要ス。

救療衛生

救療ニ關スル所見　這般震災ニ當リ、當師團ハ其ノ直後ニ於テハ、各警備部隊及各地團下部隊衛生部員ヲシテ部隊附近ニ救護所ヲ開設セシメ、戒嚴令下ニ於テ中央ヨリ軍醫ヲ配屬セラル、ヤ之ヲ基幹トシ、團下看護長卒及擔架術修業者ヲ加ヘ、所要衛生材料ヲ整備シ、警備司令官直轄救護班トシテ罹災民傷病者ノ多數ナル地方ニ出動セシメ、尚他師團ヨリ派遣ノ救護班又ハ衛生隊ノ配屬セラル、ヤ、前記救護班ト交代セシメタリ、如斯今次出動セル衛生機關ノ編制ハ、頗ル區々ニシテ、其ノ能力ヲ同日ニ論スルコトハ寧ロ背馳ニ中ラサル嫌アルモ、之ヲ概括的ニ觀察スル時ハ、最初ニ編成セラレタル直轄救護班ノ如ク、軍醫三乃至五名（長一等軍醫）看護長一乃至四名看護卒五乃至十五名、擔架術修業兵二十名乃至三十名ノ人員、及藥劑行李（醫扱）一乃至四組、擔架五乃至八具、搜索燈五乃至八箇、及手車一乃至數輛ノ材料ヲ以テセハ、全ク地方材料ヲ利用シ、一日平均優ニ四百名ノ患者ヲ處置スルコトヲ得ルモノト認ム、然レトモ以上ハ全ク、應急ニ出動セシムル衛生機關トシテ、單ニ地方罹災民ニ先ツ初療ヲ普及セシムルモノトシテハ適當ナルヲ疑ハサルモ、比較的重症患者ヲ收療スル爲ニハ、尚患者被服ノ準備患者食炊爨ノ設備治療用衛生材料（火災ノ際ハ特ニ軟膏類、油類、一般繃帶材料ノ多數ヲ要ス）ノ整備等ヲ要スルノミナラス、今回ノ經驗上震災後ニ於ケル地方井水及水道ハ全ク利用不能ニ陷リ、殊ニ火傷患者及殘餘ノ間ニ勤務スル者ハ喝ヲ訴フルコト切ナルヲ以テ、豫メ沸水車等ニヨリ水ヲ準備スルコトハ頗ル必要ナリ、尚是等患者ヲ收容及後送スル爲ニ特ニ患者自動車ノ配屬ヲ必要トス、今次當師團衛生機關ノ出動ニ顧ルニ、震災當初應急裝備ノ下ニ出動セシメラレタル救護班ハ、漸次前記諸要求ヲ充スヘク其ノ編制ヲ改正セラレタルヲ以テ見ルモ、愈々其ノ所信ヲ深クスルモノナリ。

而シテ以上救護班ハ、各方面ニ於テ活動シ、日々多數ノ傷病者ヲ收療セシモ、一方地方救護團ノ設備未タ完全セサリシ爲メ、是等救護班ノ患者ヲ收容シ、初療ヲ完全ニスヘキ衛生機關ノ必要ヲ感シ、上司ノ命ヲ受ケ尚警備地域內ニ二箇ノ臨時病院（其ノ編制ハ概ネ野戰病院ノ半部ニ準ス）ヲ開設シ治療ノ完全及患者ノ整理ヲ爲セリ。

以上要之、應急ノ際出動セシムル衛生機關トシテハ、其ノ編制特ニ大ナルモノヲ要セサルモ、暫ク一地ニ固定シ、全然地方材料及家屋等ヲ利用シ能ハサルモ災害地ニ於テハ、收療給養上獨立能力ヲ有スル小衛生隊（概ネ現戰時編制ノ三分ノ一位ノモノニシテ、地方交通機關ノ破壞シ其ノ用ヲ爲サス、尚地方輸送材料ヲ使用シ得ル目途ナキ場合ハ、特ニ患者輸送ノ爲患者自動車ヲ配當スルヲ要ス）ノ如キ衛生機關ヲ出動セシムルヲ適當トシ、尚一方地方衛生機關及衛戍病院等ノ收容能力不足ナル場合ハ、早クヨリ野戰病院ニ準スル臨時病院ヲ開設スルノ要アリト信ズ。

衛生ニ關スル所見

這般戒嚴警備ニ出動セル部隊ノ衛生成績ニ鑑ミルニ、震災ノ爲メ地方衛生狀況漸ク不良ニ陷リ、諸施設ノ不備ナル影響ヲ蒙リ、特ニ水道ノ破壞ニヨリ不得已井水ヲ使用スルコトトナリ、防疫上大ニ寒心スヘキモノアリシヲ以テ、當師團ニ於テハ、夙ニ此點ニ注意シ、疲勞困憊ノ餘リ不知不識ノ間ニ個人ノ節制力ヲ失ヒ非衛生ノ行爲ヲ敢テスルコトナキヲ訓示セラレ、一面部隊ノ防疫的施設（豫防宣傳畫配付、防疫藥交付、クレオソート丸服用、井水クロール石灰消毒等）周密ニセラレタルモ、出動兵員ハ勤務地諸衛生施設ノ關係上生水ヲ飲用スル機會頗ル多ク、遂ニ比較的多數ノ赤痢患者（八十八名）同菌保有者（百〇五名）ヲ出スニ至レリ、是全ク地方井水飲用ト衛生狀況ノ比較的不良ナル地方罹災民トノ近接セルニ因ルモノニシテ、特ニ震災時ニ於テハ警備部隊ニ對スル給水ニ就テハ、最モ意ヲ用キ特ニ「クロール」石灰ノ消毒ヲ必要ナリト認ム。（近衛師團）

將來參考トナルヘキ所見

第一、警備勤務ニ關スル所見

一、要領　大都市破壞ノ原因カ敵火ナルト天災ナルトニ論ナク、人心ハ大ナル恐怖心危惧心等ニ驅ラレ、自衛的本能性ト相俟テ、玆ニ大ナル混亂狀態ヲ惹起シ不逞ノ徒內部ニ活動シ、敵ノ攻擊尙機續スルカ如キ狀況ニ於テハ、更ニ大ナル禍ヲ生シ、行政自治ノ各機關澁滯停止シ、流言蜚語盛ニ宣傳セラレ、日ヲ經ルニ從テ、市民飢餓ニ瀕シ、强盜殺人强姦等白晝尙路傍ニ演セラルル等、修羅ノ巷ト化スルニ至ルハ今回ノ天災ノ跡ヲ見ルモ瞭然タル處ナリ。

斯クノ如キ狀況ニ於テ、占領警備ノ任ニ當ル軍隊ハ、果敢斷行、百事ヲ神速ニ處理シ、警備ヲ周到ニシ、峻嚴人ノ膽ヲ寒カラシメ、恩威並ニ行ハレ、以テ軍隊ニ對スルノ信賴心ヲ增大セシメ、迅速ニ惡徒ヲ掃蕩シ、良民ヲ救ヒ、以テ共堵ニ安ンセシメ、速ニ市ノ各機關ノ蘇生恢復ヲ催進セシメサル可カラス。

二、占領軍隊ノ編組　情況ニ依リ異ルモ、破壞セラレタル市內ニハ

主トシテ歩兵工兵ヲ以テ編組セル軍隊ヲ用ヒ、破壞セラレサル市街及隣接地方ハ、主トシテ歩兵及騎兵ヲ以テ編組セル軍隊ヲ以テ占領セシメサルヘカラス。

其他電信隊、鳩隊、自動車隊、飛行隊、氣球隊、照明隊、輜重隊、衞生隊、架橋材料中隊ハ、占領軍ニ缺ク可カラサルモノニシテ、之等ハ交通、通信、輸送、衞生狀態ノ現狀ニ應シ、一部ヲ各占領軍隊ニ分屬シ、主力ヲ高級指揮官ニ於テ、統一使用スルヲ可トス。

然レ共交通機關ノ根本的ニ破壞セラレサル時ニ於テ、而モ少數部隊ニテ廣範圍ニ於ケル警備ヲ擔任セシムルカ如キ場合ニハ、自動車ヲ多ク分屬セサレハ、機宜ニ適シ軍隊ヲ區署シ得サルモノトス。

三、占領スヘキ箇所及順序　都市ノ破壞ノ程度軍隊ノ大小ニ依リ異ルモ、第一ニ破壞都市ニ近接セル市街ノ占領ニ及フヘキモノニシテ、特ニ兵力ヲ以テ占領警備スヘキ要點ハ、當該地方ノ狀況ニ依リ取捨決定スルヲ要スルモ概ネ左ノ如シ。

1、主要ナル官衙、公署、學校
2、交通機關(停車場、埠頭、車庫等)
3、通信機關(電信、電話局等)
4、經濟機關(銀行、取引所、會社、倉庫、稅關等)
5、刑務所、病院等
6、水源地、發電所、瓦斯會社等
7、勞働者ノ集合スル地點、工場、並不良分子及動搖シ易キ住民群集セル箇所
8、大公使館及外人居留地
9、爆發ノ顧慮アル倉庫(火藥庫、脂油庫等)
10、避難民ノ集團地

尙比較的被害程度少キ地區及隣接地方モ、亦一部隊ヲ以テ警備スルヲ要ス。

四、占領軍隊ノ任務及地方官憲トノ連絡　占領ニ方リテハ平素ヨリ知悉セル情況ニ依ルノ外、速ニ地方官憲ニ連繫シ、以テ現下ノ狀況ヲ明ニスルノ外、彼等ノ要求ヲ聽取シ警備ノ方針ヲ決シ、以テ軍隊ノ任務ヲ明確ニ指示シ、地方官憲トノ權限行使ヲ確立シ、早ク之ヲ軍隊ニ徹底セシムルコト必要ナリ、尙要スレハ警察官自警團等ヲ指導シテ違法ノ行爲ナカラシムルト共ニ、警察官ノナスヘキコトハ必ス之ニ爲サシムル如クシ、其權威ヲ保クシムルヲ要ス。

五、敵火又ハ不逞人ノ掃蕩逮捕　軍隊ハ成ル可ク速ニ都市ニ殘留セル敵又ハ不逞人等ノ掃蕩ヲナスヲ要ス、之ニハ軍隊自衞ノ爲ナルト、又一ニハ今後都市ノ秩序スル點ニ於テ極メテ緊要ナレハナリ、否ラサレハ今次ノ如ク流言蜚語ニ迷ハサレ、周章狼狽、秩序素亂スルニ至ル、殊ニ囚徒等ノ解放セラレタル場合ニ於テハ、迅速ニ當該官憲ト協力シテ搜索逮捕スルヲ要ス。

六、警備要領　軍隊配屬ノ要領ハ、各種ノ狀況ニ依リ自ラ差異アルモ、通常初期ニ濃密ナル分散配置ヲ採リ、都市ノ秩序逐次恢復スルニ從テ兵力ヲ集結シ、地方警察官ト交代スルヲ要ス。

情況ノ偵知ハ軍隊自ラ之ニ任スルモ、地方人又ハ地方官憲ノ使用ニ注意スルヲ要ス。

特ニ未知ノ都市ヲ占領スル場合ニ於テ然リ。

破壞セラレタル大都市内ニ於ケル各部隊相互ノ連絡ハ至難ナルヲ以テ、各隊ハ速ニ通信連絡ノ設備ヲナシ、道標ヲ設ケ夜間照明ノ法ヲ講スルヲ要ス、軍隊ハ歩哨、巡察、斥候等ヲ以テ直接警戒ヲナス外、部隊ヲ以テスル示威行軍亦効果アリ。

各部隊ノ警備區域ヲ如何ニ決定スヘキヤハ情況ニ依ルモ、成シ得レハ地方、行政(警察、憲兵等ヲ含ム)

ヲ要ス。

四、占領軍隊ノ任務及地方官憲トノ連絡　占領ニ方リテハ平素ヨリ知悉セル情況ニ依ルノ外、速ニ地方官憲ニ連繫シ、以テ現下ノ狀況ヲ明ニスルノ外、彼等ノ要求ヲ聽取シ警備ノ方針ヲ決シ、以テ軍隊ノ任務ヲ明確ニ指示シ、地方官憲トノ權限行使ヲ確立シ、早ク之ヲ軍隊ニ徹底セシムルコト必要ナリ、尙要スレハ警察官自警團等ヲ指導シテ違法ノ行爲ナカラシムルト共ニ、警察官ノナスヘキコトハ必ス之ニ爲サシムル如クシ、其權威ヲ保クシムルヲ要ス。

五、敵火又ハ不逞人ノ掃蕩逮捕　軍隊ハ成ル可ク速ニ都市ニ殘留セル敵又ハ不逞人等ノ掃蕩ヲナスヲ要ス、之ニハ軍隊自衞ノ爲ナルト、又一ニハ今後都市ノ秩序スル點ニ於テ極メテ緊要ナレハナリ、否ラサレハ今次ノ如ク流言蜚語ニ迷ハサレ、周章狼狽、秩序素亂スルニ至ル、殊ニ囚徒等ノ解放セラレタル場合ニ於テハ、迅速ニ當該官憲ト協力シテ搜索逮捕スルヲ要ス。

六、警備要領　軍隊配屬ノ要領ハ、各種ノ狀況ニ依リ自ラ差異アルモ、通常初期ニ濃密ナル分散配置ヲ採リ、都市ノ秩序逐次恢復スルニ從テ兵力ヲ集結シ、地方警察官ト交代スルヲ要ス。

情況ノ偵知ハ軍隊自ラ之ニ任スルモ、地方人又ハ地方官憲ノ使用ニ注意スルヲ要ス。

特ニ未知ノ都市ヲ占領スル場合ニ於テ然リ。

破壞セラレタル大都市内ニ於ケル各部隊相互ノ連絡ハ至難ナルヲ以テ、各隊ハ速ニ通信連絡ノ設備ヲナシ、道標ヲ設ケ夜間照明ノ法ヲ講スルヲ要ス、軍隊ハ歩哨、巡察、斥候等ヲ以テ直接警戒ヲナス外、部隊ヲ以テスル示威行軍亦効果アリ。

各部隊ノ警備區域ヲ如何ニ決定スヘキヤハ情況ニ依ルモ、成シ得レハ地方、行政(警察、憲兵等ヲ含ム)區劃ト一致セシメ得ル時ハ、各種ノ點ニ於テ有利ナリ、尙各部隊ノ警備區域內每ニ被害ナキ市街、村落ノ一部ヲ含有セシメ置ク時ハ、給養、補給、宿營等ニ便利ヲ與フルモノトス。

流言蜚語ヲ防キ不逞ノ徒ノ都市侵入ヲ豫防スル爲要スレハ、一時交通々信ヲ遮斷スルヲ要スルコトアリ。

又狀況ニ應シ、夜間市街內ノ交通ヲ禁示スルコト亦特ニ有効ナリ。

斯ル場合ニハ交通ノ要點ニ軍隊竝警察官憲ヲ以テスル檢問所ヲ設置スルヲ要ス。

外人ノ保護ニ就テハ特ニ注意ヲ要ス、否ラサレハ之カ爲國際問題ヲ惹起スルコトアレハナリ。

七、警備部隊ノ用法

一、警備部隊ノ用法ハ、狀況ニ依リ異ルモ、災害直後ニ於テハ可成分散配置ヲ有利トスルモ、極度ニ分散スル時ハ指揮統一ニ不便ナルヲ以テ、寧ロ巡察部隊ヲ頻繁ニ派遣シ、全般ノ狀況ヲ明ニスルト共ニ、不逞ノ企圖ヲ未然ニ防キ、軍隊ノ威力ヲ公示シテ民心ヲ安定ナラシメ、爾後狀況許スニ至ルカ或ハ內亂的性質ヲ有スル主義者ノ集團的行動ニ出ツル公算アルトキハ、兵力ヲ成ル可ク集結シ置クヲ要ス、而シテ比較的長時日ニ亘リ警備ニ服セシムル場合ニ在テハ、概ネ中隊建制每ニ交代シ得ル如ク梯隊配置ヲ執ルヲ可トス、其他特科兵ハ各其專門的技術ニ依テ之ヲ使用ス。

刑務所又ハ不逞鮮人集團ノ監視等ニハ要スレハ機關銃ヲ附スルヲ有利トス。

二、豫備隊ヲ控置スヘキヤ否ヤハ全ク當時ノ狀況ニ依ル、而シテ通常強大ナル豫備隊ヲ控置スルノ要ナキモ中隊以上ニ在テハ、常ニ出動シ得ヘキ相當ノ豫備ヲ控置シ、應急ノ準備ニ在ラシムルヲ緊要トス。

三、警備區ヲ決定スル場合ニ於テハ、狀況之ヲ許セハ行政區ト合致セシムルヲ得ルハ最モ便ナリ。

四、指揮上警備部隊ハ建制ヲ破ラサル如ク使用スルハ一般原則ト異ラス、然レ共今次ノ如キ狀況ニ於テハ逐次到着スル軍隊ヲ隨所ニ使用スルノ必要ヲ生セン、然ルトキニ速ニ整理スルヲ要ス高級指揮官直屬警備區ノ數ニ關シテハ、一ニ一般ノ狀況殊ニ通信交通機關ノ完否ニ關スルモ、成ルヘク中間隸屬系統ノ少キヲ統一上有利ナリトス、師團內ニ於テハ旅團司令部ハ多クノ場合必要ナカリシカ如シ。

八、罹災民ノ救恤救護　破壞都市ノ內部及四周ニ群集セル罹災民ニ對シ、食料及飮料水補給ノ方法ヲ講シ、速ニ非常徵發令ヲ發布シ、食料並ニ之カ運搬具殊ニ自動車ヲ徵發シテ之カ配給ニ留意スルト共ニ、衞生諸施設ヲ整ヘ關係各官憲ト密接ナル連絡ヲ計リ、警備ト相俟テ救恤救護ノ敏活ナル行動ニ出テサルヘカラス。

九、市復活ノ促進　破壞停止セル市ノ自治、行政、司法各機關ノ復活ヲ促進センカ爲、關係有力者ヲ迅速ニ招致シ、鞭韃支援シ、又警察力ヲ急速ニ蘇生セシメンカ爲、要スレハ援助ヲ與ヘ、其充實復舊ト共ニ分散セル兵力ヲ撤シテ集團セシメ後圖ヲ策スルヲ要ス。

破壞セル都市ノ諸施設ノ復舊ハ、其地方ノ狀況ニ應シ緩急要ヲ得サル可カラサルモ、通常市街ニ於ケル燈火、水道、交通、通信機關等ノ復舊工事ハ最モ迅速ヲ要ス、故ニ情況ノ許ス限リ之ニ適スル兵力ヲ以テ援助セサルヘカラス。

宣傳、告示等ハ、時機ニ應シ適切ニ之ヲ行フ時ハ、民心ノ鎭撫秩序維持ニ大ニ効果アルモ、其內容文辭等ニハ大ニ考慮ヲ拂ヒ、其方法ハ通常印刷貼付、揭示等各種ノ方法ヲ採用スルモ、人ヲ選定シテ夫トナク風評ヲ立テシムルコトノ時ニ大ニ効果アルコトヲ忘ル可カラス。

都市ノ諸施設日次ヲ要スルコト大ナルニ從テ、市民飢餓ニ瀕シ、之カ爲再ヒ秩序紊亂スルニ至ルヘキヲ以テ、補給救護ニ意ヲ用キ且失業者ヲシテ速ニ生業ニ就カシメ、又惡疫流行ヲ豫防センカ爲衞生設備ニ着意スルヲ要ス。

九、出動部隊ノ編制、裝備ニ就テ

1、兵種　警備ニ要スル部隊ハ歩兵ヲ第一トシ、騎兵之ニ亞ク。今回ノ如ク技術作業ヲ要スル場合ニハ、工兵、鐵道電信隊ノ多キヲ可トス。

輸送ノ爲自動車不足スル時ハ輜重兵ヲ必要トス。

2、編制　獨立行動分散配置ニ適スル如ク、所要ノ幹部通信、傳令機關ヲ必要トシ、乘馬本分者ハ乘馬ノ携行ヲ要ス。

3、今回ノ震災ノ如キ狀況ニ於テハ、糧食、被服、寢具、事務用品、衞生材料、藥品等ノ携行ヲ多クスルヲ便トス。

4、救護用衞生機關ノ編成ハ衞生部員ヲ主トスヘキヤ衞生隊ノ編制ニ依ルヘキヤハ、時ノ狀況ニ依ルト雖モ、戰時ト其趣ヲ異ニスルヲ以テ衞生部員ヲ主トシ、之ニ若干ノ雜役ニ服シ得ル兵卒器材ヲ携行スルヲ可トス。

5、之ヲ要スルニ今回ノ震災ニ當リ、軍隊ノ招致及輸送等ハ頗ル機宜、果斷ノ處置ト認ムルモ、其編制裝備ハ區々ナリシヲ以テ、若干ノ不便ヲ感シタリ、將來ハ中央部ニ於テ概略之ヲ指示スルヲ可トセン。

第二、今次ノ出動カ將來ノ幹部教育竝軍隊教育ニ對スル所見

一、幹部教育ニ就テ

1、有事ノ際、大都市就中帝都防衞竝ニ反亂鎭定ハ極メテ緊要ニシテ、將來幹部ニ今次ノ如キ警備、治安維持等ノ場合ヲ顧慮シ、之カ警備ニ關シ基礎的概念ヲ了得セシメ置クヲ要ス、殊ニ空中戰ノ益〻盛ナラントシ、國内ニ非國家分子ノ增大セントスル狀況ニ於テ然リ。

2、今次ノ出動ノ跡ヲ見ルニ、任務達成上將來各級幹部ニ治安ニ關スル法規及社會組織上ノ必要ナル常識乏シカリシ爲、結果ノ努力ニ伴ハサルモノアルヲ散見セリ、將來此ノ種常識ノ養成ニ注意スルヲ要ス。

3、幹部ニハ平常ヨリノ戒嚴令ニ關スル教育ヲ實施シ置ク必要アリ。

二、軍隊教育ニ就テ

1、今次ノ出動ニ於ケル各隊ノ行動ハ、平素ニ於テ之ヲ見ル能ハサル好成績ヲ博セリ、蓋シ其主要原因ハ上下理解アル殉國ノ精神ニ充チ萬事ヲ決行セシカ故ニ外ナラス、之ヲ以テ見ルモ平素各般教育ニ於テ、將卒ニ克ク國難ニ殉スルノ精神ヲ了解セシムルハ、軍隊教育ノ根本ニシテ、將來一層此點ニ着意スルヲ要ス、殊ニ現下ニ於ケル一般社會ノ思潮並將來ノ推移ニ鑑ミル時ハ益〻質實剛健ニシテ、犧牲的精神ノ陶冶向上ニ就テハ特ニ深甚ノ考慮ヲ拂ヒ、教育訓練スルノ極メテ切要ナルヲ感ス。

2、今次ノ震災ニ當リテハ我國民ノ狹量ニシテ團體的訓練ノ缺如セルヲ遺憾ナク暴露シ、根柢ナキ流言蜚語ニ迷ヒテ周章狼狽殆ト狂人ノ如ク、殊ニ軍隊教育ヲ受ケタル在鄉軍人等ニシテ尙且如上ノ行爲アルモノアルニ至リテハ、實ニ遺憾ナリ、故ニ將來軍隊教育ニ於テハ、克ク這般ノ狀態ニ鑑ミ、周到ナル着意ヲ以テ之カ教育訓練ノ徹底ヲ圖リ、以テ彼等ノ退營後、一般人士ノ中堅トシテ鄉黨ノ風尙ヲ指導シテ、犧牲的精神ト團體的訓練ノ向上進歩ヲ期セシメ、今次ノ如キ醜態ヲ演セシメサル如クスルヲ要ス。

3、天災ノ際ニ於ケル混亂狀態ハ、蓋シ戰場ニ於ケルモノニ彷彿タルモノアリ。

斯クノ如キ場合ニ能ク其任務ヲ達成スルモノハ、良ク任務ヲ了解シ獨斷事ヲ處スル者ニ於テ始メテ之ヲ求メ得ヘシ、其點亦將來教育ニ任スルモノヽ感銘スヘキ事ナリ。

4、兵器ノ使用ニ就テ　對敵行動以外ニ於テ軍隊ノ兵器使用ハ衞戍勤務令ニ明示セラレ、又戒嚴ニ際シ特ニ指示セラル、所アルモ、之カ使用ニ際シテハ愼重ナル考慮ヲ要シ、兵器ヲ使用スルニ非サレハ他ニ手段ナキ場合ニ限定シ、之カ亂用ニ陷ラサルヲ可トス。又警察官憲等ヨリ兵器使用ヲ懇請セラレタル場合ニハ、必ス後日ノ證據トナルヘキ書類ヲ受領シ置クヲ要ス、然ラサレハ徒ニ責任ヲ軍隊ニ轉嫁セラルヽノ不利アリ。

第三、出動部隊ノ能力ニ關スル所見

出動部隊ノ能力ハ、其編制及警備ニ多大ナル關係ヲ有スルモノニシテ、今次震災等ノ如キ場合ニ於テハ、交通、通信、諸機關ハ概ネ根本的ニ破壞セラル、ヲ常トス、故ニ出動部隊ノ能力ヲ遺憾ナク發揮セシメンカ爲ニハ、兵種ノ如何ヲ問ハス、通信、連絡ヲ敏活ニシテ隨所ニ兵力ノ移動ヲ行ヒ、且給養ヲ簡易ナラシムル爲、有線無線、通信班、鳩班、自轉車、自動車及輜重車輛等ヲ所要ニ應シ各隊ニ分屬スルコト必要ナリ。

一、歩兵　今次ノ警備ニ勤務ニ最大ノ能力ヲ發揮セシハ勿論ナルモ、兵力ニ比シ廣範圍ニ分散配置ヲ採用スルヲ以テ、中隊以上ニハ自轉車ヲ、大隊以上ニハ通信班、鳩班ヲ、聯隊以上ニハ自轉車ヲ配屬シ、通信連絡竝ニ移動力ヲ附與セハ、其能力ハ一層增大スヘシ。尙騎兵地區廣大ナル場合ニハ、若干ノ騎兵其他ノ乘馬兵ヲ配屬シ遠距離ノ斥候巡察及傳令勤務ニ服セシムルヲ有利トス。

二、乘馬兵　警備上ノ能力ハ歩兵ニ比シ劣ルモ、各警備地區隊ノ傳令巡察斥候トシ、又補助憲兵トシテ憲兵隊ニ配置スルヲ有利トス、尙比較的嚴密ヲ要セサル廣大ナル地域ノ移動警備ニ任セシメ、以テ其警備能力ヲ發揮セシメ得ヘシ。

但シ騎銃ヲ有セサル乘馬兵ニ對シ、特ニ其威力ヲ增加スル爲ニハ、小銃ヲ配スルヲ要ス、大砲ノ使用ハ對敵ノ場合ハ有利ナルモ今次ノ如キ戒嚴警備ノ爲ニハ不適當ナリ。

輜重兵隊ハ初期一部ヲ警備ニ任セシメタルモ、大部ハ軍需品並ニ救護等ノ爲メノ輸送業務ニ從事シ其能力ヲ發揮セリ。

三、工兵　工兵ハ交通路ノ整理及通信機關ノ復舊燒殘ノ爆破等技術的ニ最モ大ナル成果ヲ擧ケタリ、然レ共之ヲシテ尙一層能力ヲ發揮セシメンカ爲ニハ、速ニ必要ナル器具材料ヲ交付シ、且之カ運搬並ニ兵力移動ノ爲メ自動貨車ヲ配屬スルコト必要ナリ。

四、自動車隊　良ク其能力ヲ發揮シタリ、然レ共平素ハ事故ノ發生ヲ顧慮シ、市街地ニ於ケル自動車ノ運轉ハ、比較的其技能ニ於テ缺クル所アリタリ。

然ルニ今回ノ出動ニ於テハ、到ル所混亂ノ巷ヲ行動セサルヘカラサルト又一方ニハ集團運行ヨリハ寧ロ分離行動ノ場合多カリシト、尙自動車使用法過剩ニシテ自動車ノ破損豫想以上ノ爲メ、若干輸送能率ヲ十分ニ現ハスコト能ハサリシ場合少カラス。

我國軍ノ狀況ト緊要ナル自動車ヲ多數ニ整備スル能ハサル狀況ニアルヲ以テ、將來戰ニ於テ補給上ニ不利ヲ來ササル如ク一般將校ニ自動車用法ニ關スル常識ヲ養成スルコト緊要ナリ。

五、航空機

一、警備上航空機ハ至大ナル價値ヲ有ス、各種交通機關ノ杜絶セシ今次事變ノ如キ場合ニ於テハ、都市内外並ニ近郊各地ノ偵察通

都市ノ諸施設日次ヲ要スルコト大ナルニ從テ、市民飢餓ニ瀕シ、之カ爲再ヒ秩序紊亂スルニ至ルヘキヲ以テ、補給救護ニ意ヲ用キ且失業者ヲシテ速ニ生業ニ就カシメ、又惡疫流行ヲ豫防センカ爲衛生設備ニ着意スルヲ要ス。

九、出動部隊ノ編制、裝備ニ就テ

1、兵種　警備ニ要スル部隊ハ歩兵ヲ第一トシ、騎兵之ニ亞ク。

今回ノ如ク技術作業ヲ要スル場合ニハ、工兵、鐵道電信隊ノ多キヲ可トス。

輸送ノ爲自動車不足スル時ハ輜重兵ヲ必要トス。

2、編制　獨立行動分散配置ニ適スル如ク、所要ノ幹部通信、傳令機關ヲ必要トシ、乘馬本分者ハ乘馬ノ携行ヲ要ス。

3、今回ノ震災ノ如キ狀況ニ於テハ、糧食、被服、寢具、事務用品、衛生材料、藥品等ノ携行ヲ多クスルヲ便トス。

4、救護用衛生機關ノ編成ハ衛生部員ヲ主トスヘキヤ衛生隊ノ編制ニ依ルヘキヤハ、時ノ狀況ニ依ルト雖モ、戰時ト其趣ヲ異ニスルヲ以テ衛生部員ヲ主トシ、之ニ若干ノ雜役ニ服シ得ル兵卒器材ヲ携行スルヲ可トス。

5、之ヲ要スルニ今回ノ震災ニ當リ、軍隊ノ招致及輸送等ハ頗ル機宜、果斷ノ處置ト認ムルモ、其編制裝備ハ區々ナリシヲ以テ、若干ノ不便ヲ感シタリ、將來ハ中央部ニ於テ概略之ヲ指示スルヲ可トセン。

第二、今次ノ出動カ將來ノ幹部教育竝軍隊教育ニ對スル所見

一、幹部教育ニ就テ

1、有事ノ際、大都市就中帝都防衛竝ニ反亂鎭定ハ極メテ緊要ニシテ、將來幹部ニ今次ノ如キ警備、治安維持等ノ場合ヲ顧慮シ、之カ警備ニ關シ基礎的概念ヲ了得セシメ置クヲ要ス、殊ニ空中戰ノ益ゝ盛ナラントシ、國內ニ非國家分子ノ增大セントスル狀況ニ於テ然リ。

2、今次ノ出動ノ眺ヲ見ルニ、任務達成上將來各級幹部ニ治安ニ關スル法規及社會組織上ノ必要ナル常識乏シカリシ爲、結果ノ努力ニ伴ハサルモノアルヲ散見セリ、將來此ノ種常識ノ養成ニ注意スルヲ要ス。

3、幹部ニハ平常ヨリノ戒嚴令ニ關スル教育ヲ實施シ置ク必要アリ。

二、軍隊教育ニ就テ

1、今次ノ出動ニ於ケル各隊ノ行動ハ、平素ニ於テ之ヲ見ル能ハサル好成績ヲ博セリ、蓋シ其主要原因ハ上下理解アル殉國ノ精神ニ充チ萬事ヲ決行セシカ故ニ外ナラス、之ヲ以テ見ルモ平素各般教育ニ於テ、將卒ニ克ク國難ニ殉スルノ精神ヲ了解セシムルハ、軍隊教育ノ根本ニシテ、將來一層此點ニ着意スルヲ要ス、殊ニ現下ニ於ケル一般社會ノ思潮並將來ノ推移ニ鑑ミル時ハ益ゝ質實剛健ニシテ、犧牲的精神ノ陶冶向上ニ就テハ特ニ深甚ノ考慮ヲ拂ヒ、教育訓練スルノ極メテ切要ナルヲ感ス。

2、今次ノ震災ニ當リテハ我國民ノ狹量ニシテ團體的訓練ノ缺如セルヲ遺憾ナク暴露シ、根柢ナキ流言蜚語ニ迷ヒテ周章狼狽殆ト狂人ノ如ク、殊ニ軍隊教育ヲ受ケタル在鄕軍人等ニシテ尙且如上ノ行爲アルモノアルニ至リテハ、實ニ遺憾ナリ、故ニ將來軍隊教育ニ於テハ、克ク這般ノ狀態ニ鑑ミ、周到ナル着意ヲ以テ之カ教育訓練ノ徹底ヲ圖リ、以テ彼等ノ退營後、一般人士ノ中堅トシテ鄕黨ノ風尙ヲ指導シテ、犧牲的精神ト團體的訓練ノ向上進步ヲ期セシメ、今次ノ如キ醜態ヲ演セシメサル如クスルヲ要ス。

3、天災ノ際ニ於ケル混亂狀態ハ、蓋シ戰場ニ於ケルモノニ彷彿タルモノアリ。

斯クノ如キ場合ニ能ク其任務ヲ達成スルモノハ、良ク任務ヲ了解シ獨斷專行ヲ處スル者ニ於テ始メテ之ヲ求メ得ヘシ、其點亦將來教育ニ任スルモノ、感銘スヘキ事ナリ。

4、兵器ノ使用ニ就テ　對敵行動以外ニ於テ軍隊ノ兵器使用ハ衛戍勤務令ニ明示セラレ、又戒嚴ニ際シ特ニ指示セラル、所アルモ、之カ使用ニ際シテハ愼重ナル考慮ヲ要シ、兵器ヲ使用スルニ非サレハ他ニ手段ナキ場合ニ限定シ、之カ亂用ニ陷ラサルヲ可トス。又警察官憲等ヨリ兵器使用ヲ懇請セラレタル場合ニハ、必ス後日ノ證據トナルヘキ書類ヲ受領シ置クヲ要ス、然ラサレハ徒ニ責任ヲ軍隊ニ轉稼セラルヽノ不利アリ。

第三、出動部隊ノ能力ニ關スル所見

出動部隊ノ能力ハ、其編制及警備ニ多大ナル關係ヲ有スルモノニシテ、今次震災等ノ如キ場合ニ於テハ、交通、通信、諸機關ハ概ネ根本的ニ破壞セラル、ヲ常トス、故ニ出動部隊ノ能力ヲ遺憾ナク發揮セシメンカ爲ニハ、兵種ノ如何ヲ問ハス、通信、連絡ヲ敏活ニシテ隨所ニ兵力ノ移動ヲ行ヒ、且給養ヲ簡易ナラシムル爲、有線無線、通信班、鳩班、自轉車、自動車及輜重車輛等ヲ所要ニ應シ各隊ニ分屬スルコト必要ナリ。

一、歩兵　今次ノ警備ニ勤務ニ最大ノ能力ヲ發揮セシハ勿論ナルモ、兵力ニ比シ廣範圍ニ分散配置ヲ採用スルヲ以テ、中隊以上ニハ自轉車ヲ、大隊以上ニハ通信班、鳩班ヲ、聯隊以上ニハ自轉車ヲ配屬シ、通信連絡竝ニ移動力ヲ附與セハ、其能力ハ一層增大スヘシ。尙騎兵地區廣大ナル場合ニハ、若干ノ騎兵其他ノ乘馬兵ヲ配屬シ遠距離ノ斥候巡察及傳令勤務ニ服セシムルヲ有利トス。

二、乘馬兵　警備上ノ能力ハ歩兵ニ比シ劣ルモ、各警備地區隊ノ傳令巡察斥候トシ、又補助憲兵トシテ憲兵隊ニ配置スルヲ有利トス、尙比較的嚴密ヲ要セサル廣大ナル地域ノ移動警備ニ任セシメ、以テ其警備能力ヲ發揮セシメ得ヘシ。

但シ騎銃ヲ有セサル乘馬兵ニ對シ、特ニ其威力ヲ增加スル爲ニハ、小銃ヲ配スルヲ要ス、大砲ノ使用ハ對敵ノ場合ハ有利ナルモ今次ノ如キ戒嚴警備ノ爲ニハ不適當ナリ。

輜重兵隊ハ初期一部ヲ警備ニ任セシメタルモ、大部ハ軍需品並ニ救護等ノ爲メノ輸送業務ニ從事シ其能力ヲ發揮セリ。

三、工兵　工兵ハ交通路ノ整理及通信機關ノ復舊燒殘ノ爆破等技術的ニ最モ大ナル成果ヲ擧ケタリ、然レ共之ヲシテ尙一層能力ヲ發揮セシメンカ爲ニハ、速ニ必要ナル器具材料ヲ交付シ、且之カ運搬並ニ兵力移動ノ爲メ自動貨車ヲ配屬スルコト必要ナリ。

四、自動車隊　良ク其能力ヲ發揮シタリ、然レ共平素ハ事故ノ發生ヲ顧慮シ、市街地ニ於ケル自動車ノ運轉ハ、比較的其技能ニ於テ缺クル所アリタリ。

然ルニ今回ノ出動ニ於テハ、到ル所混亂ノ巷ヲ行動セサルヘカラサルト又一方ニハ集團運行ヨリハ寧ロ分離行動ノ場合多カリシト、尙自動車使用法過剩ニシテ自動車ノ破損豫想以上ノ爲メ、若干輸送能率ヲ十分ニ現ハスコト能ハサリシ場合少カラス。

我國軍ノ狀況ト緊要ナル自動車ヲ多數ニ整備スル能ハサル狀況ニアルヲ以テ、將來戰ニ於テ補給上ニ不利ヲ來ササル如ク一般將校ニ自動車用法ニ關スル常識ヲ養成スルコト緊要ナリ。

五、航空機

一、警備上航空機ハ至大ナル價値ヲ有ス、各種交通機關ノ杜絕セシ今次事變ノ如キ場合ニ於テハ、都市內外並ニ近郊各地ノ偵察通

信連絡、監視及宣傳ハ、飛行機ニ依ルヲ最モ便トス、殊ニ始終各方面ノ狀況偵察ニ任シ上空ヨリスル視察、空中寫眞ノ利用ニ依リ混亂セル局部ニ眩惑セラルヽコトナク克ク大局ノ狀態ヲ明ニスルヲ得タル點ハ其性能ヲ遺憾ナク發揮セルモノト謂フヘシ。

將來無線電信ノ利用十分ナル場分ニ於テモ、筆記セルモノヽ發受並ニ「宣傳ビラ」ノ散布ハ、他ニ依ルヘキ方法ナキニ於テ殊ニ其價値大ナリトス、其他空中ニ有力ナル飛行機ヲ飛翔セシムルトキハ、示威的効果ヲ表ハシ人民ヲ安堵セシムル點ニ於テ有効ナリ。

二、繫留氣球ハ今次ノ變災ニ際シテハ大ナル効果ノ認ムヘキモノナカリシト雖モ、上空ヨリスル持續的監視ニ依リテ地上ノ動靜ヲ偵察シ、或ハ出火ノ發見ヲ容易ナラシメテ防火ノ處置ヲ速カナラシムル等、其用途決シテ尠少ナラサル可シ。

六、救護班ハ、震災當初ヨリ概ネ能ク救護ノ任務ヲ全ウセリ。然レトモ其編制タルヤ急遽ノ間ニ決定セラレタルヲ以テ、不滿ノ點尠シトセス、從テ救護ノ能力ヲ最大ニ發揚スルコトヲ得サリシヲ遺憾トス、今編制上一二ノ所見ヲ述フレハ左ノ如シ。

1、各救護班ニハ、獨立シテ給養ヲ營ミ得ル如ク編成スルヲ要ス。

此點慮ナカリシ爲、自活ノ爲比較的多クノ兵力ヲ要シ、或ハ已ムヲ得ス隣接部隊或ハ地方官憲町村公吏等ヨリ給養ヲ受ケサルヘカラサルニ至リ活動十分ナラサリキ。

2、輸送材料ヲ配屬スルヲ要ス。

收容患者ノ輸送材料ナキ爲、移動進出閉鎖ニ當リ行動ヲ附與セラレ、最モ迅速且機敏ニ廣地域ニ亘リテ救護ニ任セサルヘカラサル救護班ノ任務ヲ達成スルコト十分ナラサリキ、將來ハ少クモ一班ニ自動車一輛ヲ配屬スルヲ要ス。

3、各救護班ノ編成ハ、概ネ同一若シクハ之ニ近キモノトシ、隨時分割使用ニ適セシムルヲ要ス。

今次ノ震災ニ於テ派遣セラレタル救護班ハ、其編制大小區々ナリシヲ以テ、喞噎ノ場合配屬ヲ受ケタルモノハ編制不明ノ爲之カ運用ニ少カラサル不便ヲ感シタリ。

第四、將來此種勤務ニ對スル典令ノ制定及其教育ノ要否又外人鮮人取締ニ關スル所見

一、警備勤務ニ對スル典令ノ制定及其教育ハ、共ニ之ヲ特定スルノ必要ヲ認メス。

但シ、非常ニ際シ、治安維持殊ニ部外官憲トノ協同ニ必要ナル事項並ニ權限ノ分界ヲ定メ、其指揮系統ヲ明確ナラシムヘキ條令ヲ制定シ、且將校ノ爲左記ノ施設ヲ爲スヲ可トス。

1、戒嚴勤務ニ關スル諸法規ヲ蒐錄シ、且今次ノ災害ヨリ得タル經驗中參考トナルヘキ事項ヲ少クモ將校及聯隊(獨立大隊)以上ノ軍隊官衙學校ニ備付クルコト。

2、士官學校教程ノ一部ニ戒嚴勤務要領ヲ記載スルコト。

尙國民ニ戒嚴ノ意義ヲ知ラシムルコトノ之カ爲國定教科書ニ趣旨ヲ入ルヽヲ可トス。

理由

1、事變ノ原因ハ勿論、其狀況千差萬別ニシテ測リ難シ、第三ニ記述セル幹部教育ヲ向上セハ、一般常識ヲ以テ處斷シ得ヘシ、徒ラニ細部ノ規定ヲ設クル時ハ、却テ機宜ノ獨斷ヲ掣肘スルニ至ルノミナラス、在營年限短縮シ重要ナル教育事項繁多ナル現今陸軍ニハ有害ナルヲ以テ、宜シク現行典令ノ平素ニ於ケル教育ヲ活用セシムルヲ要ス。

2、然レ共、此種警備勤務ヲ實施スルノ時機ハ將來生起スヘキ公

算アリ、此場合ニ於テ治安維持並ニ復舊ハ特種ノ方法手數ヲ要スルノミナラス、之ニ任スルモノハ單ニ軍隊ニ限ラシテ地方官憲ト協力スルヲ要スルモノアルヲ以テ、準繩トナスヘキ要件ハ、平素ヨリ研究セシメ置クヲ要ス、又特ニ軍隊ト他ノ官憲ト協同事ニ當ルニ必要ナル條規ヲ制定シアル時ハ、紛糾混亂裡中ニ在テ尙能ク整然トシテ行動シ、一般市民亦共據ル所ノ道ヲ得、以テ今次ノ如キ徒ラニ多數ノ死傷者ト不秩序ヲ豫防スルヲ得ヘシ、國民ニ戒嚴ノ意義ヲ知ラシメ置クコトノ必要ハ敢テ說明ヲ要セサル程ニシテ今次ノ震災ニ際シ市民ノ大部ハ當初戒嚴ノ何者ナルヤヲ知ラス又警察官中戒嚴令ヲ知ラサリシモノアリ。

二、外國人、鮮人ノ取締ニ關スル意見　外國人鮮人等ハ保護ノ爲ニモ、亦彼等ノ一部ノ不逞行爲ノ豫防ノ意味ニ於テモ、亦混亂紛糾ノ際ニ於テ何等カノ監視、保護ノ途ヲ講スルヲ要ス、之カ爲如何ナル方法ヲ講スヘキヤハ平時ヨリ規定シ置クコト能ハス、全ク當時ニ於ケル其地方ノ狀況ト外人ノ素質ニ依リ決定セサルヘカラサルモ、之カ取締ニ必要ナル資料特ニ不良分子ノ現在地等ハ平素ノ調査ニ基キ、速ニ之ヲ警備隊ニ交付スルノ準備アルヲ要ス。

一、外國人取締ニ關スル所見

1、外國人ニ關シテハ往々國際問題ヲ惹起スルコトアルヲ以テ救護ヲ主トシ、親切ニ取扱ヒ、外國語ニ通セル者ヲ以テ之カ指導ヲナサシムルヲ要ス。

外國人中外交官憲ハ如何ナル場合ニテモ之カ保護ニ就テハ、國家ノ面目ニ懸テ官民共ニ注意ヲ要ス。

2、外國人ニハ差別的待遇ヲ與ヘサル範圍ニ於テ、軍事上ノ要點ニハ居住セシメサルヲ可トス。

3、外國人ヲシテ變亂ニ乘シ國軍ノ機密ヲ探リ我國ニ不利ナル行動ニ出ツルヲ取締ル爲ニハ、救護上便益ノ名ノ下ニ一ケ所又ハ數ケ所ニ集メ保護ヲ加ヘ取締ヲ便ニスルヲ可トス。

三、鮮人取締ニ關スル所見

1、鮮人中不良分子ハ僅少ニシテ大部ハ溫順ナル勞働者ニシテ、蓄財勤ク取締者ニ便リテ衣食スルモノナリ之カ取締ニ際シ過度ニ分散シ置クハ保護上不便多ク、集結主義ヲ取リ、多數ヲ一地殊ニ警察署ニ集ムル如キハ、其移動ニ依リ暴民ノ敢愾心ヲ誘致シ騷擾ヲ擴大スルニ至ル故ニ、成ル可ク知己多キ場所ニアリテ保護ヲナサシメ、警察ニ監禁スルハ要監視人ノ如キ特別ノモノニ限ルヲ可トセン。

爾後人心沈靜スルニ從ヒ、速ニ舊雇主ヲ調査シ之ニ引渡シ、適宜保護ヲ加ヘ、鮮人ヲシテ各其堵ニ安シ其職ニ從事セシメサル可カラス。

2、現下ノ制度ニ於テハ、警察ノ權威ハ群集等ニ對シ皆無ト云フモ過言ニ非ス、將來警察ノ制度ヲ改革シテ權威ノ向上ヲ圖ルニ非サレハ、支鮮人ノ取締護送等ノ際、群集ノ騷擾ノ渦中ニ投スルノ情況ナリ。

第五、通信機關ノ能力ニ關スル所見

一、國設通信機關ノ根本的ニ破壞セラレタル狀態ニ於テ、軍隊ノ電話通信網ノ開設、無線軍用鳩ノ使用ニヨリ治安維持上効果ノ多大ナリシハ言ヲ俟タス、殊ニ災害直後軍隊警備救恤救護交通等ノ成果カ他ニ擢テタルハ通信機關ノ整備其有力ナル一因タリ、然レ共有線電線ハ市外地又ハ人馬ノ交通頻繁ナル地方ニ於テ住民ノ爲不知、不識或ハ故意ニ切斷スル不良ノ徒ノ爲ニ度々斷線シ、重要ナル時機ニ通話シ得サルコト尠カラス、其他市街埋設物等ノ影響ニ依リ、混線シ、又電車ノ開通ト共ニ往々交流ヲ生シテ送受話明瞭ヲ缺キ、警備部隊

ノ行動ニ影響ヲ及ホセシコトナキニ非ス。

二、被害ナキ警察電話ハ、警備隊ノ任務達成上貫獻スル所頗ル大ナルモノアリシカ、地方通信機關ニ於テ電報ノ如キハ甚タシク延着シ機ヲ失セシコトアリ、事變ニ當リテハ治安維持上重大ノ關係ヲ有スルヲ以テ、其能率ヲ適當ニ發揮シ得ル如ク準備立案スルトコロナカル可カラサルト共ニ、其重要ナルモノハ容易ニ破壞又ハ燒毀セサル如ク處理スルコト必要ナリ。

三、通信機關不十分ナル場合、自動車及「サイドカー」ハ補助機關トシテ其効果大ナリキ、其他自轉車及乘馬傳令モ亦良ク通信ノ不備ヲ補ヒ得タリ、今後步兵聯隊ニハ平時ヨリ相當ノ自轉車ヲ備付且自轉車兵ヲ選拔教育シ置クノミナラス、之カ修理法ノ概念ヲ注入シ置ケハ最モ便利ナリ。

四、今後警備勤務中通信機關ニ關シ經驗セシ事項左ノ如シ。

1、地方師團ヨリ派遣セラレタル部隊ノ携行通信機材僅少ナリシ爲、一般ニ十分ナル能力ヲ發揮スルコト能ハサリキ。

2、重要ナル各衞戍地ニハ、平素ヨリ無線通信所ヲ設置スルヲ要ス。

3、司令部本部ニハ轉換機ヲ備フルヲ可トス。

4、舟行頻繁ナル河川ヲ通過シテ架設セルモノハ屢ゝ不通ヲ來セリ、水中架設ノ爲ニハ器材及方法ニ就キ研究ヲ要ス。

5、降雨時ノ通話ニ於テ故障多シ被覆線ノ防水設備ヲ改善シ、且地絡ニ關スル豫防ヲ完全ニスルコト必要ナリ。

6、師團司令部ニハ鳩班ヲ分屬スルヲ要ス。

第六、徵用地方輸送機關ノ能力ニ關スル所見

一、時局ノ爲使用シタル地方輸送機關ハ、一噸自動貨車及四輪馬車ニシテ、實驗上其積載能力ヲ示セハ左ノ如シ。

一六四二

種類	耐積重量	普通積載量	速度（一里ニ要スル）
一噸自動貨車	二七〇貫	二五〇貫	〇・三時間
四輪馬車	三五〇貫	二三〇―三〇〇貫	一・五時間

各品種別積載能力左表ニ示ス

品種	一噸自動貨車	四輪馬車	摘要
精麥（五斗俵）	一五俵	一八俵	
乾麵麭	二五俵	三〇函	
大麥（十五貫俵五斗入）	一五俵	一八俵	
燕麥（十貫俵）	二五俵	三〇俵	容積ヲ以テ制限セラル
千草、壓搾セルモノ	一二〇俵	一八〇貫	
醬油（四斗入）	八樽	一〇樽	
同（一斗入）	二五樽	三〇樽	
味噌（十八貫入）	一〇樽	一三樽	
同（十貫入）	二〇樽	二五樽	
砂糖（十六貫）	十五俵	一八俵	
尋常繰詰	四〇函	五〇函	
携帶繰詰	四〇函	五〇函	
精麥（一斗俵）	十五俵	十八俵	

二、積載能力右ノ如ク且自動貨車ハ速度敏速ナルヲ以テ、災暑ノ候ニ於ケル生魚生肉等腐敗シ易キ物品ノ運搬其他要急ノ輸送及遠距離ノ送達ニハ必要缺ク可カラス、殊ニ東京及其近郊ノ如ク道路比較的良好ナル場合ニ於テ然リトス。

三、然レトモ自動貨車ハ、平時概ネ人口稠密ノ場所ニ集合シアルヲ以テ、今回ノ如キ變災ニ際シテハ其員數激減スルヲ免レス、而モ軍隊行軍上之カ使用ニ供スルコト急ニシテ、特ニ輸送繼續力ハ其構造ト修理困難ナルトニ依リ決シテ大ナラス、加之「ガソリン」ト運轉手ノ補充ヲモ考慮ニ置クノ必要アリ、其他賃金ノ頗ル高價ナルヲ思ヘハ自動車ノミヲ胸算ニ置クコト頗ル危險ナルヲ以テ、自動車ハ必要止ムヲ得サル場合ノ使用ニ止メ可成馬車本位トナスハ着意ヲ必要トス。

四、馬力ハ隨所ニ散在シアリテ事變ノ爲激減スルコト少ク、尙之カ傭役ニ當リテハ平時ヨリ所謂親方ナル請負者アリテ蒐集容易ニシテ其積載卸下ハ通常馬夫自ラ之ニ任スルヲ以テ、大ニ便利ナリトス、又自動車及馬車トモ輸送途中殊ニ長距離ノ輸送ニアリテハ看視員ヲ附スルノ考慮最モ肝要ナリトス。

五、其他水運ノ利用シ得ヘキアラハ（隅田川ノ如キ）船舶輸送ヲ利用セサルヘカラス小蒸汽ト雖モ貨物自動車十數臺ノ積載量ヲ有ス。

第七、震災ニ鑑ミ國防及軍事思想普及ニ關スル所見

一、上述ノ如ク市民ニ與ヘタル影響ハ良好ナリト雖モ、果シテ警察兵作業兵トシテノ感謝ナリトスレハ軍隊ノ本義寧ロ難有迷惑ニカ過早ノ感ナキ能ハス、又警察兵トシテノ信賴ハ反言スレハ眞ノ警察力ノ不足不信ヲ意味スルモノニシテ、國家トシテノ立場ヨリ云ヘハ、國民ト警察トヲ將來益ゝ疎隔スルノ不利ニ趨クナキヤヲ得ス。

二、國防及軍事思想普及ノ爲ニハ、今回ノ如キ變災ハ國防及軍事思想普及ノ爲絶好ノ機會タル如キモ、一步ヲ誤レハ反テ不測ノ患害ヲ生センコトヲ恐ル、上ハ多分ノ經費ヲ要スル復興ノ爲國費中ノ多額ヲ占ムル軍備縮少ヲ叫フ政治家アリ、下ハ資產ヲ蕩滅シ路頭ニ迷フ失業者多キ現況ニ於テ特ニ然リトス、故ニ此ノ際ニ於ケル普及宣傳ハ、人情ノ機微ニ觸ルル爲極メテ機宜ニ適シタル措置ヲ要ス、此ニ於テカ軍部ハ速ニ適切有効ナル手段ヲ講シ、專任機關ヲ積極的ニ之ヲ實行スルノ要極メテ大ナリト思惟ス。

第八、警備部隊ノ給養ニ關スル所見

軍隊ノ給養ハ比較的順調ニ實施セラレタリ、然モ震災當初ニ於テ物資ノ蒐集調辦不可能ニシテ、而モ飮料水ノ不足ハ炊爨上支障尠カラサリシモ、市場ノ開設ヲ見且戰時給與ヲ適用セシメラレタルヲ以テ、惡感ヲ與ヘサル爲軍部外ノ努力ニ俟タシムルヲ適當トスルモ、未タ一般ニ進行セサルヲ以テ、一方ニ於テハ益ゝ在鄕軍人會ヲ督勵シ之ヲ中堅トスルト共ニ、他方ニ於テハ最近漸次活氣ヲ帶ヒントスル學生軍事研究團ノ奬勵ニ努ムル外、今回ノ災害ニ於テ特ニ痛切ニ慘害ヲ體驗若クハ見聞セル婦女子ヲ勤カシ、家庭的ニ斯思想ヲ吹込ミ、尙教育家其他ノ教養團隊ト協同連繫シ、青少年男女就中兒童間ニ根本的注入ヲ圖ルヲ有利トス、而シテ宣傳ノ要ハ軍部トシテハ主トシテ前項述フル如キ事ヲ羅列表示シ、之ニ伴フ當然ノ判決ハ國民自身ヲシテ成ルヘク自覺自認セシムルヲ可トセン。

四、諸外國ノ同情ハ、我國民ノ如ク單純ナル頭腦ノ所有者ニハ外人カ一面救恤、救助ノ爲同情ノ涙ヲ灑クモ、反面ニ就テハ對外政策其他軍備上毫モ戒心ヲ弛ムルモノニアラサルコトヲ着々例證顯示スルヲ要ス、否ラサレハ彼等ハ世界的博愛ト國家存立ノ爲メ國防觀念トヲ混視シ、爲ニ志氣ノ緊張ヲ缺クコトヲ免カレサルヘシ。

五、要スルニ今回ノ變災ハ國防及軍事思想普及ノ爲絶好ノ機會タル如キモ、一步ヲ誤レハ反テ不測ノ患害ヲ生センコトヲ恐ル、上ハ多分ノ經費ヲ要スル復興ノ爲國費中ノ多額ヲ占ムル軍備縮少ヲ叫フ政治家アリ、下ハ資產ヲ蕩滅シ路頭ニ迷フ失業者多キ現況ニ於テ特ニ然リトス、故ニ此ノ際ニ於ケル普及宣傳ハ、人情ノ機微ニ觸ルル爲極メテ機宜ニ適シタル措置ヲ要ス、此ニ於テカ軍部ハ速ニ適切有効ナル手段ヲ講シ、專任機關ヲ積極的ニ之ヲ實行スルノ要極メテ大ナリト思惟ス。

第八、警備部隊ノ給養ニ關スル所見

軍隊ノ給養ハ比較的順調ニ實施セラレタリ、然モ震災當初ニ於テ物資ノ蒐集調辦不可能ニシテ、而モ飮料水ノ不足ハ炊爨上支障尠カラサリシモ、市場ノ開設ヲ見且戰時給與ヲ適用セシメラレタルヲ以テ、

概シテ良好ナル給養ヲ實施スルヲ得タリ。

第九、補給ニ關スル所見

一、補給ノ施設並ニ配給法ニ就テ　地方ヨリ輸送セラレタル糧秣補給ノ爲メ中央ニ補給部ヲ設置シ、主要驛ニ配給所ヲ置キ、統一シテ配給業務ノ圓滑ヲ計リタルハ機宜ニ適セル施設ナリト信スルモ、其ノ配給方法ニ至リテハ不便不利トスル所アリシカ如シ、即チ

(イ)交付ノ方法ニ就テ　師團毎ニ受領スルモ或ハ各隊各個ニ受領スルモ總テ師團ノ任意トナシタルハ配給所ノ混雜ヲ招キタル一原因ナルカ如シ、然ルニ師團トシテハ警備ノ爲メ兵力ノ不足ヲ告ケアル情況ニ於テ、且又運搬具徵用ニ於テ何レモ節約ヲ圖ラサルヘカサル關係上、此レカ統一補給ハ正ニ狀況ニ合スル處置ナルヘシ。

(ロ)配給ノ統一ニ付テ　配給部ハ配給開始若干日ノ後、主トシテ地理的關係ニ基キ、各配給所ノ配給擔任區域ヲ定メラレタリ、蓋シ至當ノ事ニ屬ス、然ルニ各配給所ニ於テ取扱ノ糧秣數量ハ甚シク偏奇ノ狀況ニアリシヲ以テ、右ノ配給區域ハ實行ニ際シ之ヲ遵守シ得サルニ至リシト共ニ、時間ノ空費運搬ノ徒勞ハ敢テ少シトセス、故ニ狀況ニ應シテ適時配給所ニ配給品種ヲ定メ、受給部隊ニ通告スルヲ適當トスヘシ。

二、大麥ノ梱包ニ就テ　大麥ハ全國ヲ通シ五斗俵トスル如ク指導スルヲ可トセン　目下地方ニ依リ十二貫十三貫十四貫等區々ニシテ一定セス、之カ取扱ヒ頗ル煩雜ニシテ、數量多量ナル場合ハ混合シ誤算ヲ來スコトナシトセス、故ニ檢查合格品ニ對シテハ精米ヲ四斗俵トスル如ク、大麥ハ五斗俵ニ改正スルヲ可トセン。

三、大麥ノ平時定量ヲ俵目ヲ以テ規定スル如ク改正ヲ望ム。

大麥定量ハ、平時ハ重量ヲ以テ、戰時ハ俵目ヲ以テ規定セラレアルヲ以テ、今回ノ如キ場合ニアリテハ取扱不便ナリ、故ニ俵目ヲ以テ

定量ヲ定ムル如クセハ、平時ノ給與上ニ於テモ支障ナカルヘシ。

第十、經理、宿營、救恤ニ關スル所見

共一、經　理

經理　一、經理部人員增加配屬ニ就テ

編制　今回ノ事變ニ際シテハ、全員全能力ヲ發揮シテ業務ニ奔走シタルモ、尙且不足ヲ訴フル狀況ナリシハ、蓋シ當然ナリトス、故ニ補給業務ノ爲ニモ相當人員ノ增加ヲ要スルヲ以テ、斯カル場合ニハ部員計手各四名ノ增員ヲ必要トセン、尙災害ニ對スル師團トシテノ行動ハ、一段落ヲ告ケタル後ト雖モ、經理部トシテハ整理ノ爲反テ繁忙ヲ來スノミナラス、特ニ營繕ニ關スル業務平年ノ數倍ニ膨脹スヘキハ見易キ事實ナルニ鑑ミ、前記人員ノ半數位ハ當分ノ中共俵存置スルノ要アルヘシ。

經理　二、物件ノ調達ハ之ヲ一途ニ出ツルヲ要ス。

物資勞力ハ其ノ缺乏ト共ニ調達容易ナラス、此ノ如キ時ニ方リ、之ヲ各部各個ノ調達ニ委センカ、其間自ラ競爭ノ弊ニ陷リ徒ラニ價格ノ暴騰ヲ招徠スルノミナラス、分配適正ヲ缺キ各機關各方面ニ劃據シテ一方何等ノ不便ナキノミナラス、或ハ所要以上ノ數量ヲ擁シテ空シク之ヲ死藏スルモノアルニ反シ、他ノ一方ニハ缺乏甚シクシテ其ノ用ヲ便シ得サルノ窮況ニ沈淪スルモノナシトセス、故ニ之ヲ統一シテ配給ヲ圓滿ニシ供給ノ均衡ヲ得セシムルノ策ニ出ツルヲ適當トス。

經理　三、出動部隊ニ屬スル者ニ對シテハ、一律ニ相當ノ手當ヲ給スルヲ可トス、出動部隊ノ行動タルヤ其ノ勤務連日連夜ニシテ、曾ニ其勞苦ノ甚大ナルモノアルハ言ヲ須タス、是レ元ヨリ其本來ノ任務ニ服スルモノナリト雖モ、彼等ハ實ニ一家一族ノ危急ヲ外ニシテ公ニ奉シツヽアルモノナリ、而モ其勞苦ハ日子ノ濟ムニ伴ヒ相當慰

安ノ道ヲ講スルニアラサレハ、以テ最大ノ努力ヲ要求スルニ適セス、而モ身ヲ覆フノ被服ハ其衰損ヲ速ニスル等、個人經濟ヲ脅威シテ已マサルモノアリ、勞苦ハ當然ノ任務トシテ之ヲ强フヘシ、經濟上ノ損失ニ對シテハ正ニ報ユル所ナカルヘカラス、今次ノ事變ニ於テ旅次手當ノ制ヲ見ルニ至レリト雖モ、其性質上之カ適用尠ラス給與ノ均衡ヲ保チ其處ヲ得セシムルニハ、階級ニ應シ一律平等ノ手當ヲ支給スルニ如カサルナリ。

經理　四、現品交付糧食品ノ評價格ニ就テ　戰時給與規則適用間金錢定額ノ制限ヲ附加セラレタル際、規定セル評價格ハ高キニ失スルカ如シ、勿論品質ノ相違アルヘキモ、部隊ハ分量ノ豐富ヲ圖ランカ爲自然平時採用シツヽアリシ安價品ノ價格ト著シキ差異アル場合ハ、其使用ヲ回避スルニ至ルヘシ、尤モ品質優良ナル點ニ於テ致シ方ナシトスルモ、今回ノ事件ニ補給セラレシモノハ何レモ平時用品ト品質上殆ト差異ナキ程度ノモノナルヲ以テ、共評價格ノ部隊常用ノ夫レト略ゝ同額ナラシムルヲ至當トスヘシ。

經理　五、部隊ノ平時貯藏糧秣數量ニ就テ　震災ノ當初主要糧秣ノ補給ニ就テ最モ不安ヲ感シタルハ、糧秣本廠全滅シテ補給能力皆無ニ歸セルニ當リ、唐突ノ際而カモ一般市民ノ需要ヲ顧慮シツヽ、現地調辨品ノミニ依リ交通機關ノ恢復期迄支障ナク補給ヲ實施シ得ル見込確立セサリシ事ニアリ、平時各部隊ハ主要糧秣ノ補給ニ關シテハ、一ニ糧秣廠ニ依リ曾テ支障ヲ來セシ經驗ヲ有セサリシト、部隊糧秣倉庫狹隘ニシテ其ノ貯藏量ハ最大限概ネ半ケ月分ヲ超ユル能ハサリシトニヨリ、一般ニ其ノ貯藏量ハ極メテ僅少ナルトヲ常トセリ、震災後八日目ニ補給ヲ受クルニ至リタル這回ノ實驗ニ鑑ミルニ、各部隊ニ於ケル主要糧秣ノ貯藏量ハ、手入ノ爲メ特ニ業務增加ヲ伴ハサル程度ニ於テ可及的其ノ增加ヲ計ルノ要アルヲ認ム、之カ爲メ倉庫容積ノ增加等之ニ對スル相當ノ施設ヲ必要トス。

經理　六、夜間ノ照明ニ就テ　震災ト同時ニ電燈ノ供給全ク絕ヘ而モ平時ヨリ蠟燭ノ貯藏ナキ部隊トシテ、夜間ノ照明ノ爲メ甚シク困難ヲ來セリ、故ニ平時ヨリ委任經理ノ餘裕等ヲ以テ或程度ノ量ヲ貯藏シ置クノ要アルヘシ。

經理　七、井戸ノ保存及使用ニ就テ　水道ハ震災ト共ニ全然其ノ用ヲ爲サス、故ニ單ニ文明ノ利益ノミニ依賴スルハ頗ル危險ナルヲ以テ、各部隊內ノ井戸ハ努メテ之ヲ保存シ、井戸ナキ部隊ハ新ニ之ヲ掘鑿シ、尙ホ平素ヨリ井戸水ノ使用ニ慣レシメ非常時ニ處スルノ必要大ナリ。

共二、宿　營

震災地ニ於ケル警備部隊ノ宿營ハ多大ノ困難ヲ感セリ、殊ニ家屋ハ避難民等ノ寄寓ニ依リ警備部隊ノ宿舍ニ充當スヘキモノ少シ、故ニ將來カヽル事變ニ際シ他師團ヨリ出動セル警備部隊ノ爲メニハ、速ニ「バラック」ヲ建築スルヲ緊要トス。

震災當初ハ、非常ニ軍隊ノ行動ニ感謝シ、從テ一般民家ニ於テモ好テ軍隊宿舍ニ提供セシモ、警備漸次長期ニ亙ルニ從ヒ、之ヲ嫌避シ甚タシキハ湯茶ヲモ給與セサルモノモアリキ、故ニ軍隊ハ學校、會社、倉庫、寺院若シクハ在來ノ陸軍諸建築物等ニ宿營スルコトニ注意スルヲ要ナリ。

之カ爲メ出動當初ヨリ相當ノ寢具ヲ携行セシムルコトニ注意スルヲ要ス。

共三、救　恤

救恤　一、事變ニ際シ地方民ノ救護救恤ハ、陸軍ニ於テ主トシテ之ニ當ルノ主義ヲ確立シアルヲ要ス、地方罹災民ノ救護救恤ハ平時政務ノ分擔ヨリスレハ當然地方官公衙ノ任トスル所ニシテ、陸軍ニ於

テ之ニ與スルハ元ヨリ筋違ノコトタルヤ言ヲ俟タス、然レ共之ヲ實際ニ徵スルニ、今次ノ如キ大事變ニ遭遇シ、尙ホ且統御亂レス整然トシテ共ノ欲スル所ヲ行ヒ得ヘク、地方當局ニ期待セントスルハ蓋シ不可能事タリ、何トナレハ共ノ紀律ニ於テ將タ共ノ訓練ニ於テ敢テ之レカ絕無ト云フ可カラサル迄モ、甚タシキ缺陷アルハ爭フ可カラサル事實ナルコト、今次ノ事變能ク之ヲ證セリ、斯カル素質ノ彼等ニ對シ此ノ主義ヲ强フルハ寧ロ强フルモノヽ過ナリト謂フヘシ、即チ我カ陸軍ヲ措キテ他ニ之ヲ求ム可カラサルナリ、而シテ此主義確立セサルニ於テハ人ニ依リ見解ヲ異ニシ軍部地方官憲兩者間ハ勿論陸軍部內ニ於テサヘ彼此行違ヲ生シ、或ハ遲緩遙遞シ、延イテ大局ヲ誤ルニ至ルノ虞レナシトセス、是レ今次ノ事變ニ於テ痛切ニ感得シタル所ナリトス。

救恤　二、事變時地方民救恤ノ爲メニハ、共程度ニ於テ陸軍ノ全能力ヲ之ニ傾クル覺悟ヲ以テ豫メ其範圍程度等ヲ明定シ置キ、尙ホ事變ノ大小四圍ノ狀勢ニ鑑ミ、中央部ニ於テ適時適應ノ指示ヲ爲スノ用意ヲ必要トセス。

前述ノ如ク、既ニ救恤上ノ主義ヲ確定スル以上、陸軍ノ有スル資材ヲ如何ナル程度ニ提供シ、且ツ地方現在物資ニ對スル作用力ノ如何ヲ明定シ置クノ必要アルハ亦當然ノコトニ屬ス、想フニ事變ノ一地方ノ局部ニ限ラルル故ニ、其所轄師團ノ資材ノミヲ以テシテハ其救恤ヲ專ラニスル能ハサルノミナラス、其師團ニ於ケル爾後ノ平時給與ヲ顧慮セシムルカ如キ仕向方ニテハ、師團ノ活動ヲ抑制シ其ノ効ヲ收メシムル所以ニアラス、故ニ平時給與ノ將來ノ如キ要スレハ全軍資材ヲ運用シテ之ノ補塡ヘ勿論、保證セラレサルヘカラサルナリ、此ノ方途定マラサリシ爲メ中央部ノ方針モ確定セラレス、實行上少カラス躊躇シ、爲メニ機宜ノ處置ニ出ツル能ハサリシコト一再ニシテ止マラサリキ、例セハ食品ヲ惠ミテ衣服寢具類ニ及フヲ避ケラレタルカ如キ、又ハ支鮮人ヲ收容給養スルノ處置ニ對シ共ノ理由ヲ詰問セラレタルカ如キ等則チ是レナリ。

救恤　三、戒嚴司令部內若クハ共ノ屬部トシテ地方官公衙ノ首腦部ヲ網羅シ、共運用操縱ヲ自由ナラシムルヲ要ス。

一旦戒嚴ノ宣告アルヤ、地方ニ於ケル司法及行政ノ各機關ハ、總テ司令官ニ隷屬シ共ノ命ノ儘ナラサル可ラス、然ルニ今次ノ如ク非常ニ徵發令出ツレハ、徵發權ハ地方官憲ノ手裏ニ之ヲ收メシメ、軍憲ト官憲トハ之ヲ對立セシメラレタル關係上、何レモ其作用力ヲ專ラニスル能ハス、往々ニシテ行違ヲ起シ、遂ニ感情ノ疎隔サヘ生シタルノ事實ナシトセス、是レ救護救恤ノ統制宜シカラス、其實力ナキモノ徒ラニ共ノ權ヲ握レルニ職由セルニハアラサルナリ、加之ス一切ノ權能ヲ一所ニ集メ以テ機能ヲ十分ニシ機敏適確ノ處置ヲ貴フノ擧ニ出テ出サル可ラス。

第十一、馬匹衛生ニ關スル所見

一、方面病馬收容班設置ニ關スル件　各乘馬隊ノ屯營外ニ遠ク出動シ駐屯稍ゝ久シキニ亘ル場合、又ハ多數ノ馬迄行動課役劇甚ニシテ時々駐屯地ヲ移動スルコトアル時ハ「方面病馬收容班」ノ設置ヲ要ス。

(a)神奈川警備隊ニ於テモ藤澤附近ニ一收容班ヲ設ケタリシナランニハ、更ニ適切ナリシナラン。

(b)東京方面ニ於テ陸軍獸醫學校裝蹄治療班ノ設置ハ、馬衛生實行機關トシテ最モ有効ナリシハ前記ノ目的ニ合致セルカ爲ニシテ、將來機動演習ノミナラス、今回ノ如キ事變ニ際シテハ當初ヨリ速ニ此ノ種ノ機關ノ設置ヲ必要トス。

二、今回ノ病馬回診班ハ、其ノ目的又編制上規模未タ狹少ナルヲ免レス、將來更ニ重症病馬ノ診療、收容陣地軍馬ノ廐急改裝並獸醫材料、蹄鐵ノ補給、輸送等ヲ兼掌實施セシムル爲、警備隊司令部直屬ノ「軍馬治療裝蹄班」擴張充實シ以テ隷下部隊全般ノ馬衛生機關トシテ活躍セシムルノ要アリ。

三、前項馬衛生機關ノ活動上重要ナル關係ヲ有スルハ人馬材料ノ輸送能率之レナリ、即チ重症病馬ノ輸送獸醫材料、裝蹄器具、蹄鐵類ノ運搬等殊ニ遠隔セル地點ニ於テ急送スル場合尠カラス、依テ之カ爲將來ノ施設トシテ「貨物運搬車」一輛及「乘用自動車」一輛ノ配給ヲ切望ス。

四、地方馬匹救濟ニ關スル件　市外地ヨリ各街道ヲ經テ市中ニ入リ來ル地方牛馬日々數千頭ニ達シタル炎暑ノ候劇役ニ驅使セラルルヲ以テ、共ノ水與及飼與ハ家畜衛生及持久力保持上最モ必要ナリ、然ルニ當時ノ狀況ハ馬糧ノ補給（殊ニ干草、穀類）及飲水ノ不足著ルシク、之カ爲病畜ノ發生榮養、力量ノ減衰ヲ來セルモノ尠ナカラス、依テ右地方馬ノ急救ノ爲適宜家畜ノ救恤班ノ設置ヲ必要ト認ム。

五、戒嚴司令部職員ニ獸醫ヲ加ヘラレタキ件　今回ノ出動ハ軍馬一ノ主動的關係事項僅少ナリシカ如キモ、尙其ノ取扱處理事項及馬衛生施設事項等頗ル多ク、戒嚴司令部ニ於テモ要務必スヤ多大ナルヘキモノアルヘキヲ信ス、依テ該司令部ニ獸醫ノ職員ヲ將來增加セラレン事ヲ望ム。

第十二、輜重車輛及自動車ノ利用ニ關スル所見

其一、輜重車

一、連絡ノ必要、糧秣諸品ノ補給ヲ受クヘキ警備部隊ニシテ、其ノ警備擔任地區ノ異動其他ニ伴ヒ宿營地ヲ變更スル場合ハ、豫メ（已ムヲ得サル時ハ變更シタル際直ニ）師團經理部ニ通報スルヲ要ス、此ノ連絡ヲ閑却シタル爲、輸送隊ハ新宿營地ヲ知ラスシテ或ハ逆行迂回シ管ニ人馬ノ徒勞ヲ來シタルノミナラス、補給ノ時機ヲ遲延シタルコト一再ナラサリキ。

二、輸送業務ニ關スル知識ノ向上　少數車輛ヲ以テ多種多樣ノ輸送品ヲ多ク部隊ニ分送スルニ當リ、經理部々員ト協定シテ行フ集積法輸送距離ト輸送數量トヲ顧慮シテ行フ車輛ノ區分積載品ノ仕分ケ積載ノ指揮監督等ニ關シ、研究ノ餘地大ナルモノアリキ、將來指揮教育上ノ技能ヲ向上シ簡易ナル便法ヲ案出シ迅速適確ナル指揮ヲ爲シ得ルニ至ルヲ要ス。

三、小地區ニ於ケル車輛部隊ノ指揮　今次ノ輸送ニ於テハ、師團集積所各部隊集積所共ニ狹隘ナル一小地區ニ選定セラレタリ、將來戰ノ市街駐屯モ亦如斯場合多カルヘキニ鑑ミ、殊ニ下士以下ノ小地區ニ於ケル開進積卸ノ指揮ニ慣熟セシメ置クヲ要ス。

四、應用車載ノ技倆　今回輸送ノ實驗ニ徵スルニ取扱ヒタル積載品ハ、米四斗俵、麥五斗俵、干草ハ壓搾セサル六、七貫梱、醬油一斗樽、味噌四斗樽、砂糖十六貫梱、鹽ノ實二十貫函、菓子一貫乃至二貫ノ罐詰類ニシテ、平時演習ニ於ケル模造制式ト趣ヲ異ニシ、徹頭徹尾應用車載ヲ以テセリ、將來戰ニ於テ常ニ如斯ト謂フ能ハサルモ、輜重兵ノ取扱フ積載品ハ一定ノモノニアラサルニ鑑ミ、應用車載ノ原則ハ能ク理解セシメ置クヲ要ス。

五、改修二馬曳輜重車ニ關スル意見　改修二馬曳輜重車ハ、去七月中依命十日間ノ試驗行軍ヲ施行シ、實用ニ適スルノ判決ヲ得タリ、然ルニ今回ノ大震災ニ際シ、當隊ハ輸送隊トシテ服務スルニ當リ、該車六輛（保管全數）ヲ現用輜重車ト併用シ別個ニ行動セシメタル結果、次ノコトヲ實驗セリ。

1、同一地形及狀況ニ於テ現用輜重車ハ百〇五時間ニ三百十吉米ヲ行動セルニ、改修二馬曳輜重車ハ百十九時間ニ四百三十四吉米

ヲ行動セリ、（此ノ時間内ニハ積載卸下及若干ノ休止時間ヲ含有シアリ）是レヲ一時間ノ能率ニ就キ比較スルニ、前者ハ二吉九百米後者ハ三吉六百米ナリ。

2、行進速度ハ、現用ニアリテハ特ニ急ヲ要スル場合ハ格別ナルモ、常歩ヲ通常トス、然ルニ改修ニアリテハ傾斜四十分一以下ノ坂路ノ介在スル平坦路ニアリテハ五分一乃至四分ノ一ノ速度ヲ持續シ得ルコトハ、今回ノ實驗ニ依リ確實トナレリ。

3、積載卸下、改修ノモノニハ荷框ヲ有スルガ故ニ、荷物ノ安定佳良ナルノミナラス、殊ニ今回ノ如キハ諸種ノ形狀ヲ有スル荷物ヲ積載スルニ便ニシテ、荷綱ノ壓ケ方ヲモ簡省スルヲ得、從テ積載ノ速度ヲ增加セリ卸下ニ於テハ積載ノ容易ナルニ正比セリ。

4、車體及輓馬大ナル缺點及故障ヲ認メス、唯製轉機ノ制轉鈑ノ金質稍ト堅キニ過クルヤノ感アリ、尙荷框ハ共高サヲ三分ノ二ニ減シ强度ヲ增セハ荷框保存上及積載上更ニ便ナラン。

5、輸送軍紀ノ維持ニ關スル比較現用車ハ、國民性ニ適セス、即チ上官監視下ニ於テハ軍紀ノ維持嚴肅ナルモ、一度監視外ニ出テ殊ニ疲勞多キ時ニ於テハ服法緊張ヲ缺キ、馬ノ愛護ヲ怠リ、往々乘車服法ヲ敢テスルニ至ル、然ルニ改修ノモノニアリテハ以上ノ如キ不軍規ヲ見サルノミナラス、進ンテ輸送ニ從事スルノ氣分ヲ認ムルハ改修車ノ長所トシテ見逃スヘカラサル所ナリ。

6、改修車ノ使用方面ヨリ得タル効果ノ改修ノモノハ、常ニ遠距離方面ノ輸送ニ使用セルニ、略ト現用車ト同一時間内ニ任務ヲ終了シ、而モ一兵卒ニ至ル迄之ヲ當然ノ用法ナリト甘受セルハ、輸送行程ヲ向上セル心理上ノ特點ナリ。

7、馬術方面ヨリ見タル實驗ニ、現用車ハ徒歩服法ナル爲、服者自己ノ危險少ナク、從テ怠慢不注意ヨリ生スル事故多キニ比シ、改修ノモノハ乘服者タル關係上、服術ノ缺陷ハ直ニ身邊ニ危險ヲ及ホスヲ以テ、兵卒ハ常ニ緊張シテ使服シ、事故ノ發生皆無ナリシハ特ニ注目スヘキ點トス、尙服法ノ教育ハ案外容易ナルコトヲ實驗セリ。即チ三十五名ノ兵卒ニ對シ六輛ヲ以テ單ニ十回教育シタルニ過キサルモ、何等故障ナク輸送業務ニ從事セシムルヲ得タリ。要之今回關ラスモ改修二馬曳輜重車ヲ輸送ノ實務ニ充當スルノ好機會ヲ得、更ニ以上縷述スル如キ、幾多ノ實驗ヲ重ネテ益ミ該車ノ便益ヲ認ムルト同時ニ、一馬曳現用車ノ不十分ニシテ兵器進歩ノ現制ニ沿ハサルヲ痛感セシハアラス。

尙十年式二馬曳輜重車ハ車體ノ自重過大ニシテ取扱ニ便ナラサルト、左轅木カ服者ノ右脚ヲ壓迫スルコトハ、共ニ改修車ニ及ハサル所ナリ。

共二、自動車

一、警備救護等ノ爲軍隊ヲ十分ニ活動セシメンカ爲ニハ、各種自動車ヲ餘裕アル如ク師團ニ配屬スルヲ有利トスルハ勿論ナルカ、單ニ民間自動車ヲ借上ケ之レノミニ依リテ師團自動車班ヲ編成スルトキハ、共活動能力著シク低下スルヲ免レス、依テ今回ノ如キ場合ニ於テモ基幹トナスヘキ下士兵卒ハ自動車隊ノ現役兵（車輛共）ノ若干ヲ配屬シ、尙將校下士ノ配屬ヲ要スルモノト認ム。

二、自動車ノ全能力ヲ發揮セシメ最モ有利ニ經濟的ニ使用センカ爲ニハ顧慮スヘキ點種々アリト雖モ、重ナルモノヲ擧レハ左ノ如シ。

（一）統一使用

（二）修理ノ適當

（三）部品燃料等ノ補給

（四）自動車ニ關スル知識ノ普及

（一）ハ師團ニ於テ統一スルヲ有利トス、即チ基幹トスヘキ爲自動車隊ノ將校以下若干（車輛共）ヲ師團ニ配屬シ、之ニ所要ノ民間自動車ヲ借上ケ一隊ヲ編制シ、師團長ハ臨時必要ニ應シ之カ一部ヲ某隊ニ專屬使用セシメ、或ハ各隊ノ請求ニ依リ適當ニ之ヲ使用セシムルヲ可トセン、今回ノ如ク地區警備隊歩砲聯隊工兵大隊等ニ幾輛ト限定シテ假定數ヲ達示セラルヽハ適當ト認メ難シ。

（二）適時修理ヲ行ヒ大破ニ至ラサルニ先タチ之ヲ加修シ、常ニ完全ノ狀態ニアラシムルヲ可トスルハ勿論ニシテ、尙之ニハ熟練ナル職工、工場トシテ相當ノ設備ヲ要ス、震災當初ニ於テ修理機關ナキ爲師團ニ於テ已ムヲ得ス修理班ヲ編成シテ小修理ヲ行ヘリ、造兵廠ニ於テ修理作業開始後ニ於テモ、其修理ハ遺憾乍ラ敏活ヲ缺キ率ロ民間熟練職工及自動車隊工卒ノ修理作業ニ比シ遜色アリテ、師團ニ於テ修理班ヲ設ケ小修理ヲ行フニ有利トスル狀態ニアリタリ、是ヲ以テ將來ハ平素ヨリ自動車廠ヲ設ケ補給修理ニ關スル一切ノ業務ヲ處理スル如ク編成ノ改正ヲ切望ス。

（三）部品ハ窘乏ヲ告ケタリ、價格ノ不廉ナルハ尙忍フヘシト雖些些タル部品不足ノ爲車輛ノ使用ヲ一時停止セサルヲ得サル如キ事少カラス、從來屋上論議セラレタル處ナルカ、自動車ノ種類ヲ制限シ部品ノ統一ヲ圖ラレン事ヲ望ム。

燃料ハ、軍部ニ於テハ甚タシク缺乏ヲ告ケサリシモ、民間ニ於テハ甚タシク缺乏シ、其時期ハ過剩トナリ、一部關西方面ニ返送スルノ奇現象ヲ生セシヤニ仄聞ス、元來燃料ノ豐富ナラサル我カ國ニ於テハ、代用燃料ヲ使用シ得ル揮發器ヲ採用スルヲ急務トセン。

（四）將校以下自動車ニ關スル知識ヲ平時ヨリ一層增進シ置クヲ要ス、輸送効程ハ速度ト積載量ノ相乘積ナルハ明カナルニ、徒ニ死節時多ク、又ハ自動車ヨリモ他ノ輸送機關ニ依ルヲ便トスル場合强ヒテ自動車ニ據ランコトスルモノ、或ハ非常識ニ屬スルカ如キ所爲ノ爲、自動車ヲ破損セシカ如キ之ナリ。

三、自動車ノ點燈裝置ハ電氣式ニ改正スルヲ要ス。

四、制式四噸貨車ノ放熱函ハ、分畫式（モアーランド）トシ、且爲得レハ之ヲチユーブ型トシ護謨履ハ「ソリッドダブルタイヤ」トシ、リムヲ附シ着脫式トスルヲ可トセン。

五、TGE自動車ノ前方十字軸取付螺桿ハ堅牢ナラス、改正ヲ要ス。

六、借上自動車及運轉手ヲ屈入料金ハ尙低下スルヲ要ス。

フオード一噸積貨車五十圓ノ如キハ半額ニシテ可ナリ。

七、繃秣輸送ノ如キハ五噸ホルト牽引車ニ依リ被牽車二乃至三輛ヲ牽引セシメテ行フヲ有利トセン、自動車ノ輸送行程大ナルハ先年既ニ調査委員ニ於テ實施セル試驗ノ結果ニ依リテモ明ナリ、勿論市街地ニ於テ交通其他雜閙箇所アルヲ考慮スルノ必要アランモ、東京市內ニ於ケル主要道路ヲ二三車牽引ノ列車ヲ運行セシムルハ、尙多數平素ヨリ準備シ、且之カ運行ニ關スル演練ハ一層十分ナラシムルヲ要ス。

八、自動車事故ノ防止ノ爲人車ノ交通規則ヲ尙一層徹底的ニ取締ル必要アリ、自動車前照燈ノ光度如何泥除ノ有無等ニノミ汲頭スル警察官憲ノ如キハ、抑モ末葉ニシテ交通規則ノ勵行ヲ必要トス、又路幅狹少而カモ主要道路カ露店ノ爲雜閙シ車輛ノ通過ヲ妨クル爲非常時ニ際シ自動車ノ能率ヲ發揮スルハ大ナル障害タレハナリ。

九、自動車部品ノ購買價格ニ各商店ニ依リ少額ノ相違アルハ止ムヲ得サル可キモ、本回ノ如キハ著シク相違セルモノアリ、當局ハ速ニ指定價格若シ出來得サレハ商人ヲモ指定スル如クスルヲ適當ト認ム。

十、自動車特ニ貨車ヲ通行シ得ル道路ハ、平素ヨリ研究ノ上地圖上ニ記載シ置キ、事變ニ際シ遺憾ナク通行路ヲ指示命令シ得ル如ク準備シ置クヲ要ス。

十一、自動車道ノ設置ヲ急務トス、本回ノ如キハ著シク行動ヲ束縛セラレタルハ勿論、自動車ニ關スル事故ノ發生多シ。

十二、市民ノ交通觀念ヲ向上スルノ必要ヲ認ム。(中略)

第十四、情報宣傳ニ關スル所見

其一、宣傳ノ効果ニ就テ

一、今回ノ宣傳ハ災害ノ實況ニ鑑ミ、情況ノ推移ヲ察シ、適時情報ヲ傳達シ、民心ヲ安定シ、又軍隊ノ活動狀態及範圍ヲ概示シ、軍隊ト其他トノ協同連繫ヲ緊密ニシ能率ノ向上ヲ圖ルヲ主トシ、其ノ手段トシテハ、或ハ文書箋片繪畫ノ交付揭示、撒布ニ依リ、或ハ口演ニ依リ、尙新聞紙復活スルニ隨ヒ、災害發生初期ニアリテハ、糧食ノ配給實施、宣傳ノ普及ニ伴ハス、往々ニシテ民衆中宣傳ノ爲メノ宣傳ニアラサルヤノ疑ヲ挾ム者ヲ生シ、流言蜚語ノ防遏ハ、宣傳稍ゝ機ニ後レ其傳播速度ト範圍ノ擴大トニ追隨スルノ實況ヲ呈シ、迅速ニ目的ヲ達成シ得サリシヲ遺憾トス。

二、以上ノ實蹟ニ徵シ、宣傳ニ關スル所見左ノ如シ。

1、宣傳ハ時機ニ適應セシムルコト必要ニシテ、又其實施ハ民心ノ不安甚シキ場合ニ於テハ時トシテ誇大ノ通告ヲ要スルコトアルモ、其他ノ場合ニアリテハ實行ノ能否ヲ確認シ宣傳スルヲ至當トス、今回ノ宣傳ニ於テ糧食ノ供給事項ヲ先ニシテ、次テ被服寢具供給ノ通告ニ及ヒタルハ前者ノ要領ニ合シ、又糧秣滿載艦船ノ到着ヲ報シ、糧食不安ノ念ヲ一時ニ沈靜セシムルノ効ヲ奏シタルモ、爾後其ノ陸揚及配給處置遲緩ノ爲若干民衆ノ不信ヲ招キタルハ後者ノ適例ナルヘシ。

2、流言蜚語防遏ノ爲ニスル宣傳ノ如キハ、特ニ時ト地域トニ於テ機先ヲ制スルノ着意ヲ必要トス、今回ノ實施ニ於テ此ノ目的ヲ以テスル宣傳ハ、時機ニ於テ一歩ヲ後レタル憾アリシヲ以テ、地域ニ於テ先制ノ利用ヲ占メ之ヲ挽回セントシ宣傳地域ヲ迅速ニ擴大セシメタルモ、印刷ノ不敏活傳達具不足等ノ爲尙其効果顯著ナラサリキ、此際航空機等ヲ十分利用シ得ハ最モ妙ナラン。

3、宣傳ノ爲ニハ命令情報規定等ヲ通俗的ニ書キ改メ、或ハ其要點ヲ摘記シ、難字ヲ避ケ傍訓ヲ附シ、字體ヲ明瞭ニシ、圈點ヲ附スル等要スルニ了解ヲ容易ニシ、注目牽ク如キ手段ヲ採ルヲ必要トス、又揭示スルモノニアリテハ其ノ場所ヲ一定スルヲ有利トス。

4、揭示、撒布、口演、宣傳ハ、其ノ時期ト場所トニ適應セシメサルヘカラス、例ヘハ民心甚シク沈靜ヲ缺ク時及燒跡等ノ如ク群集混亂ヲ極メアル處等ニハ、口演及撒布ヲ有利トシ、民心沈靜ノ時機及混雜ナキ山ノ手方面等ニアリテハ揭示ニ依リ効果ヲ收メタルカ如シ。

5、宣傳ノ要領ハ時期及場所ニ依リ之ヲ異ニスルノ要アルコト前項ノ如キノミナラス、同一時機及同地方ニ在リテモ、尙局所ニ依リ適宜ノ方法ヲ採ルノ要屢ゝアリ、又文容書能等技巧ヲ要スルモノアルコト上記ノ如キヲ以テ、軍部ニ於テハ平素相當ノ要員ヲ養成シ置キ、印刷器等亦有力ナルモノヲ準備シアルヲ有利トス。

6、新聞紙ノ利用有効ナルモ民心尙安定セサル時期ニ在リテハ、假令印刷力アルモ配布力乏シキヲ常トスルヲ以テ、宣傳ノ大部ヲ擧ケテ之ニ委シ得ルノミナラス、新聞社ニハ商略上軍部ノ意志ヲ服行セサルモノ若シクハ他社ノ紙上ニ魁セラレタル記事ハ之ヲ歡迎セサルモノアルコト等ハ注意スヘキ事項トス。

其二、流言蜚語ノ軍隊及國民ニ及ホシタル情況ニ就テ

一、軍隊ニ就テ　軍隊ハ大體ニ於テ流言蜚語ノ爲影響ヲ受ケタル事實ナシ、唯ゝ僅ニ夜間小銃ヲ發射シタルモノ巡察ノ兵卒ニシテ對抗スヘキ敵存在スルカ如キ氣勢アリタルモノ等一二之レ有リタルモ、此等ハ極メテ未熟若クハ幹部ニ於テ所要ノ注意ヲ懇示スルノ遑ナク、咄嗟ノ間派遣セラレタルモノノナシタル災害發生當日間ノ出來事ニ過キス、其他ニ在リテ幹部ノ意圖モ全般ノ情況モ克ク徹底シアリタルハ、鮮人ヲ扶助保護シタル爲激昂ノ極常識ヲ喪ヒアル民衆ヨリ「鮮人ヲ愛護スル軍隊ノ眞意解シ難シ」「鮮人ヲ保護スル者ハ民衆ノ敵ナリ」等ノ評ヲ下サレタル事實ニ徵スルモ明瞭ナルヘシ。

二、國民ニ就テ　國民カ風聲鶴唳ニ驚キタルハ喋々ヲ要セス、所謂暴行自警團ノ檢擧ハ其確證トモ謂ヘリ、戒嚴令ノ執行モ之ニ基因シタリト言フモ過言ニアラサル可ク、若シ此ノ事ナクンハ今回出動部隊ノ如キ技術兵ヲ除キテハ其一部ニテモ事足リシナラント思惟セラル。

三、以上民心ノ動搖ニ關シ後來ノ爲必要ト認ムル所見左ノ如シ。

1、警察官ノ有形無形的兩方面ニ於ケル軍事的訓練及在鄕軍人青年團其他トノ平素ニ於ケル協同連繫(寧ロ融和)ヲ必要トス。

2、一般國民就中在鄕軍人會青年團等ノ訓練ヲ必要トス、又變災ノ場合ヲ顧慮セハ左ノ地方的施設ヲ有利トス。

甲、自警員　既教育在鄕軍人中ヨリ優秀者ヲ選定シ置キ、事ニ臨ミ直ニ之ヲ糾合シ、警察官憲兵指導ノ下ニ、現在ノ補助憲兵的ニ使用シ警察力ノ不足ヲ補フ、之カ爲ニハ平素若干ノ教育ヲ爲シ置クヲ有利トス。

乙、自衞員　在鄕軍人及青年團員等ニ依リ自活的ニ組成シ、現今ノ夜警團ノ如ク火災豫防盜難豫防等ニ任セシム。

3、戰時ヲ顧慮セハ、少クモ在鄕軍人ハ自警自衞ニ使用スルコト不可能ナルヲ以テ、老幼婦女子等ニ相當活動シ得ルノ素地ヲ養生スルト共ニ、所要ノ訓練ヲナシ置クコトヲ緊要トス。

第十五、在鄕軍人ニ關スル所見

一、在鄕軍人相互扶助救護ノ要益ゝ大ナリ　災害當時罹災軍人就中全家族全資產ヲ喪ヒ尙且獻身的努力ヲ繼續シタル會員カ、激動中ハ多忙中ニ逐ハレ其ノ苦ヲ忘レタル感アルモ、少康ヲ得タル際、深夜人靜ナル時、過去ヲ思ヒ將來ヲ考ヘ斷腸ノ念禁シ得サルモノアリ、聯隊區將校等慰藉ノ辭ヲ受ケ悲痛ノ涙止ムルニ由ナク、終ニ男泣キニ泣キ倒ル、者アルヲ見聞スル每ニ、軍隊教育効果ノ偉大ナルモノアルヲ今更深刻ニ感知シタルト共ニ、此等在鄕軍人モ亦終ニ尋常ノ人間ニ過キス、若シ夫レ前途ノ光明ヲ失ヒ慰藉ノ途絕ヘ自活自立ノ緒ニ就クヲ得サランカ、多數中ニハ或ハ思索ノ選ヲ誤ルモノナキヲ保セス、此ノ如クンハ將來社會思潮ノ變遷ニ伴ヒ中堅タラシメサルヘカラサル在鄕軍人ノ堅實夫レ或ハ期シ難カラン事ヲ恐レタリ、今カ喉下過キテ熱サヲ忘レタルニアラサルモ、復興ノ大難關ニ遭遇シ一般社會ニ對シ、在鄕軍人カ特殊ノ優遇ヲ要望スルハ至難ナルカ如シ、此ニ於テカ在鄕軍人相互扶助救護ノ途ヲ徹底的ニ講究シ、罹災者ニ就職處世ノ光明ヲ與フルヲ急務ナリト思惟ス、陸軍省步兵課ニ於テ起案セラレタル勞働組合法ノ如キ、若シクハ聯隊區司令部ニ於テ一時的就職ヲ斡旋シタルカ如キ、共ニ輸鮒ノ急ヲ救フニハ効アルモ、而カモ尙罹災者ノ一部ニ過キス、當局者就中在鄕軍人會本部ノ業務ハ此ノ意味ニ於テ既往ノ努力ハ寧ロ應急手段ニシテ今後ノ扶助救護コソ其ノ本務ナラント思惟ス。

二、軍服ヲシテ威嚴アラシムルヲ要ス　今回ノ變災ニ於テ特殊ノ一現象ハ、在鄕軍人カ競フテ軍服ヲ着用スルニ至リタルコトニシテ、之レ喜フヘキ傾向ナランモ、着用者ノ態度、姿勢、就中上官上級者ハ勿論、戰友相遇フモ吳人カ越人ニ對スル如ク、敬禮モ行ハス默禮スラナス者稀有ナル現況ニテハ、軍人精神ノ爲ニモ亦之ヲ望見スル市人ニ對シテモ寧ロ有害ナリ、若シ陸軍禮式ノ勵行至難ナル現況ヲ

已ムヲ得ストセハ、須ラク實行シ得ル程度ニ於テ敎意ノ表示ヲ期スルノ爲、相當ノ手段ヲ講シ、其他軍人ニシテ軍服若シクハ其一部ヲ濫用セル疑アル者ヲ嚴ニ取締ル等、軍服ヲシテ威嚴アラシムルニ注意スルヲ要ス。

三、變災時ヲ顧慮シ在鄉軍人ニ特種ノ訓練準備ヲナサシメ置クヲ要ス。

今回ノ變災間所謂自警團ノ効果ノ大ナリシヲ認ムルト共ニ、又其弊害アリシ事モ閑却スルヲ得ス、而シテ變災ニ際シテハ警察力ノ不足ヲ補フ爲、向後ハ此ノ要良トセハ、平素此ノ考慮ナカルヘカラス玆ニ一案ヲ掲ク。

1、警備班（補助憲兵ニ使用スルモノニシテ聯メ分會ニ於テ既敎育會員中ヨリ所要ノ人員ヲ選定シ事ニ當リ警察力補足ノ目的ヲ以テ憲兵又ハ警察官ノ指導ニ依リ行動セシムルヲ可トス有給又ハ報酬ヲ與ヘ得ハ更ニ妙ナラン）

2、自警又ハ自衛班（在鄉軍人ヲ中堅トシ青年團等ヲ加フ但シ全然自治ニシテ警備的ニ使用セス火災盜難ノ警防等ニ使用ス）

四、軍人會ヲシテ內務省系統ニ密接ノ連繫アラシムルヲ要ス、平素地方郡市町村長等カ軍人分會ニ對シ青年團ニ比シ親密ノ度薄キ處アルヲ耳ニスルハ勿論、今回ノ變災中警察官ノ如キハ平素全ク沒交涉ナルカ爲メ自警團就中其ノ中堅タル在鄉軍人トノ關係圓滿ナラス、甚シキハ嫉視セル警察官スラ之レアリ、爲ニ混亂中一層ノ混亂ヲ生シタル實例モ少カラサルヲ現認セリ。

第十六、兵器業務ニ關スル所見

一、自動車班ハ將來師團長ノ直轄トセス、兵器中ノ一部トスルヲ可トス。

自動車使用ニ關スル計畫指導等ニ利アルノミナラス、自動車ノ部ヲ通過セサルヘカラサルコト多シ。

二、震災ノ當初兵器部職員ノ大部（將校ハ全部）ヲ宣傳部、管理部、自動車班ニ分屬シタル爲メ、一般兵器業務殊ニ戒嚴勤務ニ要スル兵器ノ受領、交換、支給納等ニ關スル指導ニハ頗ル不便ヲ感シタリ。將來例ヘ自動車班ヲ兵器部內ニ併置セサルモ、將校以下三四名ヲ殘置シ業務ヲ繼續セシムルヲ要ス。

三、兵器ニ關スル消耗品乾電池脂油類ハ本廠等ニ於テ無線若シクハ飛行機等ノ通信機關ヲ利用シ、速ク資源ヲ探求シ速カニ一纏トシテ註文補充スル如クセハ、一層其充用ヲ敏活ナラシムルヲ得ヘシ。

四、國民一般ニ電線保護ニ關スル知識ヲ一層ニ向上スルヲ要ス。

今回ノ警備勤務中電話線ヲ切線シ、殊ニ甚シキハ無智ノタメ窃取シ避難場所等ニ利用スルモノアリテ通信上最モ遺憾トセシ事項ナリトス。

將來之カ保護ニ關スル敎育ハ國定敎科書等ニ加ヘ徹底的ナラシムルヲ要ス。

第十七、自警團ニ關スル所見

今次ノ狀況ニ鑑ミ、平素節制アル國民ヲ訓練スルコト必要ナリ、而テ自警團ノ組織ハ、第一ニ統率者ニ共人ヲ得ルコト最モ肝要ニシテ、共編成ハ在鄉軍人ヲ主任トシ、之ニ消防組、青年團有志等ヲ加ヘ、交通整理等ヲ擔任セシムルヲ可トス。

之カ爲在鄉軍人會ノ組織ヲ改メ、陸軍大臣內務大臣並ニ地方長官ノ監督指導ヲ受ケシメ、國民ノ規律節制アル團體的訓練ヲ施スノ必要アルヲ認ム。

第十八、罹災軍人救濟ニ關スル所見

震災當初一般公衆ノ救恤救濟ノ爲メニ活動セル軍人慘狀ヲ耳ニシツツ、骨肉ヲ顧ルノ暇モナク公義ノ爲努力セリ、此ノ行爲ヲ必然的義務ナリト冷眼視スルニ忍ヒス、玆ニ之レカ救濟ヲ計ルニ到レリ。

救濟ノ方法トシテハ、一方ニ於テハ罹災軍人中臨時歸休ニ關スル省令發布ヲ見、又師團ニ於テハ一家復興ヲ計ルヘキ責任者ト家族ノ慰藉ヲ必要トスルモノトニ對シ、夫ト相當ノ金額ヲ與フルノ目的ヲ以テ、陸軍部外有志團體ニ對シ、義捐ヲ希望シ、或ハ軍事救護法ヲ適用シテ爲シ得ル限リノ潤澤ナル救護金ヲ支給セントシ、或ハ職業紹介所ヲ介シテ就職ノ途ヲ得セシムル如ク努力セリ、而シテ其結果ニ徵スレハ、軍事救護法ノ適用ハ、地方官廳一般罹災者ノ救濟ニ全力ヲ擧ケタル爲其効果ヲ認メ得ヘキ者尠ク、比較的効果ヲ擧ケ得タリト認メラル、義捐金サヘモ所要ノ額ニ達シ得ス、一部ノ者ニ對シテハ金額ヲ減少スルノ已ムヲ得サルニ到リ、爲ニ下士卒ハ之ヲ遺錢トシテ費消セサルヤヲ憂フルノ程度トナリ、且ツ集合金ノ進捗遲々トシテ臨時歸休除隊者ニ對シ時機ヲ失シクルハ遺憾トスル所ナリ、而シテ救濟ノ方法トシテ最初希望セシハ、

一、迅速ニ救濟法ヲ講シテ其ノ効果ヲ大ナラシメントセルコト。

二、支給金額ノ最低限ヲ相當多額ナラシメ眞ニ其家族慰藉ノ目的ニ合セシムルコト。

其實施ノ結果ニ鑑ミ、將來此ノ種事業ニ對シ注意ヲ要スル點ヲ擧クレハ左ノ如シ。

一、救濟ノ目的主義ヲ中央部ニ於テ統一シ之ニ應スル罹災者ノ資格範圍等ノ調査ヲ迅速ニスヘキコト。

二、義捐金等ハ募集ノ範圍ヲ廣クスルコトハ望ム所ナルモ時機ヲ失スル虞レアルコト。

三、罹災地ノ地方官憲ニ對シテハ軍人ニ對スル特種救濟事務（軍事救濟法ノ適用ノ如キ）ハ望ミ得サルコト。

四、罹災地以外ニ於ケル軍部ヨリノ義捐募集ハ最モ希望ヲ達スルニ便ニシテ且ツ取敢ス一時的救濟ノ目的ヲ達スル金額ヲ得ルニ難カラサルコト。

第十九、其他ノ所見

一、戒嚴令實施ニ就テ、九月二日夕戒嚴令公布セラレクリシカ、當時東京附近震災ニ伴フ大火災尙熾マス、慘害ノ甚シキ言語ニ絕シ、然モ二日午後四時以來鮮人ノ暴行襲來說盛ニシテ、市民ノ混亂名狀スヘカラス、軍隊ハ警備救護ニ全力ヲ盡スモ尙足ラス、各所ニ分遣活動シツヽアリシ際、偶ゝ戒嚴布告ヲ耳ニシ、憲法第十條ノ戒嚴ノ宣告アリタリト思惟シタルニ、戒嚴令中ノ第九條第十四條ノ規定ヲ適用ス云々ト公布セラレタリシカ、成文ヲ軍隊ニ於テ承知シタルハ早クモ九月四、五日頃ナルヘシ、蓋シ軍隊ハ屯營ニ集結シアリシニハアラスシテ、極端ニ分散シ各種ノ任務ニ從事シアリタレハナリ、之ヲ要スルニ今回ノ戒嚴ハ吾人ノ豫期セル戒嚴ト名實相伴ハサリシ、震災直後ニ於ケル軍隊ハ所謂眞ノ戒嚴ナリト信シテ初メ任務ニ就キタルモ、戒嚴司令部條例ハ賴令シテ公布セラレ、單ニ鎭戍警備ニ任スルノミニシテ、震災ニ基キ安寧秩序ヲ保持セントセハ、一部ノ行政及司法ノ事務ニ管掌スルノ要アルヘカラサリシナリ、然ルニ戒嚴令中第九條及第十四條ヲ適用スルノ勅令ハ殆ント空文ニ等シキ感アリ、從テ多數ノ戒嚴軍隊ハ單ニ警察機關ノ補助ニ服シタルニ過キス、然モ地方警察、戒嚴司令官ノ隷下ニ入ルヘクシテ其命令ノ服行確實ヲ缺キタルコト例歩シトセス、之ヲ要スルニ今次ノ戒嚴ハ其公布ノ形式ニ於テ又實質ニ於テ名實相伴ハサルハ、戒嚴ニ服スル軍隊ノ服行上不利不便多カリキ、宜シク其原因ヲ探究シ以テ將來再ヒ禍根ヲ貽サヽルコトニ注意スルヲ要ス。

二、今回ノ如キ非常ニ際シテハ、戒嚴令施行ニ當リテハ、戒嚴司令

官ハ治安維持ノ警備ニ任スルノミニ止ラス、尚救護補給ノ業務ヲモ行ハシメサルヘカラス、之カ爲非常徴發權ノ如キハ宜シク戒嚴司令官ノ權限ニ屬シ、各省ノ當事者ニ其業務ヲ施行セシメサレハ、今次ノ如キ不統一不敏活ノ行動ニ陷リ機宜ニ適セル處置ニ出ツル事能ハサルヘシ。

三、軍憲各部ノ連繫　今回ノ事變ハ突發的ニシテ各方面何等ノ準備ナキハ諒トスル所ナルモ、軍憲各部ニ於ケル連繫ノ頗ル不十分ナリシハ爭フヘカラサルノ事實ニシテ、各方面勝手ノ動作ヲ爲シアラサルヤヲ疑ハルル場合頗ル多ク、其結果實施者タル軍隊ハ常ニ其ノ迷惑ヲ受ケ其情寧ロ可憐ト謂ハサルヘカラス、平素軍紀ニ依リ養成セラレアルヲ以テ、敢テ非議反抗セサルモ然ラサルニ於テハ服從心ヲ缺キ爲ルヘキ結果ヲ惹起スルニ至ルコトナキニアラス、戒心ヲ要スヘキコトトス、例ヘハ

1、戒嚴司令部ヨリ經理ニ關スル命令ヲ受領スルモ、其ノ實施上ニ於ケル精神解釋ニ於テ陸軍省ト意見ヲ異ニシ、何レニ從フヘキヤヲ迷ハシムルカ如キ、

2、救護班ニ關スル命令ノ如キモ、亦前述ノ如ク二途ニ出テタルカ如キ、

3、國府臺衞戍地ノ留守部隊ハ千葉警備隊ニ屬スルモ主力ハ東京南部警備部隊司令官ノ隷下ニアリシヲ以テ、留守隊ハ統一ヲ缺キ且矛盾セル命令ヲ兩方面ヨリ受領シ處置ニ苦シミタルカ如キ、

4、本參考資料調製ノ如キ參謀本部ト戒嚴司令部ト殆ト同一事項

東京震災錄　後輯　畢

ニ就キ所見ヲ求メラレシモ、其間何等ノ連繫ナキ如キ是ナリ。

四、軍隊ト警察トノ協同ニ關スル所見　右ノ如キ情況ナルヲ以テ、警察官憲ノ行動著シク退嬰ニ陷リ、行政司法ヲ擧ケテ軍隊ニ委任セントスル傾向ヲ生シ、當然警察ニ於テ行フヘキ事次ニ至ルマテ軍隊ノ指揮ヲ仰ク如キ情況ナリキ、加之初期ニ於ケル警備軍隊ノ配置ハ概シテ警察官憲トノ連繫比較的密ナラサリシ爲、相互ノ協力ニ缺クル所勘カラス、殊ニ通信機ニ於テ其甚タシキモノアリ、事變ノ鎭靜ト共ニ漸次此等ノ弊ハ除去セラレシト雖モ、警察側ヨリ軍隊ニ向ヒ積極的ニ連繫シ協同セントスル傾向殆ントナク、從テ精神的融合ノ點ニ至リテハ尚不十分ナリキ、特ニ戒嚴初期ニ於テ軍隊ハ警察力ノ無力トナリシヲ回復セシムルコトニ直接間接大ニ努力シタルニ拘ラス、警察側カ人民カ軍隊ニ信賴スルノ厚キヲ見テ軍隊カ警察ヲ壓迫スルカ如キ言動ヲ弄シ、軍隊ニ反感ヲ抱ク者多キハ遺憾トスル所ナリ。

五、此種警備動務ニ對スル陸海軍協同動作ニ關スル所見　今次ノ事件ニ際シ、陸海軍ノ協同ハ概シテ圓滑ニ行ハレ良好ノ結果ヲ擧ケタルモ、直接之ト折衝セシ一、二部隊ノ報告ニ徴スレハ、細部ニ至リテハ兩者ノ協同未タ十分ニ行ハレタルモノト謂フヲ得ス、例ヘハ橫濱派遣部隊ノ芝浦乘船時ニ於ケル際ノ如キ、橫濱上陸後ノ協同連繫動作ノ密接ナラサル如キ、芝浦ニ於ケル揚陸動作ノ如キ、尚一層緊密ナル精神的協力ヲ要セシモノアリシト謂フ、將來ノ作戰ヲ顧慮シ兩者ノ接近意志疏通ニハ一段ノ指導ト努力ヲ要ス。（第一部關）

大正十五年三月二十八日印刷
大正十五年三月三十一日發行

東京市役所
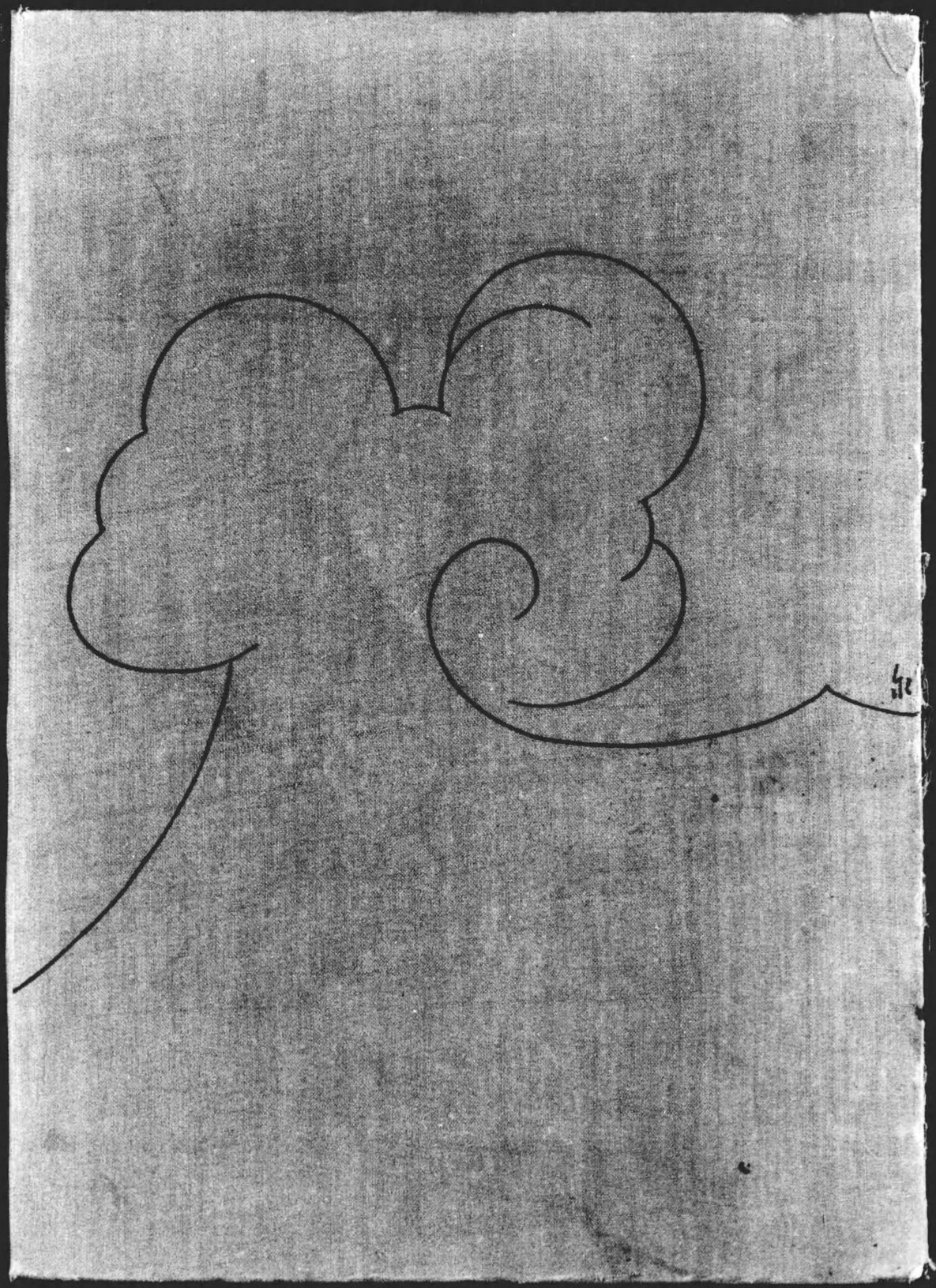
東京市神田區美土代町二丁目一番地
印刷人　島連太郎
東京市神田區美土代町二丁目一番地
印刷所　三秀舍